

平成 29 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成 29(2017)年 6 月
西九州大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念	1
II. 使命・目的、大学の個性・特色等	1
III. 沿革と現況	2
IV. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	8
基準 1 使命・目的等	8
基準 2 学修と教授	12
基準 3 経営・管理と財務	64
基準 4 自己点検・評価	76
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	80
基準 A ディプロマポリシーの具現化（地域とつながる教育研究）	80
V. エビデンス集一覧	86
エビデンス集（データ編）一覧	86
エビデンス集（資料編）一覧	87

I. 建学の精神・大学の基本理念

西九州大学（以下「本学」という。）は昭和 43(1968)年の開学以来、一貫して「高度の知識を授け、人間性の高揚を図り、専門知識と応用技術をもって社会に貢献し、世界文化の向上と人類福祉に寄与する人材を養成する」という学園創設者永原マツヨの掲げた建学の精神のもとに、心を一つにして教育研究と人材養成を実施してきた。戦後間もない昭和 21(1946)年に学園を開いた創設者は、その当時弱い立場にあった女性が生きていくためには、高度な専門知識を学び、手に職をつけ、優しい心と学び続ける強い意志の必要性を説き、女性の解放を訴えた。このような考えに基づきその当時開設した栄養士養成施設が、さらに高度な管理栄養士の育成へと発展し本学の開学、すなわち管理栄養士養成課程の開設に結びついた。

また、本学には建学の精神に基づいた教育理念として「あすなろう精神」が引き継がれている。「あすなろう」（「あすなろ」ともいう）とはヒノキ科に属する九州に生えている常緑樹で、長い年月を経てヒノキに似た巨木になることから、「あす（明日、翌日の翌）」はひのき（檜）のような大木になろうという意味合いがある。漢字では、「翌檜」と表現される。つまり、今は未完の若者であっても、いずれは逞しい巨木に育ち、大きく広げた緑の傘で人間社会を暖かく包み込んでいくような人物になってほしい、高い志を掲げて生涯学び続ける努力をする人物になってほしいという強い願いが込められている。その目標とする人間像は、

- ① 大地にしっかりと根を張り、少々の風ではくじけないような信念と自立心
- ② 未来という天空に向かって真っすぐに伸びていくような高い志と向上心
- ③ 周囲を見おろす大木のような広い視野と包容力

である。

さらに今日においては、

- ① 健康と福祉に関する「知の創造拠点」の整備充実
- ② 新しい社会人としての人間的資質の養成「あすなろう」の精神に基づく人間教育
- ③ 人間の健康と福祉に寄与する専門的職業人の育成

の3点を大学運営の「基本構想」に定め、その実現を図っていく。

II. 大学の使命・目的、大学の個性・特色等

創立以来の建学の理念「あすなろう精神」とともに、今まで培った「健康と福祉」を継承しつつ、さらに医療、スポーツ、保育・教育、心理などの分野を加え、「生活支援を科学し実践する」大学のコンセプトに加えて、文部科学省の「地（知）の拠点整備事業(COC)」に採択されたことを機に、地域を志向する大学をめざすこととして、平成 25(2013)年 10月に「地域大学宣言」を行っている。

本学の将来構想を見据えた、この「地域大学宣言」は“地域の活性化に資するために、地域自治体、地域経済界、ならびに地域社会と連携した教育研究活動を展開する”との内容になっている。

Ⅲ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 21 年 9 月	佐賀栄養専門学院創立
昭和 29 年 2 月	学校法人永原学園設立認可
昭和 43 年 3 月	栄養士養成施設として指定を受ける
昭和 43 年 4 月	佐賀家政大学開設家政学部家政学科設置（入学定員 70 名） （校地 83,091 m ² ・校舎 1・2 号館 5,201.04 m ² ）
昭和 44 年 4 月	家政学部家政学科を「家政学専攻（入学定員 20 名）と管理栄養士専攻（入学定員 50 名）」に分離
昭和 44 年 4 月	管理栄養士養成施設として厚生大臣指定
昭和 45 年 9 月	佐賀家政大学 3 号館新築（570.56 m ² ）
昭和 49 年 4 月	佐賀家政大学家政学部社会福祉学科増設（入学定員 30 名） 家政学部家政学科家政学専攻入学定員減（50 名→20 名）
昭和 49 年 6 月	佐賀家政大学を「西九州大学」に名称変更
昭和 51 年 4 月	西九州大学家政学部社会福祉学科入学定員増（30 名→50 名）
昭和 52 年 4 月	家政学部家政学科を家政学部食物栄養学科に、「家政学専攻」を「食物栄養学専攻」に名称変更
昭和 52 年 11 月	西九州大学 3 号館増築（269.68 m ² ）
昭和 52 年 11 月	西九州大学創立 10 周年記念式典挙行
昭和 54 年 10 月	西九州大学雨天体操場（現第 2 体育館）新築（504.00 m ² ）
昭和 57 年 1 月	西九州大学 3 号館増築（272.17 m ² ）
昭和 57 年 4 月	西九州大学家政学部社会福祉学科入学定員増（50 名→80 名）
昭和 59 年 3 月	運動場造成（約 12,000 m ² ）
昭和 62 年 4 月	西九州大学家政学部社会福祉学科臨時定員増（80 名→100 名）
昭和 63 年 12 月	西九州大学 4 号館（記念センター）新築（2,577.53 m ² ）およびサークル室増築（181.39 m ² ）
昭和 63 年 12 月	西九州大学創立 20 周年記念式典挙行
平成 4 年 4 月	西九州大学家政学部社会福祉学科臨時定員増 （平成 4 年度～11 年度 100 名→120）
平成 6 年 9 月	健康福祉実践センター新築（214.82 m ² ）
平成 7 年 2 月	校地拡張（駐車場用地）（1,370 m ² ）
平成 7 年 4 月	福祉レクリエーション・ワーカー養成課程及びレクリエーション・インストラクター養成課程認定校として認可（日レク協会）
平成 8 年 3 月	西九州大学 5 号館新築（2,611.69 m ² ）
平成 8 年 11 月	学校法人永原学園創立 50 周年記念式典挙行
平成 9 年 12 月	西九州大学家政学部社会福祉学科 3 年次編入学定員増認可（20 名）
平成 10 年 9 月	西九州大学創立 30 周年記念特別講演
平成 11 年 4 月	西九州大学大学院開設「健康福祉学研究科健康福祉学専攻修士課

西九州大学

	程」(入学定員 8 名)
平成 11 年 12 月	西九州大学家政学部食物栄養学科入学定員増 (70 名→90 名) 並びに社会福祉学科入学定員増認可 (120 名→140 名) 及び臨時定員既認可 40 名の恒常化を図る
平成 12 年 6 月	校地拡張 (駐車場用地等) 10,156.00 m ²
平成 12 年 10 月	西九州大学家政学部健康栄養学科設置認可及び入学定員増認可 (90 名→130 名) 「家政学部食物栄養学科は平成 13 年度から募集停止」
平成 13 年 4 月	西九州大学家政学部を西九州大学健康福祉学部に変更
平成 13 年 10 月	西九州大学介護教育棟新築 (762.37 m ²) 及び学生ホール新築 (274.80 m ²)
平成 14 年 3 月	介護福祉士養成施設として指定を受ける
平成 14 年 4 月	西九州大学 6 号館新築 (1,612.19 m ²)
平成 15 年 3 月	西九州大学大学院健康福祉学研究科健康福祉学専攻臨床心理コース、臨床心理士受験資格 (2 種) の指定を受ける (財)日本臨床心理士資格認定協会)
平成 15 年 11 月	トレーニングセンター新築 (242.26 m ²)
平成 17 年 3 月	弓道場 (5 人立)、部室棟新築 (2 階建・311.96 m ²)、テニスコート改修 (全天候型・照明設備)
平成 18 年 11 月	理学療法士、作業療法士校として指定を受ける
平成 19 年 3 月	調理室 エアコンの設置 (第 2 調理実習室、給食経営管理実習室)
平成 19 年 3 月	リハビリテーション学部校舎 (7 号館 4,394.28 m ²) 完成
平成 19 年 4 月	リハビリテーション学部リハビリテーション学科開設「理学療法学専攻入学定員 40 名 作業療法学専攻入学定員 40 名」
平成 20 年 4 月	西九州大学大学院健康福祉学研究科健康福祉学専攻臨床心理コース、臨床心理士受験資格 (1 種) の指定を受ける。(指定期間:平成 21 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日) (財)日本臨床心理士資格認定協会 西九州大学健康福祉学部社会福祉学科 定員減 (140 名→120 名)
平成 20 年 11 月	西九州大学 40 周年リスタート宣言
平成 21 年 1 月	子ども学部校舎 (佐賀キャンパス 3 号館 4,268.19 m ²) 完成
平成 21 年 4 月	子ども学部子ども学科開設「入学定員 80 名 編入生 10 名」 西九州大学大学院健康福祉学研究科健康福祉専攻コース増 (8 名→12 名)
平成 25 年 10 月	西九州大学地域大学宣言
平成 26 年 4 月	健康栄養学部健康栄養学科開設「入学定員 120 名」 健康福祉学部社会福祉学科定員変更「入学定員 80 名、編入生 10 名」 健康福祉学部スポーツ健康福祉学科開設「入学定員 50 名」 子ども学部心理カウンセリング学科開設「入学定員 40 名」

西九州大学

	健康福祉学研究科を生活支援科学研究科に名称変更 研究科健康栄養学専攻開設「入学定員 2 名」 研究科健康福祉学専攻定員変更「入学定員 3 名」 研究科臨床心理学専攻開設「入学定員 4 名」 研究科リハビリテーション学専攻開設「入学定員 3 名」
平成 26 年 11 月	西九州大学新 3 号館新築 (14,738.06 m ²)
平成 27 年 4 月	研究科地域生活支援学専攻博士前期課程開設「入学定員 5 名」 研究科健康福祉学専攻修士課程は平成 27 年度から募集停止 研究科地域生活支援学専攻博士後期課程開設「入学定員 3 名」 研究科子ども学専攻開設「入学定員 4 名」
平成 28 年 11 月	学校法人永原学園創立 70 周年記念式典挙行

2. 本学の現況

- ・ 大学名 西九州大学
- ・ 所在地 (神埼キャンパス) 佐賀県神埼市神埼町尾崎 4490 番地 9
(佐賀キャンパス) 佐賀県佐賀市神園 3 丁目 18 番 15 号
- ・ 学部等構成 (1 研究科、4 学部)

研究科名、学部名	専攻名、学科名
生活支援科学研究科	健康栄養学専攻 (修士課程) 臨床心理学専攻 (修士課程) リハビリテーション学専攻 (修士課程) 子ども学専攻 (修士課程) 地域生活支援学専攻 (博士前期課程) 地域生活支援学専攻 (博士後期課程)
健康栄養学部	健康栄養学科
健康福祉学部	社会福祉学科、スポーツ健康福祉学科
リハビリテーション学部	リハビリテーション学科 (理学療法学専攻、作業療法学専攻)
子ども学部	子ども学科、心理カウンセリング学科

・ 学生数、教員数、職員数

(1) 学生数

平成 29 (2017) 年 5 月 1 日現在

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員	在籍学生総数	在籍学生数			
						1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
健康栄養学部	健康栄養学科	120	—	480	437	110	113	105	109
健康福祉学部	健康栄養学科(注)	—	—	—	33				33
	社会福祉学科	80	10	340	213	51	37	65	60
	スポーツ健康福祉学科	50	—	200	195	50	46	55	44
リハビリテーション学部	リハビリテーション学科	80		320	353	83	99	71	100
子ども学部	子ども学科	80	10	340	361	91	82	82	106
	心理カウンセリング学科	40	—	160	180	48	37	50	45
合計		450	20	1,840	1,772	433	414	428	497

(注)健康福祉学部健康栄養学科は、平成 26 年 4 月募集停止

西九州大学

研究科	専攻	入学定員	収容定員	在籍学生数			
				1年次	2年次	3年次	
生活支援科学研究科	健康栄養学専攻 (修士課程)	2	4	0	0	0	
	臨床心理学専攻 (修士課程)	4	8	10	6	4	
	リハビリテーション学専攻 (修士課程)	3	6	13	7	6	
	子ども学専攻 (修士課程)	4	8	5	3	2	
	地域生活支援学専攻 (博士前期課程)	5	10	10	7	3	
	地域生活支援学専攻 (博士後期課程)	3	9	9	1	3	5
合計		21	45	47	24	18	5

(2) 教員数

平成 29 (2017) 年 5 月 1 日現在

学部・学科		専任教員数					助手	設置基準上 必要専任 教員数	兼任 教員数	兼任 教員数
		教授	准教授	講師	助教	計				
健康栄養学部	健康栄養学科	11	5	5	1	22	5	11	14	59
	学部計	11	5	5	1	22	5	11	14	59
健康福祉学部	社会福祉学科	6	4	3	1	14	2	10	16	92
	スポーツ健康福祉学科	6	2	1	1	10	1	8	16	72
	学部計	12	6	4	2	24	3	18	32	164
リハビリテーション学部	リハビリテーション学科	8	5	4	4	21	2	14	19	49
	学部計	8	5	4	4	21	2	14	19	49
子ども学部	子ども学科	5	6	1	0	12	2	6	8	68
	心理カウンセリング学科	8	1	1	0	10	1	6	9	65
	学部計	13	7	2	0	22	3	12	17	133
合計		44	23	15	7	89	13	55	82	405

西九州大学

研究科・専攻		専任教員数					助手	設置基準上 必要研究指 導教員数	研究指導 教員数
		教授	准教授	講師	助教	計			
生活支援科学研究科	健康栄養学専攻	0	0	0	0	0	0	4	9
	臨床心理学専攻	0	0	0	0	0	0	2	5
	リハビリテーション学専攻	0	0	0	0	0	0	6	12
	子ども学専攻	0	0	0	0	0	0	3	9
	地域生活支援学専攻 (博士前期課程)	0	0	0	0	0	0	3	9
	地域生活支援学専攻 (博士後期課程)	0	0	0	0	0	0	3	7
合 計		0	0	0	0	0	0	21	51

(3) 職員数

平成 29 (2017) 年 5 月 1 日現在

正職員	嘱託	パート (アルバイトを含む)	派遣	合計
29	—	15	3	47

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

西九州大学（以下「本学」という。）は、昭和 43(1968)年の開学以来、建学の精神として「高度の知識を授け、人間性の高揚を図り、専門知識と応用技術をもって社会に貢献し、世界文化の向上と人類福祉に寄与する人物を養成する。」を掲げている。

本学の教育方針は、「あすなろう精神」という言葉に集約される。「あすなろう精神」とは、「今は未完の若者であっても、いずれはたくましく巨木に育ち、大きく広げた緑の傘で人間社会を暖かく包み込んでいくような人物になって欲しい、高い志を掲げて努力を続ける人物になって欲しい」という願いが込められたものである。

この建学の精神に基づき、大学の目的を「西九州大学学則第 1 条（目的）」に定めている。また、学部・学科の目的を「西九州大学学則第 3 条の 2（学部の目的）」及び「西九州大学学則第 3 条の 3（学科の目的）」にそれぞれ定めており、大学院の目的を「西九州大学大学院学則第 2 条（目的）」に定めている。

上記のとおり、本学の使命・目的及び教育目的については、それぞれ学則上において、その意味・内容を明確に示している。

◆エビデンス◆【資料 1-1-1】【資料 1-1-2】【資料 1-1-3】

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的は、建学の精神及び学則に定められている。また、学部・学科における教育研究上の目的は、学則に定められている。いずれも平易な文章を用い、本学ホームページ、学生便覧、大学案内に具体的かつ明確に掲載されている。

◆エビデンス◆【資料 1-1-1】【資料 1-1-2】【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

現状では使命・目的及び教育目的は有効に機能しているといえるが、今後の中期目標・中期計画の策定の中で、これからの大学改革や社会的要請等を踏まえながら、必要に応じて見直しや改革を行っていく。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

大学の目的は、「西九州大学学則」第 1 条に「西九州大学（以下「本学」という）は、広く知識を授け人間性の高揚を図るとともに、深く生活の基本となる専門の学術を教授研究して、高度の専門知識と応用技術を開発し、社会に貢献しわが国文化の向上と人類の福祉に寄与する人物を育成することを目的とする。」と掲げている。

また、国は大学が地域社会に対して社会を変革するエンジン役となり、地域の課題解決につながる教育研究活動に取り組むことを求めている。

それに応えるものとして、平成 25(2013)年 10 月に「地域大学宣言」を行っており、その内容は”地域の活性化に資するために、地域自治体、地域経済界、ならびに地域社会と連携した教育研究活動を展開する”と明示している。

◆エビデンス◆【資料 1-2-1】【資料 1-2-2】【資料 1-2-3】

1-2-② 法令への適合

学部・学科の目的を、「西九州大学学則」第 3 条の 2 及び第 3 条の 3 に、また、研究科の目的を「西九州大学大学院学則」第 5 条に定めており、学校教育法第 83 条が定める「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」及び学校教育法第 99 条が定める「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」に則している。

本学は、学部の教育研究上の目的を「西九州大学学則」に、人材養成に関する目的を学位授与方針に定めており、大学設置基準第 2 条が定める「大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。」に則している。また、研究科の目的及び専攻の目的を「西九州大学大学院学則」に定めており、大学院設置基準第 1 条の 2 が定める「大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。」に則している。

◆エビデンス◆【資料 1-2-1】【資料 1-2-4】

1-2-③ 変化への対応

本学は、昭和 43 年の創設以来、一貫して前述した建学の精神を掲げ、教育研究を実施している。平成 20(2008)年 10 月 1 日の大学設置基準の一部改正により、学部及び学科の

教育研究上の目的を明確にするため、「西九州大学学則」第3条の2（学部の目的）及び第3条の3（学科の目的）を追加した。

また、教育基本法第7条に定められているように、地域再生・社会発展の担い手として大学に期待が寄せられるなど、社会貢献が大学の義務となり、本学は、地域の活性化に資するために、地域自治体、地域産業界、並びに地域社会と連携した教育研究活動を展開することを目指す「地域大学宣言」を平成25(2013)年10月に宣言した。

◆エビデンス◆【資料1-2-1】【資料1-2-2】

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的の適切性に関する改善・向上については、これからの大学改革、法令等の改正や、大学に対する社会の要請等の変化に留意しながら、継続的に検証し、見直しを行う。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

≪1-3の視点≫

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3の自己判定

基準項目1-3を満たしている。

(2) 1-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

本学及び大学院の使命・目的は、それぞれ大学学則及び大学院学則に明記されている。学則の制定・改訂については教授会（大学院の場合は研究科委員会）に諮り、学長が委員長を務める学部長会議の議を経て、常任理事会、理事会の承認を要するという手続きをとっており、使命・目的及び教育目的は、役員及び教職員に周知されている。また、役員、教職員が出席している入学式において、学長から建学の精神、教育理念及び学園の方針について説明を行っている。以上のことから、役員及び教職員の共通理解と支持を得ることにより、学内組織の円滑な運営を推進している。

◆エビデンス◆【資料1-3-1】【資料1-3-2】

1-3-② 学内外への周知

大学案内や広報誌、ホームページ等、様々な広報媒体を通じて、本学の使命、目的を積極的に公表している。

◆エビデンス◆【資料1-3-3】【資料1-3-4】【資料1-3-5】【資料1-3-6】

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

建学の精神及び教育理念に基づき 3 つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を定めるとともに、中期目標・中期計画において施策を挙げ、それを実行するために毎年アクションプログラムの策定と総括を行っている。

◆エビデンス◆【資料 1-3-7】【資料 1-3-8】

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成と整合性

本学では、教育上の使命・目的及び教育目的を達成するために、健康栄養学部（健康栄養学科）、健康福祉学部（社会福祉学科、スポーツ健康福祉学科）、リハビリテーション学部（リハビリテーション学科）、子ども学部（子ども学科、心理カウンセリング学科）、及び大学院生活支援科学研究科を設け、附属施設として附属図書館、附属三光幼稚園、附属三光保育園を設けている。また、本学学則や「学校法人永原学園管理運営規則」に定められている施設として、生活支援科学研究センター、西九州大学グループ地域連携センター（健康福祉・生涯学習センター、臨床心理相談センター、食育サポートセンター、あすなろうセンター、地域看護研究研修センター）、西九州大学グループ情報メディアセンター、西九州大学グループ国際交流センターがある。

◆エビデンス◆【資料 1-3-9】

(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的及び教育目的の有効性に関する改善・向上については、これからの大学改革、法令等の改正や、大学に対する社会の要請等の変化に留意しながら、継続的に検証し、見直しを行う。

【基準 1 の自己評価】

本学の建学の精神及び基本理念、教育目標は具体的に明文化され、簡潔な文章により本学ホームページ、大学案内等、様々な媒体で周知されている。また、学則上に大学の目的を明確に掲げるなど、法令（学校教育法第 83 条）へも適合しているといえる。

本学では、平成 25(2013)年に大学の個性・特色を反映した「地域大学宣言」を行うなど、社会情勢の変化にも対応している。さらに、使命・目的及び教育目的は、役員や教職員だけでなく、3 つのポリシーに反映されたうえで学外へも周知されており、学内外の理解と支持を得ている。

以上のことから、基準 1 を満たしていると判断した。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

西九州大学（以下「本学」という）では、建学当初より「新しい社会人としての人的資質の養成、あすなろうの精神に基づく人間教育」と「人間の健康と福祉に寄与する専門職業人の養成」の2点を人材養成の目的としてきており、これらは本学の「基本構想」の中にも明記されている。大学の機能別分化の視点からいえば、本学の人材養成の目的は、「幅広い職業人養成」、「高度専門職業人養成」の2点に特化しているといえる。

また、教育・研究の地域志向化を通して地域の課題を解決することを目指し、「地域に生活する人々への様々なかたちでの支援（生活支援）」を科学し、実践する高等教育機関として、全学的な教育、研究ならびにそれに基づく地域連携・貢献活動を展開している。ここでいう地域とは、佐賀のみならず県域を越えた九州、さらにはアジアを中心とする世界に開かれた地域である。健康栄養学部、健康福祉学部、リハビリテーション学部、子ども学部の4学部は、これらそれぞれのグローバルな視点をもって地域活性化に寄与することのできる専門職業人養成の観点から、アドミッション・ポリシーを設定している。

大学院生活支援科学研究科は、研究科の教育理念・目標に則り、地域の人々の生活を支援するために必要な専門分野の学理を深く探求したいと希望する者及び多角的な視点から実践研究を行うことを希望する者に門戸を開いている。そのために、研究科及び各専攻のアドミッション・ポリシーを設定し、5つの専攻の各課程の特性に応じた適切な方法で入学者選抜を実施し、大学院教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的・総合的かつ公正に評価し、積極的に受け入れている。

アドミッション・ポリシーは、学部については学生募集要項や大学案内に記載し、大学院については、学生募集要項に記載して受験生等へ周知している。一方、在学生及び教職員等には、学部・大学院とも学生便覧に掲載し周知を行っている。また、本学ホームページ上にも公表しており、広く一般にも周知している。

◆エビデンス◆【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】【資料 2-1-4】【資料 2-1-5】

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

<学部>

本学の学部入学試験は、推薦入試から一般入試、センター利用入試、AO方式入試に至るまで多岐にわたっている。推薦入試、AO方式入試、3年次編入学入試においては、面接・面談を課し、本学アドミッション・ポリシーに沿う学生確保のための選抜を行って

る。一般入試（一部面接試験あり）、センター利用入試においては、科目選択肢にアドミッション・ポリシーに合う科目を設定して選抜を行っている。

合否判定会議の流れは次の通り。

- ①各学科にて合否判定（案）を検討
- ②上記の判定（案）を入試広報委員会にて審議
- ③教授会で審議
- ④学部長会議で審議

小論文試験の問題は、各学科にてそれぞれ作成し、一般入試科目の問題は全学部の共通問題として、専門の教員が分担して作成している。

<生活支援科学研究科>

本研究科の入学試験は、学内推薦入試、一般入試（Ⅰ期、Ⅱ期）、社会人入試（Ⅰ期、Ⅱ期）、AO方式入試を実施している。

合否判定会議の流れは次の通り。

- ①各専攻にて合否判定（案）を検討
- ②上記の判定（案）を大学院入試委員会にて審議
- ③研究科委員会で審議
- ④学部長会議で審議

英語、小論文、専門科目の試験問題は各専攻にてそれぞれ作成している。

◆エビデンス◆【資料 2-1-6】【資料 2-1-7】

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

学部及び研究科の入学定員充足率は表 2-1-1 のとおりである。

表 2-1-1 入学定員充足率

各年度 5 月 1 日現在

学部・研究科名	学科名	区分	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
健康栄養 学部	健康栄養 学科	入学定員	130	120	120	120	120
		入学者数	139	122	105	113	110
		入学定員充足率	1.07	1.02	0.88	0.94	0.92
健康福祉 学部	社会福祉 学科	入学定員	120	80	80	80	80
		入学者数	99	49	65	35	51
		入学定員充足率	0.83	0.61	0.81	0.44	0.64
	ポータル健康福祉 学科	入学定員	—	50	50	50	50
		入学者数	—	47	59	46	50
		入学定員充足率	—	0.94	1.18	0.92	1.00
	計	入学定員	120	130	130	130	130
		入学者数	99	96	124	81	101
		入学定員充足率	0.83	0.74	0.95	0.62	0.78
リハビリテーション 学部	リハビリテーション 学科	入学定員	80	80	80	80	80
		入学者数	93	83	77	99	83
		入学定員充足率	1.16	1.04	0.96	1.24	1.04

子ども学部	子ども学科	入学定員	80	80	80	80	80
		入学者数	81	93	77	83	91
		入学定員充足率	1.01	1.16	0.96	1.04	1.14
	心理リハビリテーション学科	入学定員	—	40	40	40	40
		入学者数	—	48	50	38	48
		入学定員充足率	—	1.20	1.25	0.95	1.20
	計	入学定員	80	120	120	120	120
		入学者数	81	141	127	121	139
		入学定員充足率	1.01	1.18	1.06	1.01	1.16
学部合計	入学定員	410	450	450	450	450	
	入学者数	412	442	433	414	433	
	入学定員充足率	1.00	0.98	0.96	0.92	0.96	
生活支援科学研究科	入学定員	12	12	21	21	21	
	入学者数	16	12	26	16	24	
	入学定員充足率	1.33	1.00	1.24	0.76	1.14	

※3年次編入学者、再入学者を除く

<学部>

過去5年間にわたる入学定員充足率は、全学部合計で0.92倍～1.00倍で推移しており、定員に対する入学生の割合は概ね適正値に収まっている。学部別にみると、リハビリテーション学部と子ども学部で定員を1.16倍～1.24倍上回る年もあるが、学修のためのインフラは十分に確保されており、修学上の困難は生じていない。

<生活支援科学研究科>

平成26(2014)年から平成27(2015)年度にかけて大学院の改組を行ったが、平成26(2014)年度は入学定員12人に対して入学者数12人で、入学定員充足率は1.00倍であった。平成27(2015)年度は入学定員21人に対して入学者数26人で、入学定員充足率は1.24倍であった。しかし、平成28(2016)年度は入学定員21人に対して入学者数16人で、入学定員充足率は0.76倍である。

学部及び研究科の収容定員充足率は表2-1-2のとおりである。

平成29(2017)年度の収容定員充足率は、学部で0.96倍、研究科で1.04倍である。

表2-1-2 収容定員充足率

各年度5月1日現在

学部・研究科名	学科名	区分	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
健康栄養学部	健康栄養学科	収容定員	520	510	500	490	480
		在籍学生数	489	497	487	480	470
		収容定員充足率	0.94	0.97	0.97	0.98	0.98
健康福祉学部	社会福祉学科	収容定員	520	480	440	390	340
		在籍学生数	392	360	334	263	213
		収容定員充足率	0.75	0.75	0.76	0.67	0.63
	ポータル健康福祉学科	収容定員	—	50	100	150	200
		在籍学生数	—	47	105	147	195
		収容定員充足率	—	0.94	1.05	0.98	0.98

	計	収容定員	520	530	540	540	540
		在籍学生数	392	407	439	410	408
		収容定員充足率	0.75	0.77	0.81	0.76	0.76
リハビリテーション学部	リハビリテーション学科	収容定員	320	320	320	320	320
		在籍学生数	353	354	342	363	353
		収容定員充足率	1.10	1.11	1.07	1.13	1.10
子ども学部	子ども学科	収容定員	340	340	340	340	340
		在籍学生数	364	370	350	351	361
		収容定員充足率	1.07	1.09	1.03	1.03	1.06
	心理カウンセリング学科	収容定員	—	40	80	120	160
		在籍学生数	—	48	97	134	180
		収容定員充足率	—	1.20	1.21	1.12	1.13
	計	収容定員	340	380	420	460	500
		在籍学生数	364	418	447	485	541
		収容定員充足率	1.07	1.10	1.06	1.05	1.08
学部合計		収容定員	1,700	1,740	1,780	1,810	1,840
		在籍学生数	1,598	1,676	1,715	1,738	1,772
		収容定員充足率	0.94	0.96	0.96	0.96	0.96
生活支援科学研究科		収容定員	24	24	33	42	45
		在籍学生数	37	31	39	43	47
		収容定員充足率	1.54	1.29	1.18	1.02	1.04

※3年次編入学者、再入学者を含む

<学部>

入学者及び在籍学生数については、先述したとおり概ね定員数程度で推移しており、学生の修学環境は適正に保たれている。近年の課題は入学者数をどのようにして確保するのかに移っている。特に、健康福祉学部の定員割れが顕著である。大学が健全に運営されるためにも、適正な定員確保に向けた方策を計ることが喫緊の課題と認識している。

<生活支援科学研究科>

大学院の目的のひとつである社会人の再教育に関しては、社会人院生数の全院生数に対する割合が高いことから、その目的を果たしている。本研究科への他大学からの入学者の割合は、4年間平均 61%であり、他大学に対する門戸開放は十二分に出来ている。また、外国人留学生も平成 28(2016)年度と平成 29(2017)年度にそれぞれ 2名ずつ入学している。今後は、本学学部卒業生の志願者を多くするように努める。

◆エビデンス◆【資料 2-1-8】

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

入学生の適正確保に関しては、特に健康福祉学部で問題となっており、学部教授会等で学部改組までを含めた将来構想を検討している段階である。今後の入試動向をにらみながら、本学の未来像を中期計画戦略会議で検討する。自己評価において指摘した問題点は、研究科委員会及び大学院入試委員会で更なる検討を重ね改善を図る。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

本学の教育目的は、建学の精神「高度の知識を授け、人間性の高揚を図り、専門知識と応用技術をもって社会に貢献し、世界文化の向上と人類福祉に寄与する人物を養成する。」に基づき、「西九州大学学則」第1条に定めている。

また、学部及び学科の教育目的は、「西九州大学学則」第3条の2及び第3条の3に明記しており、大学院及び研究科の教育目的は、「西九州大学大学院学則」第2条及び第5条に明記している。

さらに、これらの教育目的を達成するために、学位授与方針及び、教育課程方針入学者選抜方針を3つの方針として定め、学生便覧、大学案内、募集要項及び大学ホームページ上で公表している。

教育目的は表 2-2-1 に、学位授与方針は表 2-2-2 に、教育課程方針は表 2-2-3 に示すとおりである。

◆エビデンス◆【資料 2-2-1】～【資料 2-2-7】

表 2-2-1 大学・学部・学科・大学院・研究科の教育目的

西九州大学	西九州大学（以下「本学」）というは、広く知識を授け人間性の高揚を図るとともに、深く生活の基本となる専門の学術を教授研究して、高度の専門知識と応用技術を開発し、社会に貢献しわが国文化の向上と人類の福祉に寄与する人物を育成することを目的とする。
健康栄養学部	医療人としての倫理観と、「優しさ」と「思いやる心」を持った人間性と、主体的に考える力を備え、すべての人を対象に、栄養・食生活を通して生活の質の向上や豊かな生活の構築に貢献できる人物を育成することを目的とする。
健康栄養学科	健康と栄養を科学的に思考し、栄養科学の実践的技能を身につけ、対象者や対象集団に合わせた栄養ケア活動を展開できる専門職を育成する。
健康福祉学部	人間の健康や福祉に関する諸科学を総合的に教育研究し、人類福祉と健康に寄与する人間性豊かな人物を育成することを目的とする。

社会福祉学科	地域社会においてすべての人が、その人らしく豊かに生活できる社会の実現にむけて、社会および生活に関する諸科学を総合的に教育研究し、人間性豊かな社会福祉の専門職を養成する。
スポーツ健康福祉学科	ユニバーサル社会の理解と福祉の心を基盤に、身体運動を通じた生活支援ができる専門的な知識技術と応用的能力を備えた社会人を育成する。
リハビリテーション学部	保健医療福祉におけるリハビリテーションの総合的な教育の充実と研究、実践の発展に寄与することを目標とし、深く人を理解し、高度な専門知識と技術を持って、チームの一員として地域住民や社会の多様なニーズに応えて、広く社会に貢献できる理学療法士、作業療法士を育成することを目的とする。
リハビリテーション学科	障害の予防と治療を目的とした理学療法、作業療法の基礎及び臨床応用の教育研究、また、地域特性を考慮した地域リハビリテーション重視の教育研究を行うことを目的とする。
子ども学部	子どもと子育てに関する専門的知識と技術の習得を基礎に、豊かな人間性と実践力をもって、子どもの心身の成長と幸福に寄与する人材を育成することを目的とする。
子ども学科	子どもに関する学際的総合的な研究の体系化と、それを基礎とした応用的かつ実践的な教育を行い、子どもへの科学的な理解と愛情を基礎に、豊かな人間性と高度な知識技能をもって、子どもの健全な発達を支援する教育・保育の専門職業人及び広範な領域で活躍する人材の育成を目的とする。
心理カウンセリング学科	人間への深い愛情と心の理解に基づき、子どもと彼らを取り巻く人々への臨床心理学的支援が行える専門職業人及び地域社会に貢献できる人材の育成を目的とする。
西九州大学大学院	大学院は、西九州大学（以下「本学」という。）の建学の精神に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、社会に貢献し、文化の進展と健康・福祉の向上に寄与する人材を育成することを目的としている。
生活支援科学研究科	大学院生活支援科学研究科は、生活支援科学の構築にむけて学術的研究を行い、その応用を通して専門分野における研究能力及び実践的指導力を授け、高度な専門性をもって、社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

表 2-2-2 大学・学科・研究科・専攻ごとの学位授与方針

西九州大学	<p>学士教育課程</p> <p>西九州大学は、建学精神「高度の知識を授け、人間性の高揚を図り、専門知識と応用技術をもって社会に貢献し、世界文化の向上と人類福祉に寄与する人物を養成する」を掲げ、昭和43年の創設</p>
-------	---

	<p>以来、教育研究を実施してきた。</p> <p>本学は学士教育課程において、主体的・自立的に行動できる確かな人間力及び社会人としての汎用的能力の修得に加え、健康栄養、健康福祉、リハビリテーション、子どもの4学部が提供する「栄養、福祉、スポーツ、リハビリテーション、保育・教育、心理」に関する専門的知識・技能を有する人材を育成する。</p> <p>また本学は、地域の自然や文化を愛し、人類文化・思想の多様性を受け入れ、豊かなコミュニケーション能力をもつ教養人であるとともに、専門的知識・技能を駆使して、グローバル化、高齢化・人口減少社会等によってもたらされた新しい課題の解決に向けて挑戦する心もち、「地域生活を支援し、創造することができる人材」を育てることを、教育の理念・目標として掲げる。</p> <p>本学は、この理念・目標を踏まえて、以下に示す資質、知識や能力を、共通教育、専門教育及び課外活動を含む大学内外での幅広い教育活動を通じて培うこととし、ここに本学の学士課程に共通する学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を定める。</p> <p>I 【主体的・自立的に行動できる確かな人間力】</p> <p>①主体的に、自らを律して行動するとともに、目標実現のために協調・協働して行動できる。</p> <p>②自己の良心と社会の規範やルールに則って行動できる。</p> <p>③社会の一員としての意識を持ち、義務と権利を適正に行使しつつ、社会の発展のために積極的に関与できる。</p> <p>④生涯にわたって自律・自立して学習できる。</p> <p>II 【社会人としての汎用的能力】</p> <p>①確かな日本語に加え、一つ以上の外国語を用いて、読み、書き、話すことができる。</p> <p>②自然や社会的事象について、図表等のシンボルを用いて分析、理解、表現することができる。</p> <p>③ICTを用いて、多様な情報を収集・分析して適正に判断し、モラルに則って効果的に活用することができる。</p> <p>④情報や知識を複眼的、論理的に分析し、表現できる。</p> <p>⑤問題を発見し、その解決に必要な情報を収集・分析・整理し、その問題に的確に対応できる。</p> <p>III 【教養ある専門職業人としての基礎力】</p> <p>①専攻する特定の学問分野における知識を体系的に理解できる。</p> <p>②上記知識体系を外部的視点で捉え返すことができるとともに、自己と関連付け理解することができる。</p> <p>③多文化・異文化に関する知識の理解。</p> <p>④人類文化、社会、自然に関する知識の理解。</p>
--	---

	<p>IV【地域生活を支援し、創造する力】 地域での実践活動をもとに、上記Ⅰ～Ⅲの知識・技能・態度・志向性を総合的に活用し、地域課題を解決することができる。</p>
<p>健康栄養学科</p>	<p>【知識・理解】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士・栄養士として勤務するために必要な専門知識を理解し修得している。 ・対象者の社会心理的背景を理解するための広範な知識を持っている。 <p>【思考・判断】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域や対象者の課題を抽出し、解決策を考える事ができる。 ・解決すべき課題に優先順位をつけ、何から取り組めば良いか総合的に判断することができる。 <p>【技能・表現】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康と栄養を科学的に思考し、栄養科学の実践的技能を身につけ、対象者や対象集団に合わせた栄養ケア活動を実践できる。 ・人や地域社会で生じる栄養・食生活の課題を明確にし、解決策を考え、提案し、また実行することができる。 <p>【関心・意欲・態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人や地域社会で生じる出来事や課題に関して関心を持ち、栄養・食生活の改善を通じて、人々の QOL の向上に貢献するという意欲を持つ。 ・医療人としての倫理観と、「優しさ」と「思いやる心」を備えた人間性をもち、主体的に考える態度を身につけている。
<p>社会福祉学科</p>	<p>【知識・理解】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会学、法学、心理学、医学などの隣接諸科学を応用した社会福祉学を中核に、対人援助に関する実践的な知識と技術を習得している。 ・文化、社会、自然に関する知識を身につけ、多文化・異文化に関する柔軟な理解と共感を持つことができる。 <p>【思考・判断】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人や地域社会で生じる課題について、人と環境の関係に着目した中で理解しその課題を解決する方策を考えることができる。 ・社会や自然の抱える諸問題を自ら発見し、論理的に分析・考察して自らの見解を形成することができる。 <p>【技能・表現】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人や地域社会で生じる課題に対して、さまざまな資源を活用して解決する方法を提案し、また実行することができる。 ・知的活動や社会生活に必要な技能（コミュニケーション・スキル、数量的スキル、情報リテラシー）を修得している。

	<p>【関心・意欲・態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人や地域社会で生じる出来事や課題に対して関心を持ち、生涯を通して人々の福祉増進のために貢献するという意欲を持つことができる ・地域社会の様々な人々に関心を持ち、他者と協調・協調して行動することができる。
<p>スポーツ健康福祉学科</p>	<p>【知識・理解】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体育学、身体運動学、保健学などの健康・スポーツ関連諸科学および社会福祉学、ユニバーサルデザイン学などの福祉関連諸科学に関する学際的、総合的知識を修得している。 ・全ての人々の健康で文化的な生活を営むために必要な知識と方法を身につけている。 <p>【思考・判断】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての人々の心身の健康維持・増進に関する問題点や課題を把握し、その解決策を提案することができる。 ・地域社会が抱える健康に関する諸課題を自ら発見・分析・整理して、自らの見解を形成することができる。 <p>【技能・表現】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者をより健康な状態へ導くために、運動やスポーツ・レクリエーションを活用した支援ができる。 ・身につけた社会人としての教養やコミュニケーション技法を活用し、他職種と円滑に連携することができる。 ・諸課題に必要な情報を収集し、分析・整理して、その結果を適切に表現することができる。 <p>【関心・意欲・態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健全な人間観、社会観を持ち、人々の健康生活に欠かせないスポーツ・レクリエーションの発展に貢献することができる。 ・人間の健康生活、社会問題などについて関心を持ち、常に学習を続ける向上心を持つことができる。 ・学習の成果を自らの生活や地域社会に還元しようとする意欲を持っている。
<p>リハビリテーション学科</p>	<p>【知識・理解】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人体の構造と機能および疾病と障害について理解し、理学療法或いは作業療法における専門職としての必要な評価・治療等に関する基礎知識を身に付けている。 ・全ての人々の健康で文化的な生活を営むために必要な知識と方法を身に付けている。 ・地域の課題を拾い上げ課題解決に取り組み、地域社会から多くを学ぶために必要な知識と方法を修得している。

	<p>[思考・判断]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実践を通じて自己の課題を明確に、対象者の身になって他者を理解し、全人的・総合的かつ専門的な評価と実践の計画立案ができる。 ・社会や自然の抱える諸問題を自ら発見し、論理的に分析・考察して、自らの見解を形成することができる。 <p>[技能・表現]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション技法をもって他職種および地域社会と協業できる。 ・対象者をより健康な状態へ導くために必要な専門的な対処行動が取れ、支援ができる。 ・課題解決に必要な情報を収集し、分析・整理して、その結果を適切に表現することができる。 <p>[関心・意欲・態度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多種多様な文化や価値観に関心を持ち、人の生活と人権を考慮し、理学療法或いは作業療法の発展や向上をめざすことができる。 ・対象者らと共感性をもって真摯な態度で接することができる。 ・専門職業人として、人間性豊かで責任ある行動がとれる。 ・人と社会、自然と環境、地域の諸問題について主体的に関心を持ち、自主的・自律的に学修を続ける。 ・学修の成果を発展させ、自らの生活や社会に還元しようとする態度を身につけている。
<p>子ども学科</p>	<p>[知識・理解]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育学、保育学を中核に、心理学、福祉学、健康学、環境学の隣接諸科学を応用した子どもに関する学際的、総合的知識を修得している。 ・文化、社会、自然に関する知識を身につけ、多文化・異文化に関する柔軟な理解と共感を持つことができる。 <p>[思考・判断]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育の現場で生じているさまざまな課題について、複眼的な視点から子どもおよび及び子どもの育つ環境を理解し、子どもとその親への支援を考えることができる。 ・社会や自然の抱える諸問題を自ら発見し、論理的に分析・考察して、自らの見解を形成することができる。 <p>[技能・表現]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育環境の構成、教材・教具の工夫をし、子どもの発達に応じた指導をすることができる。 ・知的活動や社会生活に必要な技能（コミュニケーション・スキル、数量的スキル、情報リテラシー）を修得している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・課題解決に必要な情報を収集し、分析・整理して、その結果を適切に表現することができる。 <p>[関心・意欲・態度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習の成果を自らの生活や社会に還元しようとする主体的態度を身につけている。 ・多様な価値観と責任感を持って他者と協調・協働して行動することができる。 ・教師・保育士の職務に対する使命感や責任感を身につけ、愛情をもって子どもに接することができる。
<p>心理カウンセリング学科</p>	<p>[知識・理解]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨床心理学を核としつつ、教育学、特に障害のある子どもの発達支援にかかわる特別支援教育、医学、保育学および福祉学の近接諸科学を応用した臨床心理学に関する学際的、総合的知識を修得している。 ・臨床心理学的立場から子どもの成長発達を理解し、地域社会での支援が出来る知識を身につける。 <p>[思考・判断]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どものこころを理解し、子どもの抱える心理的諸問題を論理的に分析・考察して、自らの見解を形成することが出来る。 ・子どもを取り巻く環境（家族・学校・教員・地域社会（コミュニティ））に対する深い理解に基づき、子どもの状況を判断し、子どもを取り巻く大人・環境に対する間接支援を提示できる思考力と問題解決に向けた行動がとれる。 <p>[技能・表現]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人間理解のための理論や基本的態度、心理査定や臨床心理学的援助技法、コミュニティ・ケアとしての支援体制づくりなどの方法と実践力を通して、子どもに対する心理的支援活動が出来る。 ・地域支援活動に必要な臨床心理学的援助技法を修得している。 ・課題解決に必要な情報を収集し、分析・整理して、その結果を適切に表現することが出来る。 <p>[関心・意欲・態度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人の心や行動・地域社会で生じる出来事に関心を持ち、学習の成果を子どもや地域社会に還元しようとする主体的態度を身につけている。 ・人間への深い愛情と心の理解にもとづき、子どもと彼らを取り巻く人々に対して共感的態度をもって行動することが出来る。 ・専門職業人として、高い倫理観と責任感をもって、人間性豊かな行動がとれる
<p>生活支援科学研究科</p>	<p>西九州大学大学院は、大学院の教育理念・目標を踏まえ、地域で生</p>

	<p>活する人々の生活を支援するために必要な各専攻及び課程で定められた科目を所定の単位修得し、修士論文及び博士論文の審査及び最終試験に合格した者に、各専門領域に応じた学位を授与する。</p>
健康栄養学専攻	<p>健康栄養学専攻は、本専攻の教育理念・目標を踏まえ、地域で生活する人々の生活の支援としての栄養ケアの実践と検証のために必要な科目として、必修科目 10 単位、選択科目より 20 単位以上、合計 30 単位以上を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に、修士（健康栄養学）の学位を授与する。</p>
臨床心理学専攻	<p>臨床心理学に関するさまざまな理論や専門的知識を修得するとともに、深い人間理解と高い倫理観に基づいた実践的スキルを身につけ、現代社会における「心の専門家」として臨床実践能力を修得した者に、修士（臨床心理学）の学位を授与する。</p>
リハビリテーション学専攻	<p>理学療法または作業療法に関する高度な知識やスキルを身につけ、リハビリテーションに関する研究をすすめることができ、障害のある人の社会参加や地域生活支援を実践できる能力を修得し、必修科目 14 単位、展開分野の 3 領域の特論の中から、自らが専攻する領域から 3 科目 6 単位以上、合計 30 単位以上を修得し、修士論文の審査及び試験に合格した者に修士（リハビリテーション学）の学位を授与する。</p>
子ども学専攻	<p>子ども学に関する高度な知識やスキルを身につけ、教育保育の現場で活用しうるような課題発見力と探求力、問題解決能力を修得し、必修科目 16 単位、選択科目 14 単位、合計 30 単位以上を修得し、修士論文の審査に合格した者に、修士（子ども学）の学位を授ける。</p>
地域生活支援学専攻 （博士前期課程）	<p>地域生活支援学に関する高度な知識やスキルと多角的な視点から地域の生活支援を実践できる能力を身につけ、必修科目 10 単位以上、選択単位 20 単位以上、合計 30 単位以上を修得し、修士論文の審査及び試験に合格した者について、生活支援科学修士の学位を授与する。</p>
地域生活支援学専攻 （博士後期課程）	<p>提出された博士論文が、「論文テーマの重要性・独創性」、「先行研究及び関連研究のレビュー及び理解」、「研究方法の独創性並びに妥当性」、「論文の構成」、「論述の一貫性と体系的」、「引用・参考文献の適切性並びに記述の様式」において適正に処理されているかどうかを考慮し、かつ当該論文の内容が独創性をもち、地域生活支援学研究の発展に寄与するものとなっているか否かを総合的に判断して行い、かつ最終試験に合格した者について、生活支援学博士の学位を授与する。</p>

表 2-2-3 大学・学科・研究科・専攻ごとの教育課程方針

<p>西九州大学</p>	<p>●学士課程における教育課程編成の方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 西九州大学は、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成する。 2. 西九州大学は、教育課程の編成に当たっては、学部の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、確かな人間力を涵養するよう適切に配慮する。 <p>●学士課程における教育課程運営の方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 西九州大学は「学位授与の方針」に定めた、卒業時までには修得すべき知識・能力等が、カリキュラム体系のなかでどのように養成されるのかを示すため、シラバス等で「学位授与の方針」で定められた知識・能力等との対応と、それら諸能力等を修得する方法を理解しやすいように配慮する。 2. 西九州大学は、学生個々人の主体的で活発な勉学意欲を促進する立場から、予習・復習等、授業時間外の学修機会に加え、学外での体験的学修を通じ、諸課題に積極的に挑戦させる。 3. 西九州大学は、学生が自己の到達度を自ら判断し、必要な科目を自ら選択し、履修計画を作成できるように教育課程を構成する。 4. 西九州大学は、成績評価の公正さと透明性を確保するため、成績の評定は、各科目に掲げられた授業の狙い・目標に向けた到達度をめやすとして採点し、評価の客観性を担保するため、複次的・複層的な積み上げによる成績評価を行う。 <p>●成績評価の方針（アカデミック・アセスメント・ポリシー）</p> <p>学生の成績評価は、各教科目の到達目標に定める学修成果を、能力観点別に明確化した評価指標を用いて行う。学修成果を測定する手段（筆記試験、技能試験、パフォーマンス評価、ルーブリックなどの、真正の評価を含む）についても明示する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①成績評価は到達目標に記される学修成果を、【態度・志向性】・【知識・理解】・【技能・表現】・【行動・経験・創造的思考力】の各領域に配分して行う。 ②それぞれの教育内容に対応する学修成果ついて、知識の次元に類別（例えば、非認知的成果・知識成果・技能成果・認知的成果に類型）し、学修成果の到達基準（例えば、記憶・理解・応用・分析・評価・創造の段階的レベル）を設定し、各学修内容の測定法（例えば、筆記試験・技能試験・レポート・質疑応答・パフォーマンス・ルーブリック）を明確にして評価を行う。 ③各学科の学士課程教育に関しては、各種専門資格・免許の養成についての外部指標を設け、アセスメントテスト等を通して評価を行う。
--------------	---

	<p>●学修成果の評価・改善の方針（エバリュエーション・ポリシー）</p> <p>【評価】学生自身の学修成果の改善・成長につないでいくために、評価結果を本人に適切にフィードバックする。</p> <p>【改善】学修成果の評価結果は、教育・授業改善にも活用する。評価結果が学修成果の改善を示唆する場合には、カリキュラム、コース内容または授業の改善に役立てる。</p>
<p>健康栄養学科</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラムの根幹は、専門基礎分野と専門分野の2分野から構成される。専門基礎分野には、専門分野を理解するための基礎科目として、社会と健康、人体の構造と機能及び疾病の成り立ち、食べ物と健康の分野からなる。専門分野としては、基礎栄養学と応用栄養学をベースにして、栄養士業務の基本となる栄養教育論、さらに管理栄養士の活躍分野から分類した臨床栄養学、公衆栄養学、給食経理管理論からなる。 ・それら科目の履修に先立ち、導入教育として専門職である管理栄養士の仕事を体感的に理解する科目である「健康栄養学概論」を設置している。 ・2年、3年次には、栄養ケア活動の実践において地域住民にアプローチできるようにすることを目指す。そのために、「健康栄養学セミナーⅠ」および「健康栄養学セミナーⅡ」を学科基幹科目として開設し、個々の科目で学修した知識を統合的に発揮できる能力を養える科目を設置する。 ・3年次後期から4年次にかけては、その実践を評価し見直す力を養うための卒業研究ゼミナール、卒業研究・演習を設定する。 ・以上のような基本方針に基づき、管理栄養士国家試験受験資格や栄養教諭免許、その他の資格が取得できる基礎から応用まで様々な専門科目群を準備している。 ・これらが単なる知識や技術の修得だけに終わらぬよう、実践力を養うための臨地実習などが組み込まれている。
<p>社会福祉学科</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会学、法学、心理学、医学などの隣接諸学科を応用した社会福祉学を中核に、対人援助に関する実践的な知識と技術を習得するための科目を配置する。 ・社会福祉にかかわる就労に向けて要求される専門的な資格（社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、高校福祉科教員免許など）に関する科目を配置する。 ・社会福祉の実践現場で適用し、応用できる実践的能力を習得するため社会福祉実践にかかわる演習科目と実習科目を配置する。 ・人や地域社会で生じる課題に対する意識を高め、理論的な思考やコミュニケーション能力を養うための少人数単位のゼミナール形式の演習科目を配置する。

<p>スポーツ健康福祉学科</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身体運動のメカニズムを理解するため、運動学、生理学、人体の構造と機能及び疾病などを配置する。 ・身体運動を科学的に計測、評価、分析するための手法を学ぶために、運動負荷試験、測定評価などを配置する。 ・健康スポーツを実践する専門職として必要な基礎知識を修得するために、生涯スポーツ論、健康体力づくり論、レクリエーション支援論、などを配置する。 ・健康スポーツを実践する専門職として必要な支援技能を修得するために、運動方法学演習、レクリエーション支援演習などを配置する。 ・高齢者や障害のある人たちの健康スポーツを実践する専門職として必要な基礎知識を修得するために、アダプテッド・スポーツ論、高齢者の健康と運動などを配置する。 ・全ての人々の多様な生活支援方法を理解するために、現代社会と福祉、生活支援学総論、ユニバーサルデザイン、健康生活と福祉技術などを配置する。 ・保健体育の教員として必要な知識を修得するために、教育原論、保健体育科教育法、教職実践演習などを配置する。
<p>リハビリテーション学科</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人体の構造と機能及び疾病と障がいを理解するため、解剖学、生理学、運動学、内科学、整形外科学、精神医学、老年医学などを配置する。 ・専門職として必要な評価と治療などに関する基礎知識を修得するために、それぞれ理学療法または作業療法の評価学と治療学を配置する。 ・全人的・総合的かつ専門的な評価と実践の計画を立案するため、領域別・疾患別理学療法学または作業療法学などを配置する。 ・他職種および地域社会と協業できるコミュニケーション技能や専門的対処行動や支援技能を修得するため、リハビリテーションと心理学、領域別・疾患別理学療法学実習・演習または作業療法学実習・演習、臨床実習などを配置する。 ・人の生活と人権を考慮し、多種多様な文化や価値観、地域社会の諸問題に関心を持つため、健康福祉概論、作業と生活などを配置する。
<p>子ども学科</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人間の発達と教育のあり方を考究する教育学と幼児期の子どもの発達と支援のあり方を考究する保育学を中核に据えつつ、心理学、福祉学、健康学、環境学など隣接諸科学の知見を応用することにより、子どもに関する学際的総合的な科目を配置する。 ・実践的指導力を育成するための応用的知識および技術を習得するため、演習科目と体験学習科目を配置する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自律的学習態度と問題解決力を育成するための少人数のゼミナール形式の演習科目を配置する。 ・ 子どもに対する複眼的な視野からの理解を深めるために、小学校教諭、幼稚園教諭、保育士の免許・資格の取得が可能な教育課程を編成する。
心理カウンセリング学科	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨床心理学をカリキュラムの中核に据えつつ、特別支援教育、医学、保育、福祉学などの隣接諸科学の知見を応用することにより、臨床心理学についてより深く、幅の広い学際的総合的な科目を配置する。 ・ 座学で得た知識を実践で活かすことを目指し、演習科目と体験学習科目を配置する。 ・ 地域社会に貢献する心理カウンセラーの資質を持った専門職者に必要とされる資格(認定心理士、特別支援学校教員、高校教員免許(公民)、社会福祉主事等)に関する科目を配置する。 ・ 入学から卒業まで、少人数のゼミと担当教員によるきめ細やかな指導を通して、学生による自主的な学習態度を育成するため、学生への個別的な学習支援と少人数ゼミナール形式の演習科目を配置する。
生活支援科学研究科	<p>●教育課程編成の方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 西九州大学大学院は、大学院の教育理念・目標を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。 2. 西九州大学大学院の教育課程の編成に当たっては、地域で生活する人々の生活を支援するために必要な研究技法を教授するとともに、各専攻及び課程に係る高度な専門職業人及び研究者として活躍するために必要な専門の知識、技能を取得できるよう科目を適切に配置する。 <p>●教育課程運営の方針</p> <p>西九州大学大学院は「学位授与の方針」に定めた、修了時までには修得すべき知識・能力等が、カリキュラム体系のなかでどのように養成されるのかを示すため履修モデル等で明示する。</p>
健康栄養学専攻	<p>●教育課程編成の方針</p> <p>本専攻では、健康栄養学を基盤として、栄養学の実践としての生活支援を行うことができる高度な専門的技術者の養成を行う。学部で身につけた栄養学の知識を基礎として、現状の分析に基づいた個別の栄養ケアと、他職種の専門分野を理解した包括的な栄養ケアが実践できるようになることを目指すために次のような教育課程編成をおこなう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活支援科学特論を、他専攻の学生と共に学ぶことで、生活支援科学を俯瞰的に捉える視点を養う。

	<ul style="list-style-type: none"> ・学部レベルの学問をさらに深化させるための専門科目を基礎分野から専門分野まで幅広く配置している。 ・これらの講義と並行して、入学当初から栄養学に関わる研究テーマを設定し、指導教員のもとで研究の計画、実施、論文作成を行い、研究の方法を身につける。 ・ティーチングアシスタント制度によって、教育の一端を担うことにより、教育の実施方法や教材等の作成の体験ができるような体制を整えている。 <p>●教育課程運営の方針</p> <p>上記の教育課程を、カリキュラム体系のなかでどのように養成されるのかを示すため履修モデル等で明示する。</p>
<p>臨床心理学専攻</p>	<p>●教育課程編成の方針</p> <p>臨床心理学専攻では、高い倫理観と豊かな人間理解と支援のための高度な学識と実践力、さらに臨床実践研究のための能力を備えた「心の相談・支援の専門家」として活躍できる人材を養成するために、「共通」、「基礎分野」、「展開分野」、「研究演習」の4分野からなる教育課程を編成している。</p> <p>なお、本専攻は公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の第1種指定大学院と認可されており、臨床心理士受験資格取得の要件となる必修科目と選択科目を「基礎分野」と「展開分野」に配置している。</p> <p>●教育課程の運営方針</p> <p>具体的には、大学院生自らが目指す領域に焦点を当てさせ、共通科目（必修）2単位、基礎分野8科目16単位、展開科目14科目から5科目以上10単位以上、研究演習8単位の合計36単位以上を修得し、必要な研究指導を受け修士論文の審査最終試験に合格することを履修要件としている。そして本専攻では、臨床心理学を体系的に学ぶため、教育心理臨床、医療心理臨床、福祉心理臨床の3領域について、高度な知識と技術をより専門的に修得できるようにカリキュラムを編成している。</p>
<p>リハビリテーション学専攻</p>	<p>●教育課程編成の方針</p> <p>リハビリテーション学専攻は、障害のある人の社会参加や地域生活支援の実践に必要な知識・技能および研究能力を修得できるよう適切に科目を配置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 種々の障害により地域や在宅での生活継続が困難な人びとの、社会参加や地域生活支援を実践するために必要な科目を配置する。 2. リハビリテーション研究の基礎を学び、理学療法、作業療法および関連学問領域の最新の動向を学ぶ科目を配置する。

	<p>3. リハビリテーション支援を身体機能障害領域、認知・精神機能障害領域、生活機能障害領域の3つの領域から捉え、地域毎にそれぞれの観点から研究する科目を配置する。</p> <p>●教育課程運営の方針</p> <p>障害のある人の社会参加や地域生活支援の実践に必要な知識・技能および研究能力等が、カリキュラム体系の中でどのように養成されるのか履修モデル等で明示する。</p>
子ども学専攻	<p>●教育課程編成の方針</p> <p>子ども学専攻は、保育・教育の質的高度化に資する専門的な知識と技能について研究し、現場での実践に応用する能力を育成するよう適切に科目を配置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本専攻では、「基幹分野」に子ども研究の基盤を学ぶ「子ども学特論」を配置し、必修科目とする。また、子どもへの生活支援のあり方を学ぶ「子ども学実践演習Ⅰ（子ども支援の展開）」、子どもの教育現場における最新動向を学ぶ「子ども学実践演習Ⅱ（子ども教育の展開）」を「基幹分野」に配置して選択必修とする。 2. 選択科目として、子どもの教育や生活支援の方法を個別的観点から考究する科目を、「教育分野」「教科分野」「支援分野」に区分して配置する。 3. 小学校教諭専修免許状を取得できる課程を設け、教育学・心理学の基礎理論を深化して各教科の指導法を開発するとともに、学校現場の今日的課題に対応しうる高度な応用力、課題解決能力を育成する科目を配置する。 <p>●教育課程運営の方針</p> <p>本専攻では、上記1で明記した3科目を「基幹分野」とし、「教育分野」「教科分野」「支援分野」の各分野から、学生の目的意識に即して、最低1科目、合計7科目を選択して履修することを、履修モデルで明示している。</p>
地域生活支援学専攻 (博士前期課程)	<p>●教育課程編成の方針</p> <p>本専攻教育課程では、複雑な現代社会での人の生活支援の基盤を支える社会福祉学の原理や仕組みを多角的な視点から学び地域生活支援に関する専門的知識・技能および研究能力を修得できるよう適切に科目を配置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域生活支援科学の研究手法、隣接領域等に関する科目から地域生活支援学の基礎が学べるよう配置する。 2. 生活支援を多角的に分析・検討・考察できるように設定し、豊かで実践的な視点を養い生活支援専門職の実践力を高めるよう工夫する。

	<p>3. 研究指導により修士論文を作成し、地域生活支援学の研究能力を培うように設定する。</p> <p>●教育課程運営の方針</p> <p>本専攻では、4つの領域(1)共通分野(必修) 1科目、(2)基礎分野 14科目、(3)展開分野 10科目、(4)研究演習 1科目として配置された合計 26科目のなかから、合計 30単位を最低限履修することを要件としている。履修においては、地域生活支援の実践に必要な知識・技能および研究能力等が、カリキュラム体系の中でどのように養成されるのか履修モデル等で明示している。</p>
<p>地域生活支援学専攻 (博士後期課程)</p>	<p>●教育課程編成の方針</p> <p>本専攻教育課程では、社会福祉学を基盤としつつ、地域生活支援や地域再生、創生に関連する学術領域から構成し、2つの観点を備える自立的な研究者及び実践的実務的な研究者の育成を進めることのできる体系化を図っている。特に、多くの複雑な要因が絡み合う地域生活支援、地域再生・創生の問題や課題を扱うことから、(1)複合的・重層的・多層的な接近法(視角)、(2)実践的接近法という2つの観点、とその具体的な接近方法を修得するために、研究モデルを設定し、これと繋がる履修モデルを包摂する4つの科目領域を編成している。</p> <p>●教育課程運営の方針</p> <p>本専攻では、4つの領域(1)原理分野 7科目、(2)展開分野 7科目、(3)研究演習 3科目、(4)特別演習 3科目として配置された合計 20科目のなかから、必修科目 4科目を含む 21単位を最低限履修することを要件としている。履修においては、4つの研究モデルと繋がる4つの履修モデルを示して、学生が自らの研究課題意識や進路を考慮して必要と判断する科目をさらに選択し履修することができるようにカリキュラムを編成している。</p>

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

●教育課程の体系的編成

本学の教育課程は、健康と福祉・教育に関わる専門的職業人として必要な教養や倫理観を学ぶ共通教育科目と学科ごとの専門教育科目に大別される。

<共通教育科目>

共通教育の課程編成の方針に基づき、図1に示すように、共通教育科目を共通基礎科目(基礎演習あすなろう)、教養教育科目、語学、健康運動学、情報処理に区分した体系をとっている。平成23(2011)年度より全学共通教育として統一化し、特に初年次教育、キャリア教育の充実を図っている。

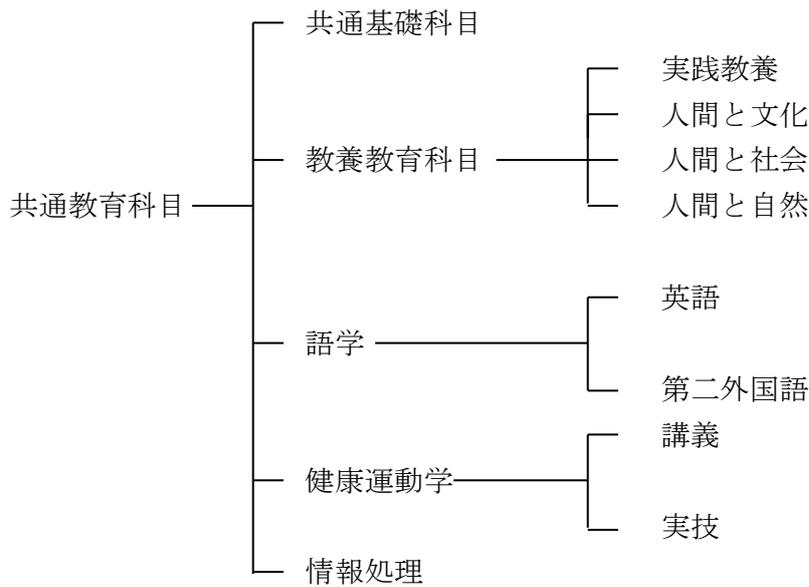


図1 共通教育科目の構成

①共通基礎科目

共通基礎科目としての「基礎演習あすなろう」は初年次教育に該当するものである。10名程度の少人数ゼミで、学修スキル、仲間作り、自校理解、図書館利用を含む大学施設の利用法、コミュニケーションスキルの修得を目指す。

②教養教育科目

教養教育科目は4つの科目群で構成している。実践教養には科目として「あすなろう体験Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」があり、入学時からのキャリア教育を実施するためにボランティアやインターンシップ、プレゼンテーション・スキルの修得を含んでいる。

文化、社会、自然に対する知識と倫理観を身につけ、多文化、異文化に関する柔軟な理解と共感を持つことができるように、人間と文化（科目名：「心理学入門」、「現代社会と倫理」、「異文化理解」など）、人間と社会（「法学」、「社会学入門」、「少子高齢化社会と人間」など）、人間と自然（「生命のしくみ」、「化学入門」、「地球環境科学」など）という科目群を設定している。

③語学

異文化理解に加えてコミュニケーション・スキルを獲得するために英語（「総合英語」、「英語表現」、「英語会話」など）と第二外国語（「ドイツ語」、「フランス語」、「中国語」、「韓国語」）を開講している。

④健康運動学

健康で文化的な生活を営むために必要な知識と方法を身につけるために、「健康・スポーツ科学」、「フィットネス・スポーツ」、「ウェルネス・スポーツ」を開講している。

⑤情報処理

知的活動、社会生活に必要な技能としての情報リテラシーを修得するために「情報処理基礎」を開講している。

< 専門教育科目 >

1) 健康栄養学科

専門科目は 11 の分野で構成している。「社会・環境と健康」では、保健・医療・福祉の仕組みについて学び、「人体の構造と機能および疾病の成り立ち」では、解剖・生理学や疾病の知識を身につける。「食べ物と健康」、「基礎栄養学」、「応用栄養学」分野では、健康における栄養の役割について学び、「臨床栄養学」では、栄養と疾病との関係、栄養が治療に及ぼす効果について理解する。「栄養教育論」では、行動科学に基づく栄養教育を、「公衆栄養学」では、人々の QOL 向上に向けた理論と実践を修得する。「給食経営管理論」では、給食の独自性と効率的な経営についての方法を学び、「総合演習Ⅰ」では、臨地実習を効果的に実施するための基本的事項について概説し、「総合演習Ⅱ」では、シミュレーションを通じて実践力を養う。「臨地実習」では、医療機関、福祉施設、保健所などで臨床実習を行う科目を配置し、管理栄養士の実際を実践・体験するようにしている。

2) 社会福祉学科

ソーシャルワーカーとしての知識と技術を修得させ、思いやりと実践力が備わった人材を養成するために、「基幹科目」、「専門科目」、「コース別専門科目」ごとに科目を配置し、2 年次において 4 つコースのなかから、学生の希望に応じていずれかのコースを選択することで、より専門的な学習が可能な教育課程を編成している。各コースを修了し、卒業する際にはその専門性が具現化された資格・免許が取得できるようになっており、同資格・免許を活かした就職につながっている。

また、学年が上がるにしたがって、教養的な科目から専門的科目、理論的な科目から実践的な科目、共通的な科目から細分化された科目などに段階的に移行し、多様な科目を系統的に履修できるよう工夫している。

3) スポーツ健康福祉学科

本学科の教育課程は、「学部基幹科目」「学科基幹科目」「学科専門科目」の 3 つで構成され、さらに専門科目を「ゼミナール」「社会福祉に関する科目」「健康スポーツに関する科目」「社会福祉及び健康スポーツ関連科目」「教職に関する科目」の 5 つに区分している。これにより、福祉、健康、スポーツに関わる支援者に必要な基礎理論と技術を学び、それに基づく知識と技能を学内外の講義や実習の場で体験的に獲得していただくことを可能とする科目配置を行うとともに、資格取得に結びつくよう編成している。

学生の主体的学修を促すために、2 年次からは取得を目指す資格や本人の活躍を目指す職域に応じて科目を選択できるように、地域を主な活動の場とする「福祉スポーツ支援モデル」と「健康づくり支援モデル」、学校を主な活躍の場とする「スポーツ教育支援モデル」の 3 つの履修モデルを設定している。

4) リハビリテーション学科

専門教育科目は、主要な 4 つの柱「人の理解」「専門知識と技能」「協業と地域リハビリテーション」「研究」と 8 つの下位項目を特色とし、各教科は 4 つの柱と学年ごとの教育

達成目標とが合致するように配置している。「人の理解」の下位項目は①全人的理解、②人体の機能と構造、「専門知識と技能」の下位項目は③疾病の理解、④知識と技能、⑤評価・治療計画立案、模擬実習、⑥実践力（臨床実習）、「協業と地域リハビリテーション」の下位項目は⑦協業と地域リハビリテーション、「研究」の下位項目は⑧基礎教育・研究である。

理学療法学専攻・作業療法学専攻ともに最終教育目標の達成を目指し、学年ごとに教育達成目標を設定している。それぞれの目標は、1年次：理学（作業）療法への導入と人の生物学的および全人的理解、2年次：医学的思考法と理学（作業）療法の基礎能力獲得、3年次：理学（作業）療法の思考過程と疾患に応じた技術を養う、4年次：臨床応用能力（実践力）の獲得、教育・研究の基礎能力の獲得と設定している。

5) 子ども学科

本学科の教育課程は、教育学、保育学を中心に、隣接諸科学を応用した本学独自の科目群、免許・資格の取得に必要な科目で構成されている。専門教育科目は、「学部基幹科目」「学科基幹科目」「専門基幹科目」「専門展開科目」「ゼミナール」「卒業研究」の6つに区分される。まず「学部基幹科目」として子どもに関する基礎科学「子ども学総論」を、「学科基幹科目」として保育、教育の基礎理論に関する科目「教育基礎論」「保育原理」等の4科目を配置し、1年次の必修科目としている。「専門基幹科目」には、小学校教諭、幼稚園教諭、保育士の資格取得に必要な科目を配置し、「専門展開科目」は「文化・福祉」「心理」「健康・環境」「創作・表現」「教科演習」の5領域で、現代社会の子育てニーズに対応した応用的科目を開設している。「ゼミナール」には「子ども学演習」等が含まれ、課題を探究し調査研究する力やプレゼンテーション力を養う。「卒業研究」では総合的な研究活動を通して、教育・保育を自ら構想する力を培う。

6) 心理カウンセリング学科

本学科では、基礎心理学と応用心理学関連科目を修め、臨床心理学の専門科目を系統的に学べるような科目配置をし、加えて、障害のある子どもへの理解と支援の在り方にかかわる専門科目を多数配置している。本学科の教育課程は、専門教育科目において7つに区分される。

まず、「学部基幹科目」として「子ども学総論」をおき、子どもを多面的に理解し支援する視点を学ぶ。「学科基幹科目」は「心理学概論」「児童家庭福祉」「特別支援教育総論」「心理カウンセリング概論」の4科目からなり、一年次の必修科目である。「専門基礎科目（心理学基礎科目）」として、「カウンセリング基礎演習」「心理学研究法」「心理学実験演習Ⅰ・Ⅱ」「心理学統計法」「心理学検査法Ⅰ・Ⅱ」の7科目がある。「専門基幹科目」として、「基礎心理学」「社会・産業心理学」「心理学実践領域実習」「発達・教育」「医学関連」「地域共同関連」の6領域に39科目が配置されている。「専門展開科目」として、専門性の高い臨床応用心理学関連科目が15科目おかれている。「ゼミナール」は2,3年次の少人数演習であり、4年次に「卒業研究」を配置し、学部教育の集大成として卒業論文作成を行う。

<生活支援科学研究科>

1) 健康栄養学専攻

本専攻では、生活支援科学を俯瞰的に捉えるための「生活支援科学特論」を他専攻の学生と共に学ぶ基幹科目として据え、これを基盤としながら、本専攻の特徴として、基礎分野と展開分野とからなる科目群で構成している。基礎分野には、食品学分野として「食品機能科学特論」「食品衛生学特論」「食品分析化学特論」を、人体の構造と機能に関する分野として「生理学特論」「基礎医学特論」「基礎栄養学特論」を、地域と人間を俯瞰的な視点で観察する力を養うための「自然環境科学特論」「公衆衛生学特論」を開講し、管理栄養士という専門職の基盤となる学問体系を配置している。展開分野には、「栄養教育学特論」「臨床栄養学特論」に加え、実践を科学的にとらえる「実践栄養学特論」「臨床栄養治療学特論」「地域栄養ケア活動特論」とそれを検証する「栄養学研究法」を設置し、基礎学問の実践とその評価を理解するための学問分野を配置している。本専攻は、「生活支援科学特論」および「特別研究」を必修とし、その他の科目は自由に選択できるように、選択科目として14科目28単位分を開設している。

2) 臨床心理学専攻

本専攻では、高い倫理観と豊かな人間理解と支援のための実践力、さらに高度な学識と研究能力を備えた心の相談・支援の専門家として活躍できる人材を養成するために「共通」「基礎分野」「展開分野」「研究演習」の4分野からなる教育課程を編成している。

また、本専攻は、財団法人日本臨床心理士資格認定協会の第1種指定大学院として認可されており、「基礎分野」と「展開分野」に臨床心理士受験資格取得の要件となる必修科目と選択科目を配置している。

共通の科目として、人の生活を科学し、人の生活を支援するという本研究科の理念を体現する「生活支援科学特論」を開講している。

基礎分野に、心の相談・支援の専門家としての基礎となる、「臨床心理学特論Ⅰ・Ⅱ」「臨床心理面接特論Ⅰ・Ⅱ」「臨床心理学査定演習Ⅰ・Ⅱ」「臨床心理基礎実習」「臨床心理実習」を必修科目として配置している。

展開分野に、心の相談・支援にかかわる専門的知識、技能を習得し、臨床心理学を体系的に学ぶため、教育心理臨床にかかわる科目（「教育心理学特論」「発達心理学特論」「学校臨床心理学特論」）、医療心理臨床にかかわる科目（「精神医学特論」「心身医学特論」「心理療法特論」「投射法特論」）、福祉心理臨床にかかわる科目（「犯罪心理学特論」「老年心理学特論」「障害児（者）心理学特論」「臨床心理地域援助特論」）を配置している。さらに、臨床心理学的研究を行う上での方法論を学修するために「心理学研究法特論」「臨床心理学研究法特論」を配置している。

研究演習として、臨床心理学的論文（修士論文）の作成を行う「特別研究」を開講している。

3) リハビリテーション学専攻

本専攻では、障害のある人の社会参加や地域生活を支援するというリハビリテーション理念を実現するための知識・技術を探究することを特色とし、教育課程においてもその取り組みが可能なように編成している。すなわち、必修の共通科目として、人の生活を科学し

人の生活を支援するという本研究科の理念を体現する「生活支援科学特論」を配置している。また、同じく必修の科目として、リハビリテーション研究の基盤を学ぶ「リハビリテーション研究法特論」、リハビリテーション領域における理学療法、作業療法および関連学問領域の最新の動向を学ぶ「リハビリテーション総合演習」を配置している。

展開分野では、リハビリテーション支援を3つの領域から捉え、身体機能障害領域5科目、認知・精神機能障害領域4科目、生活機能障害領域6科目を配置している。

研究演習として、障害のある人のより豊かな生活の実現を支援するための、身体・認知・精神・生活面に対する新しいリハビリテーション支援について、理学療法、作業療法及び人類学、社会福祉の観点から研究を行う「特別研究」を開講する。

4) 子ども学専攻

本専攻では、全専攻に共通した必修科目である「生活支援科学特論」を配置している。

基幹分野に、本専攻独自の教育理念を具現化するため、「子ども学特論」「子ども学実践演習Ⅰ（子ども支援の展開）」「子ども学実践演習Ⅱ（子ども教育の展開）」の3科目を配置している。

本専攻の教育研究の理念を浸透させるために、子どもの発達と教育の基礎理論に焦点化した「教育分野」科目群、児童期の学校教育に焦点化した「教科分野」科目群、子どもへの生活支援に焦点化した「支援分野」科目群を配置している。「教育分野」においては、今を生きる子どもの生活現実と子どもを取り巻く環境変化を射程に含め、広い視野から教育・心理学的考察を深化し、「教科分野」では、変化の激しい時代を生き抜くこれからの子どもに必要とされる諸能力の育成と学習指導の在り方を考察することとしている。「支援分野」科目においては、子どもの発達過程や学習過程に関する理解を基礎に、子どもの生活実態をとらえ問題を抽出し、個々の子どもに必要とされる支援の方法について考察することとしている。

5) 地域生活支援学専攻（博士前期課程）

地域生活支援学専攻（博士前期課程）の教育課程は、共通科目、基礎分野、展開分野、研究指導の4つの科目区分で構成している。

共通科目は、本研究科における研究教育の基本、前提を学習することを目的とする「生活支援科学特論」を必修科目として設置している。

基礎分野は、社会福祉学を基盤としつつ、地域社会における生活支援に関わる学際的な視点とともに、地域生活支援という独自の視点を養い、地域再生、創成、地域生活支援のための基礎的な知識基盤の形成に資する科目を配置している。同時に、上級職の専門職業人として、人々の地域生活を支援するという実践的な価値や技術の視点を涵養することとしている。

展開分野は、基礎分野の知識を基礎にしつつ、地域生活支援を展開する主要な領域をとりあげ、その基本的な特徴や支援のための具体的な視点、展開内容に関する知識を修得するとともに、地域再生、創成に関わる地域生活支援の高度な実践ができる技能を養うこととしている。

研究指導は、地域生活支援学に関する論文（修士論文）の作成を行う「特別研究」を開

講している。

6) 地域生活支援学専攻（博士後期課程）

地域生活支援学専攻（博士後期課程）の教育課程は、原理分野、展開分野、研究演習、特別研究の4領域からなる。

原理分野では、社会福祉学の地域生活を営むための諸施策の体系的な原理の視点と枠組みを基礎に、地域生活支援に関わる社会福祉学の一領域をなす実践技術の理論的視点や枠組み、地域生活に関連する文化人類学、心理学、社会学、社会政策学の立場からの視点と枠組みを養い、複雑多岐にわたる事象を把握し、考察する力量を養う7科目を配置している。これらの科目を通して、学際的な視点とともに、地域生活支援学がめざす既出の複合的、重層的、多層的な視点、より一般的に言えば、多面的多角的な接近法を学生が修得できることをめざすものである。

展開分野は、福祉コミュニティの形成支援のための地域創生の人材養成、地域組織化の方法、地域社会の特定の、または多様な階層集団を対象に、これらの人々の地域生活に関わる社会福祉の政策・制度、援助、健康の理念等を検討する方法、地域生活問題に関する国際比較研究の視点と方法など多様な次元レベルにおける具体的な支援のための視点と方法に関わる科目を7科目配置している。

研究演習は、地域生活支援研究演習を3つのレベルに焦点化して具体的で多様な素材(質的なデータや量的なデータ、事例等含む)を活用しつつ問いを立て、実際に現場のチューターの協力を得ながら追究を試みる、いわば実践的研究方法についての模擬体験であり、3つの研究を設定している。

特別研究は、原理分野、展開分野、研究演習という上記の科目を踏まえつつ、博士論文作成のためにD○合教員による指導科目として、「特別研究Ⅰ」「特別研究Ⅱ」「特別研究Ⅲ」を設定している。

●授業内容・方法などの工夫

本学では、健康と福祉・教育に関わる高度の専門職業人の養成を目指す教育目的を達成するために、専門的知識の修得とともに人に対して共感性を持った態度で専門的なかかわりができるように、講義形式の教育方法を工夫し地域との交流を含めた体験教育を数多く取りいれている。

1) 健康栄養学科

本学科の教育目的を達成するために、1年次では学部基幹科目として「健康栄養学概論」を配置し、管理栄養士としての導入教育を行う中で、管理栄養士としてのキャリア教育を取り入れることで学習のモチベーションを高めることを目指している。2年次では専門知識・技術を修得するために必要な専門基礎分野科目を、3、4年次には現場の管理栄養士として求められる知識と技能を修得するための専門分野科目を設置している。

学年進行に従って、臨床分野、福祉分野、公衆栄養分野における実践力を養成するための選択科目を設置し、講義に加え実験・実習や演習の中で問題を発見し、課題を設定して、

課題解決法を見出す能力を有する、人間、社会、食に対する深い理解をもった管理栄養士の養成に努めている。

2) 社会福祉学科

まず、人間理解を深め、対人援助を行う者にとって要求される資質を涵養するため「学部基幹科目」として「健康福祉概論」を、「学科基幹科目」として「社会福祉原論Ⅰ」「社会福祉原論Ⅱ」を1年次に配置し、必修科目（6単位）とする。次に、社会福祉の価値観や理念と実践上に具現化するためのソーシャルワークの基盤となる「専門科目」を1年次から4年次にわたり配置し、82単位以上を選択して履修する。さらに専門科目のなかにおいても社会福祉、精神保健福祉、介護福祉、国際地域などの専門性を高める「コース別専門科目」として各コースの専門性を有する科目を、2年次以降4年次までに配置し履修する。なお、社会福祉の理論と実践の統合を目指し、2年次から3年次にわたり社会福祉実践現場での実習にむけての事前、事中、事後学習を図る「社会福祉援助技術実習指導Ⅰ」「社会福祉援助技術実習指導Ⅱ」「社会福祉援助技術実習指導Ⅲ」を配置し、現場実習そのものの「社会福祉援助技術実習」に連動させ学習できるようにしている。また、「発展ゼミナールⅠ」では少人数ゼミでの能動的学習を通して、課題発見、ディスカッション、レポート作成及びプレゼンテーションの能力を培っている。「発展ゼミナールⅡ・Ⅲ」においては、佐賀市、小城市などの地域で市民によって展開されている諸活動に学生が実践的に参画し、地域課題の解決に向けた連携を展開するCOC活動、あるいは卒業論文作成に向けた研究活動などに分かれて学生と教員とが一体となった学修を展開している。

3) スポーツ健康福祉学科

本学科では、学生が将来取得を目指す資格と職業を想定して、健康スポーツ支援、福祉スポーツ支援、スポーツ教育支援の3つの履修モデルを設定している。1年次には、学科の教育理念に沿った学修の出発点となる基幹科目として健康福祉概論、スポーツ健康福祉概論、生活支援学総論を必修科目として配置している。2年次以降には、3つの履修モデルに沿って、専門知識及び技術・技能を習得できるように専門科目を体系的に配置している。とくに、3年次においては、学修した専門知識を実際場で実践できるように、地域スポーツ実践演習を配置している。地域スポーツ実践演習では、地域と連携して、高齢者、障がい児・者を含む一般市民に対して、スポーツ・レクリエーションを通して健康づくりや生きがいづくりを支援することにより、実践的能力を身につけるようにしている。4年次には、大学での学修の集大成として卒業研究を行い、卒業論文にまとめることを卒業要件としている。

4) リハビリテーション学科

教育目的を達成するため、下記の教育方法を実施している。

①学生が入学時から目的意識を明確に持つことができるように、教育課程の編成も専攻ごとに設定。

②専任教員は専攻ごとに配置しているが、専門基礎科目など授業内容が同じ科目につい

ては専攻分野の境界を越えた協力体制を組み、教員は専攻学生の教育だけでなく、全学科学的な教育に携わる。

③健康栄養学科、社会福祉学科と連携し、管理栄養士、社会福祉士受験資格及び介護福祉士養成の実績に携わっている教員のノウハウとマンパワーを最大限に活用した教育を実践し、関連職種の専門性と文化を理解させる教育方法を実施している。

臨床実習については5科目21単位が必修である。1年次後期には関連実習施設へ1週間の見学実習を実施し、早期に体験実習を行っている。特に4年次前期は全て総合臨床実習14単位の履修に充てており、医療従事者としての資質向上に積極的に取り組んでいる。

5) 子ども学科

子どもについて複眼的視点から理解し、教育・保育の現場で必要とされる知識と技術を備え、応用力と実践力をもった専門職業人の育成のために、講義による系統的学習に加えて、少人数のゼミナール、実技を中心とする演習、幼稚園、保育所、小学校での保育・教育実習を開設している。とくに1年次より子どもと触れ合う機会を設け、子どもに対するコミュニケーション力を養うため、保育現場の見学実習や子ども学科主催の子育て支援地域開放事業にも参加させている。2年次以降は「学校インターンシップ」、「子育て支援」等で、小学校や青少年教育施設での体験的学習を行う。「子ども学演習」や「卒業研究」では、学生の自主的能動的な学習を通して、課題探求の力やプレゼンテーション能力、保育・教育を構想する力の育成をめざしている。

6) 心理カウンセリング学科

本学科の教育目的を達成するために基礎心理学と応用心理学関連科目を修め、臨床心理学の専門科目を系統的に学べるような科目配置を行い、講義形式での学習に加え、少人数ゼミナール「基礎演習あすなろう」「ゼミナールⅠ」「ゼミナールⅡ」「卒業研究」を通して、専門知識をより深め、課題発見力、ディスカッション能力、論理的に書く力、プレゼンテーション能力を養っている。

本学の「建学の精神」を具現化した「あすなろう体験」はじめ、「カウンセリング基礎演習(1年)」「カウンセリング実践演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ(2・3・4年次)」「臨床心理観察実習(4年次)」など、学外での臨床実践体験を伴う科目を開設することにより、昨今の学生に指摘される生活体験、社会体験、コミュニケーション体験の不足を補うとともに、子どもやその家族とかかわりを重ねることによって子どもの発達や心理状態への理解を深め、相手の立場に立った支援の在り方を自ら考え実践する主体的学習態度とモチベーションの醸成を図っている。

<生活支援科学研究科>

「生活支援科学」に関わる分野を俯瞰できるように、全ての専攻において、各専攻の教員によるオムニバス方式で「生活支援科学特論」を開講している。それぞれの専門分野を究めると同時に各分野を縦断する学際的な視野を深めるために、臨床心理学専攻の科目を除き、他専攻の科目も履修することができるよう設定している。

さまざまな職種にある人々が勤務しながら勉学できるように、昼夜開講制をとり、サテ

ライト・キャンパスでの開講を行っている。仕事を持ちながら学ぼうとする社会人などを対象に、あらかじめ標準修業年限を超えた長期間での履修計画を立て、それに基づいて在籍することを認める「長期履修制度」を導入している。

●教授方法の改善を進めるための組織体制

学内の組織としてFD(Faculty Development)委員会を設置し、学生による授業評価を半期毎に実施し、学習効果の参考とし、改善を図っている。授業評価の実施結果については数値化及びグラフ化して授業担当教員へフィードバックし、教授方法の改善に役立っている。また、FD委員会主催の研修会を開催し、教授法について学ぶ機会を設けている。

●履修登録単位数の上限

適切な学習量を確保し、単位制度の実質化をはかるために、本学では履修登録単位数の上限を「授業科目の履修登録単位数の上限に関する内規」で設定している。1学期間に履修科目として登録できる単位数の上限は30単位とし、1年間での上限は50単位（心理カウンセリング学科のみ46単位）としている。このことは全学生に配布する「学生便覧」に明記し、各学期のガイダンス時においても学生に周知している。なお、大学院研究科においては履修登録単位数の上限を設定していない。

◆エビデンス◆【資料 2-2-1】【資料 2-2-6】～【資料 2-2-16】

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

カリキュラムマップに従って、体系的な教育課程を編成している。また学生の能動的な学習姿勢を培うために、視覚教材の活用、グループディスカッション、反転授業など各種アクティブラーニングを取り入れた講義を積極的に採用し、学習の深化を図っている。さらに定例開催の学科会議や、ゼミナール担当教員による調整会議（前後期各2回程度）において、学生の履修状況及び学習の進捗などの情報を共有し、その課題解決にふさわしい工夫を講義に取入れるなどしている。

本学の教育目的及び教育課程について、ガイダンスや学科行事等を通じて学生へ周知するとともに、教授方法の充実について現状に関する検証を行い、工夫・改善に努める。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びにTA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びにTA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

下記の項目において、教職協働により、学修及び授業支援について、計画・実施を行っている。

●入学前教育

健康栄養学科では、入学前の1月から3月にかけて入学予定者に課題を提示し、学科の全教員で分担して閲覧し、コメントを返している。平成28(2016)年度は、食に関する新聞記事を入学予定者に選んでもらい、その記事についての問題点や考察、感想などをレポートにまとめ提出させる課題と、地元産品を使った献立の提出を求めた。これらの課題により、正しいレポートの書き方指導を行い、食に関する関心が向上することを狙っている。

社会福祉学科及びスポーツ健康福祉学科では、入学予定者に対し「入学前セミナー」を実施し、大学における学び方をコーチすると共に、在学生との交流をはかり、大学生活への準備状態を形成することとしている。さらに入学予定者には国語に関する「ドリル課題」、新聞記事を利用した「レポート課題」を課し、入学前の学習意欲の向上をはかり、入学後の学習がより円滑に進むように努めている。

リハビリテーション学科では、入学予定者に対して教材を指定して入学までの課題を提示し、入学オリエンテーション時の確認テストにより理解度を確認している。また、2月下旬に1年生の「臨床実習セミナー」の聴講、3月上旬に「入学前セミナー」を実施し、入学後の講義や実習を模擬体験させている。さらに、外部業者との協働による入学前教育システムを導入し、学修の基礎資料として入学後の教育・指導に活用している。

子ども学科では、毎年、入学予定者を対象に「入学前セミナー」を実施し、学科紹介や大学における学びの体験、事前に提示した課題に関するテスト、レポート提出、在学生との交流等を行い、大学生活への準備に取組ませている。

心理カウンセリング学科では、入学予定者に事前に、①新聞記事を活用したレポート課題及び②国語の課題を送付している。①は郵送にて課題を提出してもらい、各教員からのコメントを返却する。②は入学後に提出し、採点を行っている。また、推薦図書のリストを送付している。3月上旬に実施される入学前セミナーにおいては、在学生によるレクリエーション、教員による体験授業、昼食を共にし打解けた後、在学生による体験発表を行い入学後の大学生活が円滑にいくための契機としている。

●オリエンテーション

入学式前の3日間をオリエンテーションの期間とし、履修の方法、大学生活全般について、学科、教務課、学生支援課等が説明し、3日目には担任ごとに少人数のクラスに分かれ、新入生研修会を実施し、時間割の組み方を含めた学習支援を行っている。

また、スポーツ健康福祉学科では、週末を利用して宿泊研修を実施し、その中で学科独自の履修指導、新入生同士または在学生との交流を促進している。

●導入教育

全学科において、導入教育科目として「基礎演習あすなろう」を1年次前期に開講し、大学における学習方法を習得し（主に学科教員が担当）、図書室、情報処理室（主に情報処理室スタッフ及び学科教員が担当）の活用方法を身につけるようにしている。

●リメディアル教育

本学では、リメディアル教育を平成 21(2009)年度より実施している。

健康栄養学科では、平成 27 年度まで 1 年生を対象として、前期に国語、後期に専門科目の基礎となる事項の補習授業を正規授業時間外に行い、学力の低い学生に対する学習支援を実施している。

社会福祉学科及びスポーツ健康福祉学科では、国語の補習授業を正規授業時間外に行い、学力の低い学生に対する学習支援を実施している。

リハビリテーション学科では、1 年前期に国語能力判定試験を実施し、成績不良者を対象に補習授業を実施して学生の国語能力向上を支援している。

子ども学科では、「基礎演習あすなろう」の時間に国語と数学の試験を行い、学生の必要に応じて補習を行っている。また、語彙・読解力検定を実施しており、その個別データは学生と担任教員に報告している。また、これらのデータは、担任教員が学生を指導する際に活用している。

心理カウンセリング学科では、国語力判定試験を前期に実施し、得点が低い学生に対しては、国語力の育成のためのリメディアルの授業を正規の授業時間以外で週 1 回ずつ継続的に実施している。後期には、1 年全員が語彙・読解力検定を受験するように指導している。

●資格取得支援

健康栄養学科では、管理栄養士国家試験に向けて全教員による対策講座を実施している。講座は①過去問解説会、②夏期および冬期特別講座、③学外の業者による模試受験の実施、④直前対策講座からなる。またポートフォリオの利用及びゼミ担当教員による面談を随時行い、学生の生活を含めてのサポートを行っている。その結果、新卒者の全国平均を上回る合格率を維持している。

社会福祉学科では、社会福祉士国家資格、精神保健福祉士国家資格取得にむけての支援、教員採用試験にむけての支援、公務員合格にむけての支援を行っている。このうち社会福祉学科在学生の多くが資格取得を希望する社会福祉士国家資格取得にむけては、①社会福祉特講 I（前期）・II（後期）を開講（単位化）し、毎週受験対策講座を実施、②ゼミ単位でのグループ学修を導入し実施、③学内模擬試験、業者による模擬試験を実施（4 回実施）、④模擬試験成績不良者に対する再試験を実施、⑤受験対策合宿（秋期一泊二日）を実施、⑥外部講師を招聘した受験対策講座の実施、⑦個別相談などを実施している。その他、外部受験対策講座、模擬試験等の案内を行っている。その結果、平成 27(2015)年度の合格率 36.1%から平成 28(2016)年度は 40.0%と上昇したが、全国の福祉系大学新卒者の平均である 46.3%には届かなかった。また精神保健福祉士は、上記対策に加えて、精神保健福祉士受験対策合宿（冬期二泊三日）を実施し、平成 28(2016)年度の合格者は 93.3%であり、全国福祉系大学新卒者の平均 71.7%をはるかに上回っている。

スポーツ健康福祉学科では、保健体育の教員免許、健康運動指導士受験資格、健康運動実践指導者受験資格、レクリエーション・インストラクター等の運動・スポーツに関連のある各種資格とともに社会福祉士の国家試験受験資格が取得可能であり、これらの受験対

策や履修指導等の支援を行っている。特に、教職関係では個別の教職カルテを基に担当教員からの指導や実習体験、採用試験対策等を実施している。また、その他の運動・スポーツ資格に必要な指導力を養うための学内外での実習、ボランティア活動を積極的に取り入れている。さらに、将来の就職先で必要とされる資格やその業務内容等についての講演等を、実際の企業で活躍している方を招いて実施している。

リハビリテーション学科では、理学療法士／作業療法士資格取得にむけて、初年次より国家試験対策に取り組んでいる。①夏季休暇と春季休暇には「解剖学」「生理学」「運動学」をマスターするために短期集中講座を開講している。ここでは、グループ学修と国家試験の出題形式に慣れることを目標としている。3年次・4年次には、②学内教員が作成・編集した模擬試験（8回実施）や、③業者模試（4回実施）を活用して学修成果の確認や苦手分野の対策に取り組んでいる。また、④外部講師による国家試験対策特別講座を実施して（3日間で2回）出題傾向を理解し、対策に取り組んでいる。平成28年度の合格率は、理学新卒：86.8%、作業新卒：82.5%であった。

子ども学科では、1年次より毎年、卒業後の進路調査を実施し、全教員が個々の学生の進路に関する情報を共有することによって、資格取得支援のための指導に活かしている。また、3～4年生を対象に「小学校教員採用試験対策講座」「公立幼稚園教諭・保育士採用試験対策講座」の実施に加え、正規の教育課程外にも学生の職業選択や進路対策に関する勉強のために「就職対策講座・勉強会」を週に1～2回実施し、将来教員となるための基礎学力の強化、採用試験過去問の演習、採用試験模擬試験対策等に取り組んでいる。

心理カウンセリング学科では、教員採用試験対策として、2、3年生対象に、週1回2時間、教員採用試験受験対策講座を学科独自で行っている。また、心理学検定の受検も推奨しており、合格者による体験談、学科教員による独自の問題作成による模試等の対策を実施している。

●学習支援のための設備

本学では、授業が行われていない土曜日や放課後においても、学生の自主的学習を支援するために、図書館を開館している。情報処理室では、学生に操作のアドバイスが出来るように職員が常駐している。スポーツ健康福祉学科では、学生本人の競技能力の向上や実技系科目の振り返り等のため、運動場・体育館・トレーニングセンター等の運用を行っている。また、子ども学科では、ピアノレッスン室(12室)と音楽室(2室)及びML教室の開室に加え、音楽担当教員による正規時間外のレッスンをを行うことによって、ピアノ初学者の指導の充実を図っている。

●卒後教育

健康栄養学科では、既卒者を対象に「管理栄養士国家試験対策講座」を実施している。講座は受講者の利便性を考え、月1回とし土曜日に佐賀キャンパスで行い、全てを受講することで国家試験の全分野をカバーできるように組んでいる。また希望者に、総合研究室を通じて随時情報を提供している。

社会福祉学科では、これまでに卒業生が5,000名を超え、地元佐賀県を中心に九州一円の社会福祉実践現場に従事している。多くの卒業生を対象に卒後教育の一環として毎年1

回「西九州大学社会福祉研究会」を開催し、卒業生、在学生、教職員を含めて実践現場での状況報告、直面している課題などについて議論するとともに情報交換、交流を深める取り組みを行っている。さらに、平成 20(2008)年度からは医療ソーシャルワーカーとして従事している卒業生を対象とした「西九州大学医療福祉研究会」を、平成 21(2009)年度からは介護施設に勤務している卒業後 1 年以内の卒業生向けの「卒後研修会」を開催している。

リハビリテーション学科では、卒業生を対象に、毎年、卒後研修会を開催している。リハビリテーション学部開設 10 年目を迎えた平成 28(2016)年度には、全卒業生を対象に、卒業生主催による西九州大学リハビリテーション学部学術集会在開催され、200 名を超える卒業生が参集した。また、国家試験受験を希望する既卒者に対しては、模擬試験や定期的な学習会への参加を促して国家試験受験を支援している。

子ども学科では、西九州大学子ども研究ネットワーク主催の研究大会に引き続き、卒業後 1 年以内の卒業生を対象に「卒業生交流会」を開催し、卒業生と子ども学科教職員による意見交換を行っている。

●担任制度

本学では、担任制度を取入れ、学生個々への履修指導、学習支援、就職支援、資格取得支援などを行っており、少人数担当で学生の個別指導に当たっている。具体的には、出席状況が思わしくない学生には随時個別面談を実施、また、成績不良者に対しては、保護者に対しても連絡を取り、必要に応じて保護者との面談も実施している。

精神的な悩みを持つ学生に対しては、学生相談室に配置された臨床心理士資格を有したカウンセラーと担任が連携してサポートを行っている。

●学生カルテ

健康栄養学科では、在学生全てに学生カルテを作成させ、担任が保管している。カルテの情報を教員が把握することで、学生一人ひとりにあった指導を行うことが出来ており、必要に応じて学生との面談を実施している。学生カルテは、担任のコメントを付して半期ごとに学生本人に返却し、現状把握及び将来構想を行わせている。また、学年が進行する毎に新学年の担任教員へ学生カルテを引継いでおり、学生情報の共有に努めている。

社会福祉学科では、ポートフォリオ・システムの活用により、担任が学生個々の履修状況を把握すると同時に、修学や学生生活に関する記入を促し、必要に応じて個別指導を実施するなどの支援体制を構築している。とくに 1 年次は大学生活への適応を目的とした修学・生活面における自己管理及び教員のフィードバックを中心に取組み、2 年次以降は修学、取得希望の資格免許、就職に向けた準備等に活用している。

スポーツ健康福祉学科では、ポータルサイト上での学生カルテとともに、学科でも希望資格や将来の進路等の情報を共有し、修学、就職支援等に活用している。

リハビリテーション学科では、ポートフォリオ・システム活用の他、学科独自の学生カルテ（現住所、緊急時連絡先、通学手段、アルバイト、サークル・部活動、学修進捗状況、就職希望分野等）を学生個々に作成して学生情報の把握に努めている。学生カルテは、 Semester ごとの面談時に更新され、チューター教員、ゼミ教員単位にまとめられて助手室に保管されている。また、必要に応じて、随時学生面談を行い、面談記録を共有フォルダ

に保存して学生情報の共有に努めている。

子ども学科では、**web**によるポートフォリオ・システムを活用しており、個々の学生の修学、学生生活等の記入をもとに、担任教員が個別に手厚い支援を行っている。

心理カウンセリング学科では、ポータルサイト上での学生カルテの活用に加え、個人就職活動カルテを学科独自に作成し、個人プロフィール、希望業種、資格取得、就職活動歴等を記載し、成績表との照合の下、就職支援においてゼミ担当教員、就職担当者も含めた活用をはかっている。

●オフィスアワー

全教員がオフィスアワーとして毎週3時間を設定し、曜日と時間を明示し、研究室のドア等に掲示したうえで研究室を開放している。学生の個別支援は担任が中心となっているが、教員それぞれの専門性や特性の相違などから、担任以外の教員のもとにもオフィスアワーを活用して学生が訪問し、支援を受けるシステムを確立している。

●ティーチング・アシスタント (TA)

TAについては、その有効利用を図るため、「西九州大学ティーチング・アシスタントに関する規程」及び「西九州大学ティーチング・アシスタント選考と任用に関する申し合わせ」を全学的に定めている。これらのルールの下、学部からの申請について教務委員会で審議してTA採用可能科目を決定し、TAを採用することとしている。また、TAをより有効に活用するために、「ティーチング・アシスタントマニュアル」を作成し配布すると共に、研修会を開催して質の向上を図っている。

本学では、大学院生の人数が多くないため、TAとして活動できる院生も限られている。しかし、少ない人数とはいえ適正に配置して、教員の教育研究活動（主に実験、実習、演習等）を支援させるだけでなく、教育的配慮のもとに、教育補助業務に従事する機会を提供し、学部及び大学院教育における教育力向上の機会を与えるとともに、当該大学院生に対する手当支給による経済的な支援も行っている。

平成28年度TA日程表によると、体育・スポーツ関係科目に1名が配置され、前期は「フィットネス・スポーツ」「ウェルネス・スポーツ」「スポーツ健康福祉学概論」等、後期は「運動学」「地域スポーツ実践演習」「レクリエーション支援演習」等の補助業務を担当した。子ども学科関連科目には3名が配置され、前期は「総合演習」、後期は「国語科演習」「幼稚園教育実習指導」「保育実習指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「ピアノ」の補助業務を担当した。心理カウンセリング学科関連科目には11名が配置され、前期は「心理学実験演習Ⅰ」「芸術療法」、後期は「心理学実験演習Ⅱ」の補助業務を担当した。

●中途退学者、停学者及び留年者への対応策

健康栄養学科では、成績不振者、欠席が目立つ者に対して担当教員が個別に面談指導し、必要に応じて保護者も交えた面談を行い、進路に関して栄養士または管理栄養士資格での卒業を目指す修学プログラムを共に考え、場合によっては休学、復学や再入学の方法などについても説明し指導している。

社会福祉学科では、担任教員による個別面接において、単位修得、各種資格のための履

修指導や、修学上の相談に応じている。退学や休学に関しても同様に、担当教員による個別面接や必要に応じて保護者との面接を行い、さらに資格に関わる悩みに関してはコース主任の面接を取り入れるなど、退学や休学を未然に防ぐ努力をしている。留年した学生には卒業までの履修、単位修得、資格試験などに向けて4年次の担当教員が引き続き個別に支援する体制をとっている。

スポーツ健康福祉学科では、各学年少人数の学生を担当する教員を配置し、成績不振者や欠席が目立つ者に対して修学指導基準に沿って面談、指導を実施している。また、学科会議でもこれらの学生の情報を共有し、学科全体で支援する体制をとっている。

リハビリテーション学科では、①学年担任制、②チューター制（1年生・2年生）、③ゼミ制（3年生・4年生）を採用して学生一人に対して複数の教員が関わりを持つようにしている。学年担任は、毎週ホームルームを実施して学生の修学状況を把握し、セメスター毎に個別面談を実施している。また、学生の修学状況は留年者も含めて専攻会議、学科会議で報告され、教員間での情報共有に努めている。さらに、必要に応じて保護者とも連絡を取り中途退学者についても支援している。

子ども学科では、学科会議において学生の出席や成績状況を報告し、学科内の全教員が支援を要する学生の情報を共有することによって、細やかな指導に取り組んでいる。

心理カウンセリング学科では、月1回学生の動向について会議を開いており、その中で、3回以上欠席が続いている学生、成績不振者、学生生活の変容など気になる学生について共通理解を図り、支援の方法について話し合いを行っている。

具体的な支援方法は以下のとおりである。

（1）欠席が多い学生への支援

①ゼミ担当による個別面談、②個別面談をふまえて学科長面談、③場合によっては家族面談を行う場合もある。以上の経過をふまえて、学生生活をこのまま継続できるかどうかの判断を行い、学生相談室への紹介、他機関への紹介などを行っている。フォローとして、会議を通して毎回情報交換を行い学生の動向について共通理解を図っている。

（2）休学者について

家族を含めた面談を通して休学となった場合、ゼミ担当が書類等の確認を行っている。また、場合によっては、休学中でも個別面談をゼミ担当・学科長等で行っており、この支援により3名が復学し、現在では元気に学生生活を送っている。

やむえず退学する場合は、保護者面談も行い進路変更について十分な話し合いのもと退学の形をとるようにしている。

（3）留年者への対応

ゼミ担当以外に留年者担当教員を配置し、学生が気軽に相談に行ける体制を整えている。また、単位の取り方、今後の方向性など話し合いを行いながら支援している。

●学生への学習支援及び学生の意見等を汲み上げる仕組み

全学科において担任制度及びオフィスアワーを設定しているなかで、学生からの意見を担任によって聴き取り、学科会議で全教員が共有し、学生への指導に活かしている。この中で、全学にかかわる課題については、教務委員会、学生支援委員会、FD委員会等で改善策を検討し、具体化していく。加えて、教員と学生が対面したなかで学生からの意見が

示しにくい場合もあることから、「意見箱」を校内の複数個所に設置し、いつでも、だれでも投函できるようにしている。改善策及び回答は学生支援課が所轄する中で検討され、学生に公表する。

また、「学生生活調査」「学生満足度調査」によって学習環境に関する意見を聴取し、授業に関しての評価や意見については「学生による授業評価」が導入されており、各学期末に、受講学生が評価、意見を示し、その結果は図書館で閲覧できるようになっている。

◆エビデンス◆【資料 2-3-1】～【資料 2-3-17】

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

学修及び授業支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組みとして、担任が学生からの意見を学科会議で報告することになっている。必要であれば学生支援委員会や教務委員会などの然るべき部局の委員会へ報告し、問題の解決を教員及び職員間で検討する。会議の実施時期については、定期的な各委員会の日程において実施する。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確性とその厳正な適用

●卒業及び修了要件

学士課程では、学則第 15 条に定めるように本学に 4 年以上在学し所定の単位数を修得した者には、教授会の議を経て学長が卒業を認定し、卒業証書・学位記並びに学士の学位を授与する。卒業要件の単位数は、学則第 7 条第 2 項の別表 1～7 に定められるように、各学科で異なるが、124～129 単位となっている。

卒業に関しては、学科会議、学部教務委員会、全学教務委員会で検討した後、教授会の議を経て学長が認定している。また、各学科の学位授与方針については、表 2-2-2 で示すように学生便覧及びホームページで公表している。

大学院では、大学院学則第 18 条、第 18 条の 2、第 18 条の 3 に定めるように、修士課程及び博士前期課程に 2 年以上在籍し 30 単位以上、博士後期課程に 3 年以上在籍し 21 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上に、修士論文又は博士論文を在学期間中に提出して、論文の審査及び最終試験に合格することを修了要件としている。なお、修士論文及び博士論文は主査 1 名、副査 2 名による審査及び最終試験としての修士論文及び博士論文発表会の結果をもって研究科委員会において合否の判定を行うこととしている。また、各専攻の学位授与方針については、学生便覧及びホームページで公表している。

●進級要件

本学では進級要件は定めていないが、学科ごとに「卒業研究の履修等に関する内規」を設

けている。3年次修了までに共通教育科目及び専門教育科目にわたって履修すべき単位数を学科ごとに設定している。

全ての学科で国家資格、教員免許等の資格取得を軸としており、資格に関わる実習科目に関して履修要件を定めている。健康栄養学科では、GPA(Grade Point Average)を活用した臨地実習を履修するための基準や卒業研究・演習の受講資格などを定め、社会福祉学科では「社会福祉援助技術実習に関する履修内規」と「介護実習に関する履修内規」、健康栄養学科、社会福祉学科、スポーツ健康福祉学科、子ども学科、心理カウンセリング学科では教育実習について「教職課程履修における教育実習に関する規程」に修得すべき単位を定め、それらは学生に配布される「学生便覧」に明示している。

●単位認定

成績評価基準に沿って具体的な成績評価方法を授業科目ごとにシラバスに記載し、各担当教員の成績評価が組織的に把握され行われている。また、学則、各学部規程に定めた成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定を適切に実施している。

●成績評価の方法

成績評価の方法は、定期試験及びレポートなどによりなされ、各教員によって科目ごとにシラバスに記載している。出席が授業時間数の3分の2に満たない者（介護実習については出席時間数が開講時間数の5分の4に満たない者）はその授業科目の試験を受けることができない。

成績評価の表示は、100～80点をA、79点～70点をB、69～60点をC、59点～40点をD、39点以下をEの5段階とし、A・B・Cを合格、D・Eを不合格とする。

なお、大学院研究科の成績評価の表示については、80点以上をA、79点～70点をB、69～60点をC、60点未満をDとし、A・B・Cを合格、Dを不合格とする4段階評価を行っている。

加えて、GPA制度を導入し、学期ごとに表される成績表にGPAを表示し、学修状況の目安として修学指導、学外実習指導、就職指導、奨学金の参考資料として用い、成績優秀者には表彰制度を設け、学習者自らの動機づけを高めるような工夫をしている。なお、全ての学科ではGPAに基づく修学指導の基準を作成し、学生便覧に明示し、修学指導に組織的に活用している。

●シラバス

中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」を基本とすると共に、FD研修を通して授業計画（シラバス）の書き方を統一している。シラバスでは、「授業における達成目標」「授業の方法・内容」「各回の授業計画」「準備学習の内容」「成績評価基準」を明示し、ホームページ上でも公開している。なお、大学院研究科のシラバスも学部に合わせており、修士論文及び博士論文の評価基準については専攻ごとに作成したものをシラバスに明示している。

◆エビデンス◆【資料2-4-1】～【資料2-4-6】

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

3 年次修了までに共通教育科目及び専門教育科目にわたって履修すべき単位数を学科ごとに設定していることや、教職課程履修における教育実習を行うために修得すべき単位数等については学生便覧で公表しているが、学生への説明を学科及び各担当教員から行うなどして周知の徹底を図る。

卒業に関しては学科会議、学部教務委員会、全学教務委員会で検討した後、教授会、学部長会議の議を経て学長が認定する。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

社会人として必要な、問題解決能力、コミュニケーション能力、自己管理能力の獲得を可能とする、教育プロセス「あすなろう体験Ⅰ～Ⅲ」を共通教育課程（必須・選択科目）に位置付けている。中身は、専門分野にとらわれないボランティア・地域活動・インターンシップ・グループワークによる問題解決学修（PBL）などの体験型学修を継続的に行うことで、キャリア教育（キャリアポートフォリオ作成から県内外のインターンシップ、まとめ的に社会的知性応用力育成）の支援を実践している。

また、「あすなろう体験Ⅰ～Ⅲ」の完成として、学内の「地域連携センター」の支援も大きい。

学生の進路全般の相談・助言体制は、主として学生支援課で相談する体制をとっている。

●就職相談室（資料室）

学生支援課の隣に就職相談（資料）室を設置し、7 人のスタッフが、エントリーシートの作成、進路希望先相談や面談指導等、随時行っている。

また、学生が自由に閲覧できるように求人情報ファイルや就職対策用の書籍を準備し、情報収集が瞬時にできるように、パソコンを準備している。さらに、学内に設置している就職専用掲示板には、最新の求人情報や就職説明会等の掲示をしている。

●Web による求人票配信

受付後の求人票はインターネットを通して、学生に配信公開している。学内、学外問わず、随時必要な時に閲覧が可能となった。また、パソコンだけでなく、学生や指導担当教員に向け、情報を携帯電話等へメール配信を行うことで、教員側の指導も迅速にできるようになっている。

●就職ガイダンス

本学では3年次より、全学部全学科を対象に就職活動前のガイダンス（セミナー）を実施している。実施項目及び実施日時については、各学部学科の進路担当教員と調整の上行っており、平成28(2016)年度は40回を超えるガイダンスを実施した。

学部学科によって内容は多少異なるが、下記内容のセミナーを中心に実施している。

- ・就職活動全般の流れ
- ・自己分析・業界研究
- ・エントリーシートの書き方
- ・小論文対策
- ・面接対策等

また、平成28(2016)年度から下記内容の実習前講座を開設し、低学年時からのキャリア教育も実施している。

- ・ストレス耐性を身につけるには
- ・文章力養成講座
- ・ロジカルシンキング講座
- ・タイムマネジメント講座
- ・リスニング講座
- ・トーキング講座

◆エビデンス◆【資料 2-5-1】【資料 2-5-2】

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

例年専門職への就職率が高い水準で推移しているが、事業所（施設）・企業等が求めるスキルは、徐々に向上している。その現状を踏まえると、事業所・企業との連携を深め、さらにインターンシップの機会を増やし、学生の意識を高めスキルの向上を目指す。

全体指導計画作成・実践に向けて、現取組みの検証・整理を行い、一部の関係者だけでなく、教職員が共通してキャリア教育の視点を持ち、「めざすキャリア教育」の実現に向けた具体的な取組みの可視化と連携を強化する。

また、学生支援課スタッフをはじめとする、事務職員の各種研修への参加促進を図りたい。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

●就職状況・資格取得状況

就職状況の調査は学生支援課においてなされ、毎月教授会で報告される。資格取得については、管理栄養士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の受験者数と合格者数は各学科で把握し、教授会で報告を行っている。

●大学院における資格取得状況

大学院では福祉施設、病院、食品会社、大学など種々の実践の場で活躍する多数の社会人修了生を輩出している。「臨床心理コース」では臨床心理士養成を目的としており、その成果として財団法人日本臨床心理士資格認定協会の「臨床心理士」の受験資格が得られる第2種指定大学院に認可された平成15(2003)年度から2年後の平成17(2005)年度には、「臨床心理士」に2人の合格者を出し、その後も毎年、2から8人の合格者を出している。これらの合格者数は毎年研究科委員会で報告される。なお、平成20(2008)年度には、財団法人日本臨床心理士資格認定協会の第1種指定大学院に認可された。

◆エビデンス◆【資料 2-6-1】

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

本学では教育目的の達成状況を点検・評価するために、以下のような取り組みを行っている。

●授業改善のためのアンケート

年2回、授業改善のためのアンケート調査を実施し、学生の授業の理解度、関心、態度などを含めた学習状況を把握し、教育目的の達成状況を学生側の視点から検討して次年度の授業に活かしている。なお、アンケートの分析結果は、各科目担当教員に、webを介して、個別に知らされ、その結果に対しての各担当教員の考察及び改善案を記入させ、次年度の授業改善に役立てている。また、全科目の調査結果(担当教員の改善案も含め)については、附属図書館に保管し、学生が閲覧できるようにしている。

●担任制及び学生カルテ／ポートフォリオの導入

本学では入学時より少人数担任制度をとっており、平成22(2010)年度からは学生一人ひとりに学生カルテを作成し、担任が学生と個別面談を行って、学生の学修状況、就職活動の状況などを把握、記載している。学年進行とともにカルテは上位学年の担任に引き継がれ、継続的な指導ができるように工夫されている。さらに、平成23(2011)年度からはwebによるポートフォリオシステムに移行し、一人ひとりの学生の修学・学生生活・就職状況の把握が今まで以上に簡便になることで、一層手厚い支援が可能となった。

学生の修学状況については、各学科会議で担任及び科目担当者から適宜報告されるほか、欠席の多い学生については、平成22(2010)年度までは学期のはじめと終わりに教務課から各学科へ学生名と授業科目名が通知されてきた。現在(平成28年度)では、各学期のはじめに出席回数の少ない学生を調査し、各学科で早期に学生支援にあたっている。さらに、前期と後期の成績評価が出た時点で、担任から保護者宛に成績表を送付(担任からのコメントを付したもの)し、保護者の理解と協力を得られるように努めている。

以上のように、教員が学生の修学状況について共通理解し、教育目的の達成をはかるように努めている。

●学生の生活実態調査及び満足度調査

学生支援課において年度初めに「学生生活実態調査」を実施し、その結果は教授会に報告され、学生の修学状況を含む生活実態を把握している。さらに4年次対象に「満足度調査」を年度末に行い、教育目的の達成状況の点検の一助としている。いずれの調査においても調査結果は教授会にて報告し、学内の各施策の参考資料として活用し、学生へのフィードバックを実施している。

◆エビデンス◆【資料 2-6-2】～【資料 2-6-7】

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

教育の質、資格試験における合格率の向上を目的として、学生は、シラバスに記載されている授業計画、評価基準・方法にしたがって授業がすすめられているかどうか授業評価を実施する。また、教員は、学生の授業評価、及びシラバスの授業計画、評価基準にもとづいて授業をすすめたかどうかを点検し、授業評価に関する学科 FD を実施する。

さらにルーブリックによる学生自身の自己評価も参考にし、授業の質の向上を図る。

●授業改善のアンケート

このアンケート結果が図書館において、学生に公開されている事を十分に周知する。時期としては、各期のガイダンス等で周知する。

●学生の生活実態調査及び満足度調査

各調査で抽出された問題（課題）については、各該当の委員会（教務委員会、学生支援委員会等）にて対応を検討する。検討時期については、調査報告後の各委員会で実施する。

2-7 学生サービス

《2-7 の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7 の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

学生サービス、厚生補導のための組織として、学生支援課を設置し、ここで全般的な業務を行っている。また、各学部・学科には学生支援員としての指導教員がおり、学生生活の全般にわたって指導できる体制をとっている。

●学生支援委員会

学生支援全般にわたる組織として、学生支援部長の下、各学部・学科から選出された学生支援委員からなる学生支援委員会が、定期的に学生生活及び就職に係わる諸問題について審議や協議をしている。

●スクールバス

学生の通学の利便を考え、大学の最寄りの駅である「JR 神埼駅」と神埼キャンパス間を無料のスクールバスで、毎日 7 時台から 21 時台まで平均 20 往復運行している。

また、神埼キャンパスと JR 佐賀駅（佐賀キャンパス経由）との間にも、大型バスを毎日運行している（協力金 150 円必要）。

さらに、ダブルスクールで通学している学生のために、神埼キャンパスと佐賀調理製菓専門学校との間に夜間 1 往復運行（無料）している。

●学生食堂

学生食堂は業者に運営を委託しており、午前 11 時 30 分から午後 2 時 30 分までの間、学生や教職員の昼食を提供している。営業時間外は、学生の自主学習や、休憩の場として活用されている。

●学生ホール

食堂近くには学生ホールがあり、午前 9 時から午後 8 時まで開放している。一部のテーブルには学内 LAN コンセントを設置しており、学生が自由にパソコンを接続して利用できるようにしている。

主な利用目的として、学生、教職員及びその随行者の休憩や喫食の場となっており、学生の自主学習やサークル活動等の課外活動の場として利用されている。

●売店

売店は、学生ホールの一角にあり、業者に運営委託を行っており、教科書、文房具、弁当、ドリンクなどの販売を行っている（講義時間に合わせて営業）。

●学生ラウンジ

3 号館 1 階及び 7 号館 1 階に学生ラウンジがあり、学生ホール同様、学生の休憩や喫食の場として活用されている。

また、学生向け掲示板も備えられており、求人票や合同就職説明会などの就職に関する情報や、サークル活動に関する掲示物等が貼られている。

●本学独自奨学金制度

①永原学園奨学金

入学時に奨学生対象試験受験者から、各学科とも成績上位者 2 名に、授業料の 1/2 相当額を支給している。2 年次以上の在学生に対しては、成績優秀でありかつ生活困窮学生に対して、授業料の 1/2 相当額を毎年約 40～50 名の学生に支給している。

②兄弟姉妹在籍奨学金

同一世帯から西九州大学及び短期大学部に 2 名以上在学する場合、2 人目以上の者に、入学金半額免除、授業料半額免除、施設設備費半額免除、教育充実費半額免除を行っている。

③同窓生特別奨学金

西九州大学及び短期大学部の同窓生の子女、兄弟、姉妹で指定校推薦、公募制推薦において学校長が推薦した評定平均値 3.0 以上かつ欠席日数が 14 日以内の者に対して、入学金の全額免除を行っている。

④その他、西九州大学同窓会「ひのくま会」の奨学金として成績優秀且つ生活困窮学生に対して支給されている。

●学外奨学金等

日本学生支援機構奨学金へ積極的に応募するように指導している。また、その他地方自治体や種々奨学金についても学生支援課で掲示して募集を行っている。さらに、授業料の延納制度や分納制度も整備している。

●課外活動

学生により組織「学友会」の下で運営されている。学友会は本学に在籍する全学生からなる組織であり、各学科代表、体育系サークル代表、文科系サークル代表、各学部長、各学科長、学生支援部長又は学生支援部副部長、事務局長、学生支援課長及び総務課長により組織された代議員会議で運営を行い、各種サークル活動等に助成を行っている。

●定期健康診断

学生の健康問題については、毎年 4 月に全学生を対象に定期健康診断（胸部レントゲン間接撮影、身体計測、血圧測定、尿検査、視力、聴力、内科検診）を行っている。

●健康相談

保健管理センターでは、学生個人の身体の状態や疾病等について、毎週月曜日の午後に保健管理センター長による相談を行っている。

●UPI 検査

毎年 4 月に全学生に UPI テストを行い、テスト結果でカウンセリングを受けたほうが良いと判断された学生には、カウンセリングを受けるように指導を行っている。

●学生相談

個人的な悩みで、誰と相談していいかわからない時、カウンセラーが相談に応じるようにしている。カウンセラーは非常勤の臨床心理士 2 名が週 3 回面談等の相談に当たっている。平成 28(2016)年度の相談件数は 1,483 件であった（エビデンス集データ編 表 2-12 参照）。

●オフィスアワー

修学に係る学習の仕方、成績、資格、免許の取得及び学生生活、進路、就職等についての懇談又は相談に応じるため、全教員が各々の研究室で、毎週3時間の「オフィスアワー」を設けて相談に応じる。

●ハラスメントの防止

本学では、学生及び教職員等が個人として尊重され、良好な環境において修学、教育、研究等ができるようにするために、平成22(2010)年に「西九州大学ハラスメント防止規程」、「西九州大学ハラスメントの防止に関するガイドライン」等を制定し、ハラスメント防止に努めている。

また、学生等からのハラスメントの相談を受ける窓口として、ハラスメント相談員を配置している。相談員の氏名は、年度初めに学生掲示板に公表するとともに、ガイダンスの際に学生に伝えている。教職員等に対しても、毎年ハラスメントに関する研修会を実施している。

●生活実態調査

学生支援の基礎的資料とする目的で、毎年10月に全学生に対して、生活実態調査アンケートを行っている。学生の通学状況や生活実態等を一部知ることにより、学生一人ひとりの実情に即した支援を行えるようにしている。

●卒業生に対する満足度調査

卒業対象学生に対して満足度調査を行い、結果を教授会で報告し、改善に努めるようにしている。

◆エビデンス◆【資料 2-7-1】～【資料 2-7-13】

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

●意見箱

学生が気付いた時にはいつでも大学側に要望が出せるように、学内数個所に意見箱を設置している。この意見箱は定期的に関扉し、寄せられた提案や意見については、学長、副学長、学生支援課で検討し、学生支援委員会や教授会で対処している。

◆エビデンス◆【資料 2-7-4】

(3) 2-7の改善・向上方策（将来計画）

学内環境を含む学生サービスに関する改善・向上については、多様化する学生への対応と学生サービスの向上を本学にとっての重要課題の一つととらえ、学生の声や満足度調査の結果等を活用し、実情の分析を行いながら、学生サービスの一層の充実を図る必要があると認識している。

また、佐賀キャンパス・神埼キャンパスの両キャンパスとも、スムーズな学生生活が送れるように、情報を共有して、満足度が高まる方策を検討する。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

本学の専任教員はエビデンス集データ編（表 F-6）のとおり配置しており、いずれの学部・学科においても教員数は大学設置基準を満たしている。

また、専任教員の学部、研究科毎の年齢別の構成はエビデンス集データ編（表 2-15）に、学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数はエビデンス集データ編（表 2-16）に、学部、学科の開設授業科目における専兼比率はエビデンス集データ編（表 2-17）に記しているとおりである。

1) 健康栄養学科

健康栄養学科においては、収容定員 480 名の学生数に対して 22 名の専任教員と 5 名の助手が配置されており、設置基準上の必要専任教員数（13 名）を満たしている。本学は厚生労働省より管理栄養士養成施設校に指定されているため、本学科の専任教員数は栄養士法施行規則に定められた専任教員数を満たしていなければならない。この規則によれば、専任教員数は入学定員 100 名に対して 17 名、200 名に対しては 22 名と定められており、その基準を満たしている。さらに、同規則で定められた管理栄養士国家試験受験資格取得のために必要な専門基礎分野及び専門分野は全て専任教員が担当し、その専門性においても適正に配置されている。また、本学科で助手の人数が多いのは、同規則の「専任の助手の数は、五人以上であり、そのうち三人以上は管理栄養士であること」という法令上の規定に従っているためである。なお、助手 5 名中 4 名が管理栄養士である。

2) 社会福祉学科

社会福祉学科においては、収容定員 340 名の学生数に対して 14 名の専任教員を配置しており、設置基準上の必要専任教員数（10 名）を満たしている。

また、本学科において取得可能な主要な資格・免許は、①社会福祉士国家試験受験資格、②精神保健福祉士国家試験受験資格、③介護福祉士国家試験受験資格の社会福祉関係資格、④中学（社会）及び高校（公民・福祉）教諭一種免許状である。

このうち、①社会福祉士国家試験受験資格を取得させるため、厚生労働省で指定された科目は 18 科目であるが、本学では 22 科目を必修科目として開講し、指定基準を満たす適正な教員数を配置している。

②精神保健福祉士国家試験受験資格を取得させるため、厚生労働省で指定された科目は

18科目であるが、本学では22科目を必修科目として開講し、指定基準を満たす適正な教員数を配置している。

③介護福祉士国家試験受験資格を取得させるために、厚生労働省で指定された3領域15分野の科目を開講している。本学は介護福祉士養成施設として厚生労働省の認可を受けているため、本学科における介護福祉士養成課程の学生総定員80名に対して指定基準を満たす適正な専任教員3名を配置している。平成21年度からは指定科目のうち介護実習関係科目担当教員は原則として介護教員講習会を受講することになったため、同講習会修了者(3名)を担当教員として配置している。

なお、本学は、日本社会福祉士養成校協会、日本精神保健福祉士養成校協会、日本介護福祉士養成施設協会に加盟している。

3) スポーツ健康福祉学科

スポーツ健康福祉学科においては、収容定員200名の学生数に対して、10名の専任教員と1名の助手が配置されており、設置基準上の必要専任教員数(10名)を満たしている。これらの専任教員及び非常勤教員による本学科での取得可能な資格・免許は、健康スポーツ、福祉スポーツ、スポーツ教育に関するものであり、①健康運動実践指導者受験資格、②レクリエーション・インストラクター資格、③障がい者スポーツ指導員(初級・中級)資格、④公認スポーツ指導者、⑤健康運動指導士受験資格、⑥社会福祉士国家試験受験資格、⑦中学校・高等学校教諭一種免許状(保健体育)である。資格・免許に必要な科目群は、専門性の高い教員が担当している。

4) リハビリテーション学科

収容定員320名(理学療法学専攻160名、作業療法学専攻160名)に対し、専任教員21名と助手2名が配置されており、設置基準上の必要専任教員数(14名)を満たしている。

なお、本学は、日本リハビリテーション学校協会に加盟しているため、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に定められた理学療法士数と作業療法士数を満たしていなければならない。それらの人数は理学療法士養成課程では学生定員40名に対し理学療法士6名、作業療法士養成課程では学生定員40名に対し作業療法士6名と定められている。これに対し、本学科の専任教員のうち理学療法士は11名、作業療法士は8名であり、この規則の基準を満たしている。

5) 子ども学科

子ども学科では、収容定員340名に対して、12名の専任教員と助手2名が配置されており、設置基準上の必要専任教員数(10名)を満たしている。専門教育科目のなかでも、学部・学科の理念や目的を具現化する「学部基幹科目」と「学科基幹科目」(5科目、全て必修)は、その大半を専任教員が担当している。主として資格免許に必要な科目群から構成される「専門基幹科目」は、幼児教育、小学校教育、保育学、教科・基礎技能、実習の5つに区分されているが、各区分中の資格必修科目47科目中34科目は子ども学科の専任教員が担当している。また保育実習、幼稚園教育実習、小学校教育実習及び各実習指導は、

ベテラン教員を配置することによって、学生の実践力を高めるための指導の充実を図っている。子ども学科独自の科目群から構成される「専門展開科目」では、他学部、あるいは本学園のグループ校である短期大学部から、心理・福祉、健康・環境、創作・表現の各区分における専門分野の教員に担当を依頼し、学園の理念に基づく特色ある教育活動を展開している。子ども学科では、以上のような考え方に基づいて、教育課程を適切に運営するために必要な教員を確保し、適切な配置を行っている。

6) 心理カウンセリング学科

収容定員 160 名に対して、教員 10 名と助手 1 名が配置されており、設置基準上の必要専任教員数(10 名)を満たしている。専任教員中 6 名は臨床心理士資格を有しており、臨床心理の各専門領域及び認定心理士資格を取得するための主要な科目を担当している。なお、本学科では高校公民教諭一種免許状、特別支援学校教諭一種免許状が取得可能であり、教職に関する科目で 2 名、高校公民の教科で 3 名、特別支援教育で 4 名といった人数で教職課程の基準を満たす教員が配置されている。

大学全体では、1,840 名の収容定員に対して、専任教員 89 名、兼任教員 403 名を配置しており、専任教員の年齢構成は、71 歳以上 3 名、66 歳～70 歳 15 名、61～65 歳 10 名、56 歳～60 歳 14 名、51 歳～55 歳 10 名、46 歳～50 歳 10 名、41 歳～45 歳 10 名、36 歳～40 歳 11 名、31 歳～35 歳 5 名、26 歳～30 歳 1 名となっている。

◆エビデンス◆【資料 2-8-1】

2-8-② 教員の採用・昇任等、教育評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

●FD(Faculty Development)

1) 学部における FD 活動

本学では、平成 15(2003)年に健康福祉学部 FD 委員会が設置された。その後、平成 19(2007)年にリハビリテーション学部、平成 21(2009)年に子ども学部、平成 26(2014)年にスポーツ健康福祉学科と心理カウンセリング学科が新設されたため、それらの学部・学科を含めた 4 学部を統合した FD 委員会に改め、本委員会を中心として FD 活動が組織的に継続して行われている。現在、学部教員による授業公開、教育力向上のための FD 研修会、学生による授業評価アンケート、県内の国私立大学で構成される大学コンソーシアム佐賀との連携による FD 研修会への参加などを柱として FD 活動を行っている。ここでは、平成 28(2016)年度のみ示す。

平成 28 年度 FD 研修会

・日 時：平成 28 年 6 月 30 日(木) 15:00～17:00

テーマ：「規制(規律)と実態の狭間 ―学生指導の観点からの問題整理―」

講師：岩本 諭 学長補佐(佐賀大学経済学部 教授)

・日 時：平成 28 年 7 月 28 日(木) 15:00～15:30

テーマ：「COC+について」

講 師：井本 浩之 副学長（西九州大学 FD 委員長、健康福祉学部 教授）

・ 日 時：平成 28 年 7 月 28 日（木）15:30～17:00

テーマ：「大学シーズを活用した大学ブランディング化」

講 師：株式会社くまもと健康支援研究所 代表 松尾 洋 氏

・ 日 時：平成 28 年 9 月 14 日（水）14:00～16:00

テーマ：「大学教育の質保証・質的転換に向けた実践

～「学修成果の自己評価」の基準設定を考える～

講 師：平田 孝治 教授（西九州大学短期大学部）

・ 日 時：平成 29 年 3 月 9 日（木）13:00～16:00

テーマ：「学修成果の可視化システムの開発について

（教育課程を通じた学修成果の査定について）」

講 師：平田 孝治 教授（西九州大学短期大学部）

また、全学的な研修会とは別に、各学科においても FD 研修会を開催している。

2) 大学院における FD 活動

本研究科では、平成 24(2012)年度に大学院 FD 委員会を設立し、本部会を中心として FD 活動が組織的に行われてきた。これまでに、研修会、学生との授業評価検討会、学生による授業評価等を行っている。ここでは、平成 28(2016)年度のみ示す。

平成 28 年度 大学院 FD 研修会

・ 日 時：平成 29 年 3 月 9 日（木）10:00～12:00

テーマ：「教員一人ひとりの研究力向上をめざして－科学研究費獲得への戦略－」

講 師：香川 せつ子 教授（生活支援科学研究科長）

石松 秀 教授（健康栄養学部長）

横尾 美智代 教授（健康栄養学部）

管原 正志 教授（健康福祉学部）

●教員採用・昇任の方針

本学における教員採用・昇任の方針は、建学の精神（あすなろう精神）に基づいて、大学、学部・学科の理念・目標・将来構想に沿って行うことが後述の「西九州大学教員選考規程」に明確に定められている。その場合、教員の選考は公募を原則とし、社会人及び外国人の任用に配慮するとともに、女性教員の積極的な雇用を図り、同一教育研究分野に同一大学出身者が偏らないよう努力することになっている。

「西九州大学教員選考規程」は、上述の教員採用・昇任の方針にしたがって定められており、これに付随した専任教員資格審査基準も定められている。さらに、当該審査基準を適正に運用するため、専任教員資格審査基準運用要綱及び学部毎に教員資格審査基準細則を定め、教育研究上の業績（各職階に対して明確な判断基準を示している）に加えて、大

学以外の機関に所属していた者を教員として採用するときには、職務上の実績を重視して総合的に判断できるよう、その基準を明確化している。また、昇任に関しても、教育研究上の業績のほかに、大学の管理運営に関する貢献度及び教員としての人格・資質を総合的に判断することとしている。

教員の選考は、当該学部の教授会の議に基づき設置する教員候補者資格審査委員会（委員数5名）において厳正な評価が行われる。教員候補者資格審査委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開き、議決することができないこととしている。また、学長並びに当該学部の学部長は委員会に出席し、意見を述べることができるほか、委員会が必要と認めた時は、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができることとしている。

委員会は評価に基づき、教員候補者について調査選考の上、調査内容、選考経過について教授会に報告し、教授会はその報告に基づいて、学長への推薦者を審議、選考する。当該学部長は、教員の候補者の氏名とその資格審査結果について資料を添えて学長に報告し、学長は、その報告に基づき学部長会議に諮り、その結果を理事長に報告し協議することになっている。

●教員の教育担当時間

本学では、1コマの授業時間は90分である。1コマの授業時間を1とした1週間当たりの教育担当時間を学部別にみた場合、健康栄養学部では平均8.3、健康福祉学部では10.8、リハビリテーション学部では7.4、子ども学部では11.8と担当時間に違いがある。

さらに、ここに示した教育担当時間には校外実習にかかわる担当時間を含めていないため、校外実習担当教員の担当時間はさらに長時間である。校外実習では、事前指導、実習中の巡回指導、実習後の事後指導の他、実習に係る諸々の文書の発授、管理などがあり、それらの時間数をどのように算定すべきか、難しい問題があるため、今後の検討課題となっている。さらに、これらの正規担当時間のほかに、本学の学生は、健康栄養学科では管理栄養士の、社会福祉学科では社会福祉士及び精神保健福祉士の、スポーツ健康福祉学科では健康運動実践指導者及び健康運動指導士の、リハビリテーション学科では理学療法士及び作業療法士の国家資格を、子ども学部においては小学校教諭及び幼稚園教諭、保育士の資格取得を目指しているため、それらの資格取得のための国家試験や教員採用試験対策のための特別授業も数多く開講されている。そのため、講義等に対する教員の担当時間はさらに長時間となっている。

◆エビデンス◆【資料2-8-2】～【資料2-8-13】

2-8-③ 教養教育実施のための体制整備

●教養教育実施体制

教養教育のあり方や理念、21世紀型市民の育成を視野に入れた初年次教育、就業力の養成を含めた教養教育に関する新たなカリキュラムの編成や教育方法などの基本構想と具体的計画については、教務委員会の下部組織である共通教育運営委員会で審議される。

本学では教養教育を担当する教員は各学科に所属しているが、共通教育運営委員会規程により、委員長は教務部長であり、各学科より教養教育科目を担当する専任教員各1名、語学、健康運動学、情報処理を担当する専任教員で委員会を構成しており、各学科の意見

を集約できる体制をとっている。さらに、この委員の内から2名を教務委員会委員に選出し、委員会の審議結果は教務委員会の議を経て、各教授会で承認される仕組みであり、教養教育の運営上の責任体制が確立している。

◆エビデンス◆【資料 2-8-14】

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

今後、教員の確保と配置及び教員の採用については、年齢構成及び性別構成のバランスを考慮した人事採用を計画的に行っていく。その際、兼任教員比率が下がるよう専門性を考慮する。

教員の職能開発等については、FD委員会を中心に、「学生による授業改善のためのアンケート」の調査結果を教員の資質・能力向上に反映させるための工夫を行うとともに、教員間での職能開発に関する一層の理解と参画を求めていく。また、FD委員会による組織的活動を更に活性化させるとともに、その一環として、教員の組織的研修計画の立案を行うなど、教員一人ひとりが教育研究の質的向上ができるようなシステムの構築を検討する。

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
在籍学生数は学部学生 1,772 名、大学院学生 36 名である。

本学の校地面積は、エビデンス集データ編（表 2-18）に示すように、136,429 m²（神埼キャンパス 114,870 m²、佐賀キャンパス 21,559 m²）であり、大学設置基準上必要な面積 18,400 m²を十分に満たしている。また、校舎面積は、エビデンス集データ編（表 2-18）に示したように 34,961 m²（神埼キャンパス 20,073 m²、佐賀キャンパス 14,888 m²）であり、大学設置基準上必要な校舎面積は 15,404 m²を十分に満たしており、教育研究目的を達成するために必要な施設設備が整備されている。

神埼キャンパスは JR 神埼駅からスクールバス利用で約 10 分の場所に位置しており、構内には約 740 台収容可能な駐車場を整備している。佐賀キャンパスは JR 佐賀駅からバス利用で約 8 分の場所に位置しており、構内には約 180 台収容可能な駐車場が整備されている。神埼キャンパス、佐賀キャンパス間はスクールバスを定期運行しており、約 25 分の移動となっている。

●講義室・演習室

講義室は 38 室、演習室は 53 室で、少人数教室から大規模教室を有している。少人数教育に対応した演習室は、可動式の机並びに椅子を配置し、用途に応じて効率よく学べるようにしている。

●実験実習施設

実験実習施設は 34 室を有しており、資格取得をバックアップする設備が整っている。

●研究室

教員研究室は 91 室有しており、オフィスアワーの時間帯も学生等に周知されている。

●図書館

図書館は、神埼キャンパス（本館）に 745 m²（閲覧座席 84 席）、分室に 213 m²（閲覧座席数 37 席）、佐賀キャンパス（分館）に 556.6 m²（閲覧座席 85 席）の面積（座席）を有している。

蔵書冊数 106,090 冊、視聴覚資料 3,457 点、電子ジャーナル 38 種類、データベースの契約数は 4 件であり、教育用レファレンスルーム、グループ学習室、学内 LAN 端末、AV コーナー、個別学習機を整備している。

開館時間は、平日 8 時 30 分から 21 時 00 分、第 2・第 4 土曜日 9 時 30 分から 16 時 30 分（分室は閉館）で開館している。平成 28(2016)年度の総利用者数は 97,664 人であり、うち学外利用者は、759 人であった。

●体育施設

神埼キャンパスに、体育館（1,300 m²）、第 2 体育館（587 m²）、トレーニングセンター（242 m²）、弓道場（89 m²）、運動場（26,165 m²）、テニスコート（2 面、全天候型、夜間照明）、多目的コートを整備し、講義やサークル活動、課外活動支援施設として活用されている。

佐賀キャンパスでは、体育館、運動場を短期大学部と共用利用している。両キャンパスとも、講義やサークル活動としてのみの活用に留まらず、各種行事を行う施設として、地域開放による地域活動支援施設として活用されている。

●情報処理施設・設備

神埼キャンパスには情報処理演習室が 3 部屋あり、学習用パソコンが 187 台設置されている。また、佐賀キャンパスには情報処理施設が 2 部屋あり、学習用パソコンが 110 台設置されている。両キャンパスとも、講義時間外の利用が可能で、学生の自主学習等に役立っている。

●西九州大学グループ地域連携センター

本センターは西九州大学、西九州大学短期大学部及び西九州大学調理製菓専門学校が、従来それぞれ取組んできた地域連携事業を、大学グループとして地域社会の多様なニーズや要請を踏まえ、人間の健康、医療、福祉、発達及び教育に資する先端的な教育研究を基盤に、地域社会との有機的なネットワークを構築し、コラボレーションを推進することを通じて、その活性化、発展に資することを目的として設置されている。この「西九州大学グループ地域連携センター」を通じて、グループで培った研究成果を地域に還元し、地域

社会と連携を図りながら、「活気あるまちづくりと人づくり」を実現するため、相互に連携・協力をしている。

●バリアフリー化

車椅子利用者の移動を考慮し、建物入口のスロープ化や昇降機の設置、トイレの改修、自動扉の設置、主要建物へのエレベーター設置などの対応を行っている。登下校、講義受講、学内の移動など日常のキャンパスライフにおいて、施設的な制約が無くなるよう今後も改善を努めていく。

●耐震性

耐震性の確保に関しては、新築の際に基準を満たしていることは当然であり、耐震診断で補強が必要とされた1号館については平成27年度に耐震補強が完了した。また、その他の建物については旧耐震基準以降の建築物となっており、全ての建物について耐震性能が確保されている状況である。

●防災避難訓練

毎年火災を想定した避難訓練を実施しており、平成28年度は教職員合わせて310人が参加した。訓練の内容は、神埼消防署と本学が警備を委託している中央警備保障株式会社の指示のもと、避難経路の確認、避難時の心得、消火器を使用した消火訓練となっている。今後は、地震等の災害を想定した訓練も検討している。

●学生意見箱

本学では、健全で快適な学園づくりのため、学生生活に関して意見や要望及び提案を広く求めるための「学生意見箱」を設置している。所定の用紙又は任意の用紙に記入し、意見箱へ投入する。その際、個人名の記入は任意としている。

提出された意見等は、全て学生支援部長の責任において取扱うことになっており、意見箱の開扉は原則として月1回としている。学生支援部長が有益と認めたものについては、学生支援委員会で検討の上、その活用については関係委員会等と協議し対応している。

●投書箱（ポータルサイト内）

また、本学ポータルサイトのコンテンツとして「投書箱」というものがあり、ここでも学生からの意見や質問を受け付けることができる。投稿された意見や質問は、所管する部局にて対応を検討することとなっており、投稿者に対しては、ポータルサイトを通じて対応策等をフィードバックしている。投稿された意見を全学的に共有すべきと判断した場合、ポータルサイトを通じで全学生に報告することとしている。

◆エビデンス◆【資料 2-9-1】【資料 2-9-2】

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行う学生数については、授業科目の特性や授業の形態によっても異なるが、教育効果を上げるため、特に講義科目については履修者数に合わせた適切な規模及び設備の講

義室を使用するよう努めている。

◆エビデンス◆【資料 2-9-1】

(3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

教育環境の整備に関する改善・向上については、環境推進委員会等で審議を重ね、より機能的で効果的な教育ができるよう改善していく。また、意見箱や投書箱の学生の意見などを参考に学生の満足度向上を目指し、施設設備の改善に反映させる。

【基準 2 の自己評価】

本学は、建学の精神、使命・目的及び教育目的に基づき、学部・研究科ごとに入学者受入れの方針をアドミッション・ポリシーとして明確に定めており、アドミッション・ポリシーに基づき、各種入学試験制度を設け、個性ある多様な学生を受け入れるよう努めている。

教育課程については、学部・研究科ごとに教育課程編成方針としてカリキュラム・ポリシーを定め、教育目的を踏まえた教育課程を編成している。また、「授業改善のためのアンケート」や、「学生の生活調査」及び「満足度調査」の結果分析、「FD 委員会」を中心とする教員の資質能力向上の取組み、履修登録単位数の上限設定などを通じて教授方法の工夫及び教育目的の達成状況の検証を行い、適切な教育課程の維持に努めるとともに、検証に基づく更なる教育課程充実の取組みのための検討を行っている。

卒業・修了認定については、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとともに、「3 つのポリシー」として定めているディプロマ・ポリシーに基づき、「西九州大学学則」、「西九州大学大学院学則」、「西九州大学学位規程」及び「西九州大学大学院学位規程」に則り、厳正に運用している。

学修及び授業の支援、キャリアガイダンス、学生サービスについては、各種委員会を通じて教員と事務局各部署による協働の下、「授業改善のためのアンケート」や、「学生の生活実態調査」、「満足度調査」において学生から挙げられた意見を基に改善に取り組みながら、一層の充実を図っている。

教員配置についても、大学設置基準及び大学院設置基準が定める基準を満たしている。

以上のことから、基準 2 を満たしていると判断した。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

西九州大学（以下「本学」という。）の設置者は、学校法人永原学園（以下「本学園」という。）であり、「学校法人永原学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）」第3条において「この法人は教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする」と定め、教育基本法、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の法令遵守を行い、「学校法人永原学園管理運営規則」、「学校法人永原学園就業規則」等の管理運営に係る諸規程等を整備しているほか、「学校法人永原学園公益通報等に関する規程」を通じて本学園の規律維持を行っている。

◆エビデンス◆【資料 3-1-1】【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】【資料 3-1-4】

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学園では、寄附行為や本学学則に掲げる使命・目的を達成するために中期目標・中期計画を策定している。現在第3次中期目標・中期計画（平成26年度～平成29年度：4年間）が進行中である。この中期目標・中期計画は、建学の精神、教育理念を具現化するための事業計画を掲げ、本学では毎年度この中期計画に基づき、アクションプログラムの作成及び総括を行うことでその使命・目的の実現への継続的努力を行っている。

また、本学園の創立70周年記念事業の一環として、平成28(2016)年11月に本学園の将来的方向性を示した「西九州大学グループ100年ビジョン」を策定しており、創立70周年記念式典時に発表し、本学ホームページ等でも広く公表している。この100年ビジョンは30年後の社会情勢を予測し、その中で本学園がいかにあるべきかを5つの視点からまとめたものとなっている。

◆エビデンス◆【資料 3-1-1】【資料 3-1-5】【資料 3-1-6】【資料 3-1-7】【資料 3-1-8】
【資料 3-1-9】

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

寄附行為、本学学則等については、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等に基づき、

定められており、これら法令及び規程等の遵守については、「学校法人永原学園就業規則」や「学校法人永原学園公益通報等に関する規程」等によっても守られている。

◆エビデンス◆【資料 3-1-1】【資料 3-1-3】【資料 3-1-4】【資料 3-1-5】

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

●環境保全への配慮

環境保全については、本学における環境保全計画（平成 22 年 11 月 18 日策定）に基づき、二酸化炭素の削減等環境保全に関する事項を審議し、その計画の円滑な実施を図るために「西九州大学環境推進委員会規程」を整備し、対応している。

具体的な活動として、DVD 等を用いての環境保全教育の実施や、教室使用後の消灯及び空調管理についての指導を行っている。現在、環境保全に関するポスターの学内掲示や、エアコンの温度管理、クールビズ及びウォームビズに関するポスターを主要建物に掲示している。また、一部建物の照明を LED 化し、今後外灯の LED 化も検討しており、導入する予定である。その他、採択を受けた私立大学研究ブランディング事業も活用し、環境に配慮した園芸療法研究教育施設としてのガーデン整備を行った。

●人権への配慮

労働条件については、「学校法人永原学園教職員就業規則」を定めている。ハラスメント防止については、「西九州大学ハラスメント防止規程」を定め、また、全教職員による研修会を行うなど、ハラスメントの防止及び排除に努めている。個人情報の取扱いについては、「学校法人永原学園個人情報保護規程」及び「各学校等個人情報保護管理委員会規程」を定め対応している。公益通報については、「学校法人永原学園公益通報等に関する規程」を整備し対応している。

●安全への配慮

安全への配慮については、「西九州大学安全衛生委員会規程」を整備し、本学における盗難、火災、自然災害等の被害予防、被害軽減の見地からの諸施策並びに実験実習等の安全衛生に関する諸施策の調査検討、企画立案を行い、人的、物的被害の防止、軽減を図ることを目的としている。

◆エビデンス◆【資料 3-1-10】～【資料 3-1-17】

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

教育情報については、本学ホームページに教員組織、教育課程方針、シラバスなどの教育情報を掲載し、公表するとともに、日本私立学校振興・共済事業団が提供する大学ポートレートでも特色のある教育情報などについて公表している。

財務情報については、私立学校法に基づき利害関係者から財務に関する情報（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書等）の閲覧請求があった場合に開示するほか、本学ホームページでも広く公表している。また、毎年発行している学園の広報誌である「広報永原学園」においても財務に関する情報を掲載し、学園のステークホルダーへ情報を提供している。

◆エビデンス◆【資料 3-1-18】

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

前述のとおり、本学園では経営の規律と誠実性について、諸規程等の整備を行い、コンプライアンスの向上を保っている。現在、第3次中期目標・中期計画（平成26年度～平成29年度）が進行中であるが、今年度中に第4次中期目標・中期計画（平成30年度～平成33年度予定）の策定を行い、平成30(2018)年度中には第3次中期目標・中期計画の総括を行う予定である。

また、環境保全、人権、安全への配慮については、引き続き、研修会の開催や避難訓練などの実施を行い、改善に努める。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

●理事会の戦略的意思決定体制について

本学園では、寄附行為に基づき、理事をもって組織する理事会が置かれており、法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事会は、当該年度内の5月、8月、12月及び3月に開催することを定例会としており、臨時会は必要が生じたときに、あらかじめ通知された議案に限り開催することとしている。理事会では法人の運営に関する議題を速やかに審議し決定しており、適切に機能している。

なお、予算や事業計画等の議案については、理事会での審議の前に評議員会を開催し、あらかじめ評議員会の意見を聞いた上で、理事会の審議を行っている。決算及び事業報告については、理事会で決定した後に評議員会に報告し、評議員会の意見を求めている。

●理事会の補佐体制について

本学園では、寄附行為に基づき、評議員会に付議しなければならない事項、その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会から委任された事項について審議する機関として常任理事会を置き、理事会の機能を補佐している。この常任理事会の開催は原則2ヵ月に1回の開催としているが、現在月1回の頻度で開催している。また、常任理事会の下に「学校法人永原学園運営協議会」を置き、学園全体の将来計画や重要事項について協議・検討する場を設けている。なお、この運営協議会の開催は年4回行うこととしている。

●理事の選定について

理事の選任については、寄附行為に基づき行われている。具体的には、理事の定数は 8 人から 10 人以内と定められており、選任区分は以下のとおりとなっている。

- ①西九州大学学長及び西九州大学短期大学部学長（第 6 条第 1 項第 1 号）
- ②評議員のうちから評議員会において選任した者 3 人以内（第 6 条第 1 項第 2 号）
- ③学識経験者（前 2 号に該当する者を除く。）のうちから、理事会において選任した者 5 人以内（第 6 条第 1 項第 3 号）

なお、理事の現員は 8 人である。（①1 人、②3 人、③4 人）

●理事の出席状況及び欠席時における委任状について

寄附行為では、理事総数の 3 分の 2 以上の理事が出席しなければ会議を開き、議決することができないことになっている。平成 28(2016)年度にあつては、定例会 4 回（5/21、8/20、12/18、3/18）、臨時会 1 回（5/29）の計 5 回開催されており、全ての理事会において理事の出席率は 100%となっている。なお、理事が欠席する場合は、当該理事会の議案についてあらかじめ可否の意思を表示した書面を付して、理事長あてに付議事項について議決する権限を委任する文書を提出することとしている。

◆エビデンス◆【資料 3-2-1】～【資料 3-2-5】

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事及び評議員の任期は、寄附行為第 6 条第 1 項第 1 号に規定する理事（学長）以外は 3 年間となっており、ほとんどの理事及び評議員が平成 29(2017)年 8 月で任期満了となり、理事・評議員の選任の見直しが行われる予定である。また、理事・評議員の定数についても、現在の学園の規模に見合った定数となるよう見直しを行い、文部科学省に寄附行為の変更認可申請を行っている。理事・評議員の選任の見直しに伴い、平成 29(2017)年 9 月以降は新たな体制の下、引き続き、戦略的な意思決定が行えるよう理事会等の円滑な運営に努める。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

本学の教育研究に関する意思決定は、学部においては教授会、研究科においては研究科委員会にて行い、最終的な意思決定は、学長が委員長を務める学部長会議（原則、月 1 回開催）の議を経て学長が行う。

学部長会議は、「西九州大学学部長会議規則」第 3 条に則り、学長、副学長、学部長、

研究科長、図書館長を構成員とし、事務局職員も陪席している。第4条には審議する事項を規定しており、権限及び責任の明確化を図っている。

教授会は、「西九州大学教授会規則」第2条に則り、当該学部の専任の教授、准教授、講師及び助教で組織し、事務局職員も陪席している。第3条には審議する事項を規定しており、権限及び責任が明確化している。

研究科委員会は、「西九州大学大学院研究科委員会規則」第2条に則り、研究科長、研究科の授業又は研究指導を担当する専任教員で組織し、事務局職員も陪席している。第3条には審議する事項を規定しており、権限及び責任が明確化している。

教授会や研究科委員会で審議する事項については、規定化されていないが学長室会議(学長、副学長、研究科長、各学部長、図書館長で構成)で事前に協議することとしている。

また、教授会及び研究科委員会において審議し、大学における教育・研究に関する重要な事項については、学長が委員長を務める学部長会議にて報告、提案し、審議・決定することとしている。

なお、学部長会議の審議事項のうち、大学の将来計画、各種規程等の制定・改廃、財務に関する事項などの管理運営に関するものについては常任理事会又は理事会に上申され、審議されることになっている。

◆エビデンス◆【資料 3-3-1】【資料 3-3-2】【資料 3-3-3】

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

学長の職務は、「学校法人永原学園管理運営規則」第21条に規定されているとおり、大学の校務を掌り、所属教職員を統督し、教育研究に関する全ての事項に権限を有し、最終的な責任を負うことになっている。学長の円滑な大学運営を補佐するために学長補佐を設置し、学長補佐の役割は「西九州大学学長補佐設置要項」第2条に則り、学長を補佐し、学長が指示する具体的な事項の処理に当たると明記されている。また、本学には副学長を設置しており、「学校法人永原学園管理運営規則」第21条(2)に副学長の職務が明記されており、学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制が整備されている。

さらに、学長が委員長を務める企画委員会を設置し、本学の大学改革の総合的且つ円滑な推進を図るなど、リーダーシップを発揮している。

◆エビデンス◆【資料 3-3-4】【資料 3-3-5】

(3) 3-3 の改善・向上方策 (将来計画)

学長は、大学の校務を掌り、所属教職員を統督し、教育研究に関する全ての事項に権限を有し、最終的な責任を負うことになっており、大学の意思決定の仕組みが適切に構築され、学長のリーダーシップが発揮できる運営体制が整備されている。今後は、さらなる内容の充実に努め、大学運営の円滑化、維持向上のためにもこの体制を維持、強化していくことが不可欠である。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

法人全体の管理運営組織としては、寄附行為に基づき、理事会、評議員会及び常任理事会が置かれ、常任理事会の下には、常任理事会規則に基づき、学園全体の将来計画や重要事項等について協議・検討する「永原学園運営協議会」が置かれている。

理事会又は評議員会に付議する必要がある事項についてはあらかじめ常任理事会で審議することとしており、常任理事会の構成員である常任理事は教学部門の最高責任者である学長が含まれているため、法人部門と教学部門との連絡調整は円滑に保たれている。

また、「永原学園運営協議会」の構成員も各部門の学部長や学科長、事務局長等、教学部門の執行責任者が含まれているため、学園の運営にかかる審議の過程において、教学部門の意見が反映されるしくみとなっている。

理事会、常任理事会で審議・決定された議案については、各部門長あてに議決事項を通知し、情報共有化を図っている。

◆エビデンス◆【資料 3-4-1】【資料 3-4-2】【資料 3-4-3】【資料 3-4-4】

3-4-② 法人及び大学の管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

●監事について

本学園の監事は、寄附行為に基づき、理事、評議員又は教職員以外の者であって（兼業禁止）理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事長が 2 人を選任している。理事会の出席率については平成 28(2016)年度にあっては定例会 4 回(5/21、8/20、12/18、3/18)、臨時会 1 回(5/29)の計 5 回開催されており、2 人の理事会への平均出席率は、それぞれ 60%と 80%となっている。理事会には必ずどちらかの監事が出席し、法人の業務又は財産の状況について必要に応じ意見を述べる体制をとっている。

●評議員について

評議員の選任については、寄附行為に基づき行われている。

具体的には、評議員の定数は 17 人～22 人以内と定められており、選任区分は以下のとおりとなっている。

- ① この法人の教職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 9 人以内（第 23 条第 1 項第 1 号）
- ② この法人の設置する学校を卒業した者で年令 25 才以上の者のうちから、理事会において選任した者 5 人以内（第 23 条第 1 項第 2 号）

- ③ 学識経験者（この法人の教職員及びこの法人の設置する学校を卒業した者を除く。）のうちから、理事会において選任した者 8人以内（第23条第1項第3号）
なお、評議員の現員は20人である（①8人、②4人、③8人）。

評議員の出席率については、平成28(2016)年度にあつては定例会4回(5/21、8/20、12/18、3/18)開催されており、評議員の平均出席率は87.5%となっている。寄附行為第19条第11項及び第12項では、評議員会を欠席する評議員は、当該評議員会の議案について、あらかじめ可否の意思を表示した書面を付して、当該評議員会あてに評議員会に出席して付議事項について議決する権限を委任する文書（委任状）を提出することができることとしており、委任状を提出した評議員は、その評議員会の出席者とみなすことができ、これを踏まえると出席率は100%となっている。

また、評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員（理事、監事）の業務執行状況について役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を求めることができ、ガバナンス機能が保たれている。

◆エビデンス◆【資料3-4-5】【資料3-4-6】【資料3-4-7】

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

本学園の理事長と本学の学長は兼務しているため、運営側と教学側の両面の側面を兼ね備えており、双方の意向が機能的に結びつき、学園の運営あるいは教学面に反映されやすくスムーズに意思決定が行われている。

教職員からの提案や意見等については、各種委員会で検討され、教授会や学部長会議に上がる前に、学長、副学長、研究科長、各学部長、図書館長から構成される学長室会議に提案書（案件説明書）という形で吸い上げられ、教授会等に上申するかどうかの協議が行われている。これらの提案については、教授会、研究科委員会、学部長会議の議を経て、内容によっては常任理事会又は理事会で審議し、具現化していく体制を取っている。

◆エビデンス◆【資料3-4-8】

(3) 3-4の改善・向上方策（将来計画）

年4回開催される永原学園運営協議会の機能をより充実し、法人部門と教学部門の情報共有化を行い、さらに監事監査や内部監査において、双方の意思伝達、意思決定など適切になされているかの検証を行っていく。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5の視点》

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5の自己判定

基準項目3-5を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

平成 21(2009)年 4 月に「佐賀短期大学」が「西九州大学短期大学部」への名称変更と併せて西九州大学とは団地を異にする別団地（法人本部、短期大学部地区）に子ども学部が新設された。それに伴い、全体的な事務組織の見直しを行い、西九州大学及び短期大学部の両大学事務職員の意識の統一化と事務運営の効率化、職員の意識高揚を目指して両大学の事務局を統合し、「西九州大学・短期大学部事務局」に一本化した。この目的及び大学の使命・目的を達成するため、「西九州大学・短期大学部事務局事務分掌規程」に定められた業務を適切に行っている。事務遂行に必要な職員として、正職員を 29 名配置しているほか、必要に応じパート職員も配置又は派遣職員を雇用している。大学及び短期大学部の事務の統括は事務局長が行っており、必要に応じ事務局次長を配置している。

なお、教務部長、学生支援部長、入試広報部長は教員が担っており、教職協同体制が整えられている。

◆エビデンス◆【資料 3-5-1】【資料 3-5-2】

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

本学園内の日常的な業務の決定及び理事会・評議員会に付議する事項の審議等を行う常任理事会を設置しており、理事長、副理事長及び常勤の理事をもって組織している。業務執行の管理体制として、大学及び短期大学部事務幹部職員による課長連絡会議（両キャンパスを WEB 会議システムで中継）を毎月開催し、情報共有を行っている。

また、各種委員会に職員が委員として参画しており、教職協同で大学を運営する体制が確立されている。

業務執行上、各教職員に対して必要と思われる情報は、「デスクネッツ（教職員のスケジュール管理、学内電子掲示板、電子規程集等を行うシステム）」において、「インフォメーション」として周知している。

◆エビデンス◆【資料 3-5-3】

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

新規採用者（教職員）に対しては、毎年辞令交付式の際に、理事長、学長より建学の精神や大学の方向性、状況、新入教職員への期待等の講話が行われる。更に、個別に事務局の担当職員等から就業規則、関連する規程等及び事務手続きの説明を行っている。

また、大学職員としての知識、能力、専門性の向上及び業務の効率化等を図るため、加盟する日本私立大学協会をはじめとして多数開催されている学外研修に、実務担当者や管理職が参加し、担当する実務分野の知識習得に役立てている。

職員が修得し、向上させるべき資質・能力については、本学園が実施する職員評価制度（目標管理シート）において、自己評価する仕組みが整備されている。

◆エビデンス◆【資料 3-5-4】

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

研修会等へ参加した後の報告は、出張復命書だけに留まっており閲覧者が限定されることから、今後は報告会を開催する等、より多くの教職員に研修の成果を報告・還元する機会を設ける。

職員の資質・能力向上については、これまでも取組んできているが、更なる事務能力の向上を目指して SD 研修の方法を検討する。

また、特定業務を長年担当しているケースが見受けられることから、業務のマニュアル化を進め、企画・立案・管理業務と日常業務を区分し、契約・派遣契約職員の有効活用を図ることを検討する。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成 26(2014)年 3 月に策定した「第 3 次中期目標・中期計画（平成 26 年度～平成 29 年度）」に基づき、西九州大学 4 学部の事業計画及び単年度予算編成を行っている。予算編成時には特別予算（各部署が事業計画に沿った重点課題、新規課題にて特別申請するもの）と経常予算（各部署にて経常的に発生するもの）の両柱にて行われ、各学部長より理事長、法人本部長、財務課長へ費用対効果を示しながら収支についてのヒアリングと検証を行う。全てにおいて学園全体の収支予測による最終的な損益状況を把握しながら遂行することになるが、特に教育研究活動には支障が出ないように最大限の配慮を行っている。

平成 30(2018)年度より「西九州大学看護学部（仮称）」の設置に向け、認可申請等に対応する職員の増加、また新築する専用校舎群の建設等により、収入がない中で費用のみが発生している状況が継続することになるが、今回の事業は国土交通省、佐賀県、小城市からの補助金を受けての事業展開（平成 29(2017)年度交付予定）となっており、学園単体の費用負担については、平成 27(2015)年度から平成 29(2017)年度の 3 ヶ年間に西九州大学看護学部（仮称）開設のために積み立てる計画である施設設備引当特定資産（7.5 億円）にて十分賄える範囲内での支払額となっている。

◆エビデンス◆【資料 3-6-1】【資料 3-6-2】

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

平成 28(2016)年 3 月決算時点の法人全体の資産総額は約 140 億円であり、負債総額の約 10.4 億円を差し引いた正味財産は約 129.6 億円となる。なお運用財産は約 47.4 億円となっており、日常の学園運営等においては特段の問題はないと判断する。

また、日本私立学校振興・共済事業団が示している経営判断指標／定量的な経営判断指

標に基づく経営状態の区分（平成 28 年度～）にて、評価の視点とされている『安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保』を裏付ける根拠資料として、学校法人永原学園の全体にて「A2」に該当していることから、正常状態の区分に属していると言える。

【主な財務比率比較（平成 28 年度）：学校法人会計基準改正後】

事業活動収支差額比率	5.9%
基本金組入後収支比率	81.2%
学生生徒等納付金比率	71.9%
人件費比率	57.2%
教育研究経費比率	31.4%
管理経費比率	6.7%
積立率	67.1%
流動比率	873.1%
負債比率	8.0%
純資産構成比率	92.6%
基本金比率	100.0%
教育活動資金収支差額比率	20.4%

また、本学園の外部資金は、補助金、寄附金、資産運用収入及び受託事業収入があり、学園会計外の外部資金としては、科学研究費補助金等がある。平成 28(2016)年度の主要な外部資金は私立大学等経常費補助金 687,410 千円、特別補助金（施設設備補助金）21,726 千円が交付されている。新たに、文部科学省よりの直接補助金のうち特記事項として、西九州大学の「認知症予防推進プログラム」が、独自色のある研究の関連費用を支援する文部科学省の「私立大学研究ブランディング事業」の支援対象に選ばれ、平成 28(2016)年度から 5 年間、年間約 2 千万円～3 千万円の補助を受けることが決定した。なお、この事業には、全国 198 大学・短大が応募した結果、全国で 40 校が採択となったが、九州地区での採用は本学を含めて 2 校だけのものとなっている。

なお、資産運用については、資産運用規定「学校法人永原学園固定資産及び物品管理規程」を遵守して、本償還の確実性が高いもので運用している。

◆エビデンス◆【資料 3-6-2】【資料 3-6-3】

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

上述のとおり、西九州大学看護学部（仮称）の平成 30(2018)年 4 月開設を目指し、現在文部科学省へ設置認可申請中であり、完成年度までは各部門へは経費の圧縮を継続して要請する。特に平成 29(2017)年度は収入増が大きくは望めない中での建築費、専用設備及び備品等の支払はピークを迎えることとなり、この初期設置経費が大きな負担となることを全学園へ発信して理解を求める。

また、西九州大学全体の平成 28(2016)年度事業活動収支計算書／教育活動収支差額は、3.10 億円のプラス収支となっている。平成 29(2017)年度に子ども学部心理カウンセリング学科も完成年度を迎え、翌年度からは補助金収入も望めることから更なるプラス効果が期

待できる。

外部資金の導入は、教育研究を充実するためには重要な要素の1つであり、外部資金の獲得に向けて、文部科学省科学研究費補助金や各種 GP 等への申請件数を増やすなどの努力を継続して行う。

3-7 会計

《3-7の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

会計処理は、学校法人新会計基準及び「学校法人永原学園経理規程」他に則り行われている。また、日々の会計処理で疑義が生じた場合には、監査法人（税理士法人佐賀総合会計）、日本私立学校振興・共済事業団、所轄税務署等に照会し、回答・指導を受けた上で適切な処理を行っている。特に現在進行中の西九州大学看護学部（仮称）の設置に際して、学園としては実績がない小城市より既存建築物の無償譲渡、市有地の 30 年間無償貸与等が契約に盛り込まれている。また今後、国土交通省、佐賀県、小城市より多額の補助金が複数回に分けて交付される予定でもあることから、日々の会計処理における疑義については、遅滞なく関係部門へ問い合わせが出来る風通しの良い業務体制づくりを行っている。

◆エビデンス◆【資料 3-7-1】

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

現在予算は、前年度末（3 月）の定例評議員会・定例理事会にて審議・決議のうえ確定となるが、この当年度予算において、当該会計年度中における入出金にて著しいかい離が発生する場合、又は予測される場合には、補正予算を翌年 3 月までのところで策定することとなり、予実管理（かい離幅の縮減）に努めている。

なお、西九州大学看護学部（仮称）の設置が決定してからは、定例理事会・定例評議員会にて前年度決算が確定する毎年 6 月に、学園として部門毎の削減額を示しての削減要請を行い、これを含む補正予算（案）を毎年 10 月末に各部門より提出させている。

この時点で当該会計年度内における全体動向がほぼ掌握できることから、12 月常任理事会、12 月定例評議員会・定例理事会にての審議・決議成立をもって最終予算とし、各部門へ厳格な遂行を求めている。

平成 28(2016)年度の監査法人による会計監査は、税理士法人佐賀総合会計と監査契約を締結し、年間を通じ延べ 31 日間で実施された。前年度までの年間 21 日間と比較して 148% の調査時間増となった。これは全国的な学校法人の収支規模からみた会計士協会の平均監査日数、監査時間、報酬に照らして本学園の監査時間が下回っている状況等を鑑みた改善

であったが、結果的にはより厳密な会計監査が実施された。なお、決算監査終了後には、税理士法人佐賀総合会計から本学園宛に「独立監査人の監査報告書」が提出され、「適正に表示している」と認められた。

また、平成 28(2016)年度監事監査は、私立学校法及び寄附行為の定めに従い財務状況、法人の業務状況並びに理事の執行状況等について 2 名の学園監事が実施した。監査は、財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表並びに付属明細表）について検証され、適正と認められた。

学内予算や科学研究費等の外部資金による研究費及び業務についても、監事並びに理事長指名の法人本部職員により監事監査、内部監査を年 1 回実施し、その結果を監査報告書としてまとめ各部門へ通知し業務改善へ繋げている。更に理事会、評議員会へ報告し、情報の共有化を図っている。

◆エビデンス◆ 【資料 3-7-2】 【資料 3-7-3】 【資料 3-7-4】 【資料 3-7-5】

(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

本学の会計処理は、学校法人会計基準及び学内の関連諸規程に基づき、適切に行われている。今後も引き続き会計処理を適切に実施するとともに、監査法人による外部監査、監事による監査及び内部監査を通じて、研究費の不正使用防止や業務の適正かつ効率的な運営を図っていく。

【基準 3 の自己評価】

大学の運営について、使命・目的及び教育目標を達成するために、関係法令及び寄附行為をはじめ本学の規程に基づき、理事会を中心に理事長・学長がリーダーシップを発揮し教職員が協働して継続的に事業を遂行している。

財務基盤について、学園の中長期計画に基づく経営計画を着実に推進し、財政基盤の安定に向けた運営を行っている。会計処理は、学校法人会計基準及び本学の規定等を遵守の上、公認会計士、監事、内部監査の体制を整備しており、適正かつ厳正に実施している。

以上のことから、基準 3 を満たしていると判断した。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

西九州大学（以下「本学」という）では、平成 5(1993)年 12 月に教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うための組織として「西九州大学自己点検・評価検討委員会規程」を制定し、審議、検討をしてきた。

その後、平成 14(2002)年 9 月に現行の「西九州大学点検・評価に関する規程」に改正し、第 1 条においてその趣旨を「この規程は、西九州大学（以下「本学」という。）の教育・研究の水準の向上を図り、かつ、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育・研究活動及び大学の管理運営等の状況について点検及び評価を実施するにあたって必要な事項を定める。」と定めた。また、同規程第 3 条及び第 4 条に基づき「西九州大学点検・評価運営委員会（以下「運営委員会」という。）」を設置し、点検及び評価を実施するにあたっての必要な事項を定めている。実施組織である運営委員会が、点検・評価の基本方針、実施、活用、報告書の作成及びその公表に関する事項を取扱うこととしており、本学の使命・目的に即した組織的な自己点検・評価を行っている。

◆エビデンス◆【資料 4-1-1】

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

本学における運営委員会の組織は、「西九州大学点検・評価に関する規程」第 4 条に定められており、委員は、学長、副学長、大学院研究科長、各学部長、各学科長、附属図書館長、教務部長、学生支援部長、入試広報部長及び事務局長の大学の管理・運営に直接責任を持つ者で構成されており、運営委員長は学長であり、学長のリーダーシップの下に運営されている。

また、完成した報告書素案は運営委員会で検討され、教授会及び研究科委員会、学部長会議に諮って公表することになっている。

したがって、各機関及び委員会における諸課題を「西九州大学点検・評価運営委員会」において集約して検討することが可能であり、組織的な点検・評価に取り組むことが可能な体制となっている。

◆エビデンス◆【資料 4-1-1】

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

「西九州大学点検・評価に関する規程」第 8 条において「点検・評価の結果は、4 年を

超えない範囲で報告書として作成し公表する。」と定められている。本学では、4年毎に策定する中期目標・中期計画に基づき計画した、毎年度のアクションプログラム（総括）にて自己点検・評価を行っている。

◆エビデンス◆【資料 4-1-1】【資料 4-1-2】

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価の適切性に関する改善・向上については、本学ではこれまで運営委員会が中心となって実施体制を整え、適切な周期で点検・評価を行ってきたが、今後は学内各機関及び教員、事務局各部署がより主体的に点検・評価に関わる体制の構築を目指していく。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-①エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

自己点検・評価報告書に用いる教職員数や学生数などの基礎データは、所掌する各部署がデータ収集・整理を行っており、教職員に係わる事項や環境整備については事務局総務課が、学生数等については教務課が所管しており、自己点検・評価のエビデンスとして活用している。これらの基礎データは、学校法人基礎調査及び学校基本調査などの調査に合わせて大学や IR 室で収集・整理し、日本私立学校振興・共済事業団で運営している大学ポートレートにおいても同一のデータを教育情報等の公開に利用している。規程類は学内 LAN を通じてアクセスできる環境となっており、これらのエビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を実施している。

◆エビデンス◆【資料 4-2-1】

4-2-②現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

本学の教育研究並びに運営に係わる現状を把握するために必要とされる資料は、大学事務局の次の組織が分掌して収集・分析を行っている。

具体的には、総務課（教育研究上の組織・事務組織、施設・設備関係）、教務課（学生の修学、教育課程関係）、学生支援課（学生支援、就職・進路関係）、入試広報課（入試・広報関係）、図書課（図書、資料の所蔵関係）であり、これら基幹的事務組織のルーティンの業務として、現状把握のためのデータ収集・分析が実施されており、各部署からの資料をデータとしてエビデンス集にまとめている。

◆エビデンス◆【資料 4-2-1】【資料 4-2-2】【資料 4-2-3】

4-2-③自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

自己点検・評価の結果は、「西九州大学点検・評価に関する規程」第 8 条（点検評価の報告書）に「運営委員会は、点検・評価の結果は、4 年を超えない範囲で報告書として作成し公表する。」と定めており、公表を原則としている。

中期目標・中期計画に基づき実施した平成 25(2013)年度の自己点検・評価は、「平成 25 年度自己点検評価報告書」として作成し、ホームページで公表している。

◆エビデンス◆【資料 4-2-4】、【資料 4-2-5】【資料 4-2-6】

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

点検・評価報告書の作成に当たっては、4 年ごとに実施している中期目標・中期計画に基づいて、毎年実施しているアクションプログラムをこれまで同様「正確な現状把握、客観性を持った評価、それに伴う改善向上策の策定」という過程で実現できるように、今後とも正確な調査や定期的なデータの確実な収集に努めることとしている。そこで得られたデータを分析し、点検・評価の客観性や妥当性を担保し、大学のより良い改善につなげていくためにも、作成した点検・評価書の内容について学内での共有を徹底するとともに、広く学外への情報提供も行っていく。

また、IR 室を中心に、本学の教育、研究、学生支援、経営等に関するデータ及び情報を管理・分析していく。これらの情報をもとに、各関連委員会で、自己評価、計画立案、政策形成及び意志決定を支援できる体制を構築する。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果のための活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

法人全体としては、毎年度「事業計画」及び「事業報告書」を作成し、自己点検・評価を行っている。

また、本学では各学部・学科、各種委員会等が中期目標・中期計画に定めた項目に基づいて、毎年アクションプログラムを計画・実施し、年度末に目標の達成度の提示及び総括を行っている。これは、本学の建学の精神や使命、教育研究上の目的を達成するための各学科、各委員会の目標や達成度を可視化するとともに、活動内容を点検・評価し、特に達成度が伸び悩んだ項目内容については活動内容の総括を通じて問題点や次年度の課題を明らかにした上で、次年度の活動につなげるという PDCA サイクルを構築している。

◆エビデンス◆ 【資料 4-3-1】 【資料 4-3-2】 【資料 4-3-3】

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

平成 29(2017)年度受審の認証評価の結果と、平成 26(2014)年度から平成 29(2017)年度の第 3 次中期目標・中期計画の活動状況を踏まえ、その活動等を点検・評価し、その結果を平成 30(2018)年度からの第 4 次中期目標・中期計画に反映することで、PDCA サイクルの確立を図っていく。

【基準 4 の自己評価】

自己点検・評価の適切性においては、中期目標・中期計画を立案し、学則及び「西九州大学点検・評価に関する規程」に基づき、毎年、アクションプログラムを策定し、自己点検・評価を行っている。評価結果を教職員へ周知し、情報の共有化を図り、事業計画に反映させることで PDCA サイクルを有効に機能させ、教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげている。

以上のことから、基準 4「自己点検・評価」の基準を満たしているものと判断した。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. ディプロマ・ポリシーの具現化（地域とつながる教育研究）

A-1 体験型学修・学修成果の可視化を通じてディプロマ・ポリシーを具現化するための取組

《A-1の視点》

A-1-① 正課授業の地域志向化

A-1-② ディプロマ・ポリシーの具現化を証明する学修成果の可視化

(1) A-1の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

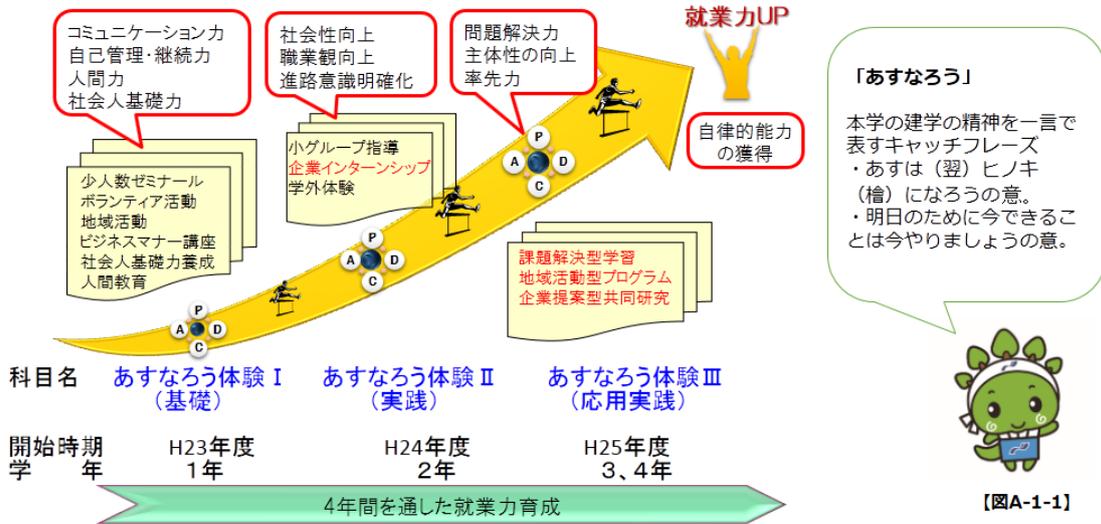
A-1-① 正課授業の地域志向化

平成 25(2013)年度、西九州大学（以下本学という）は COC 事業に採択された。これを機に「地域を活かす大学（教育研究に地域を活かし、教育研究で地域を活かす大学）」としてのブランドを学内外に周知するために「地域大学宣言」を発することになった。先述したとおり、本学の人材育成目標（ディプロマ・ポリシー（以下 DP という））は「地域生活を支援し、創造することができる人材」を養成することである。この目標を達成するため「正課授業科目の地域志向化」及び「地域大学という理念に基づいた学修プログラムの成果を学生一人一人が確認できる学修成果の可視化」システムの運用を開始した。

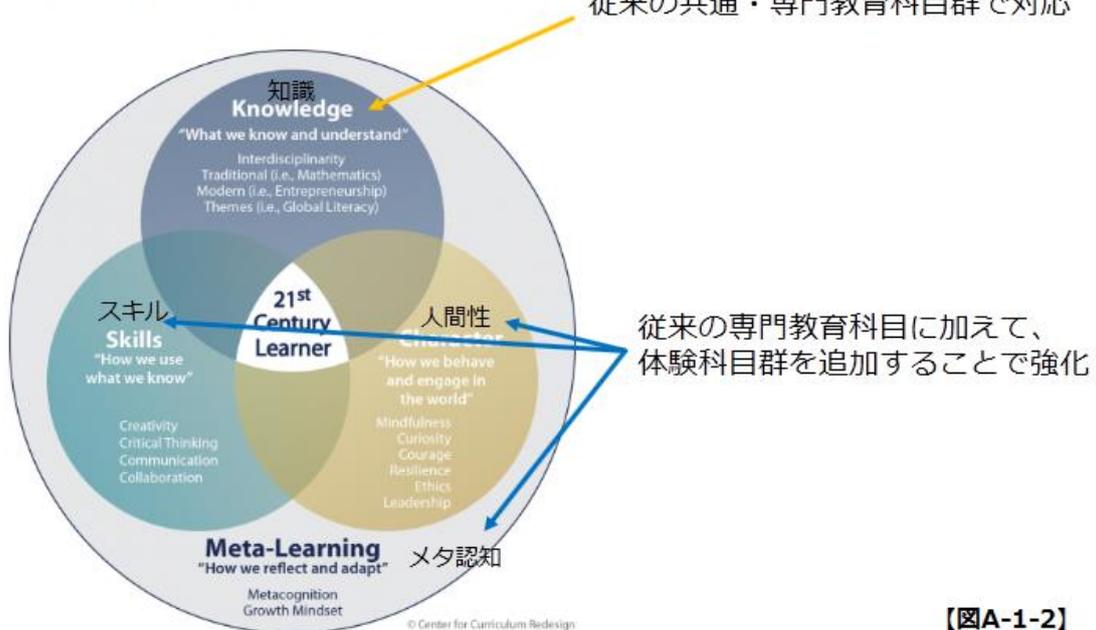
本学における正課授業科目の地域志向化は「体験型学修」という形で始まった。平成 22(2010)年度 GP「就業力育成支援事業」採択によってである。次図は平成 23(2011)年度より開始した本学の共通教育科目内にある「実践教養」科目群である【図 A-1-1】。「あすなろう体験Ⅰ～Ⅲ」までを正課として設定している。本学が実践教養科目群を設置した目的は、21 世紀型学修者像の「スキル」「人間性」「メタ認知」部分の育成を、体験型学修を通じて強化するというものであった【図 A-1-2】。

平成23～25年度のキャリア教育

□ あすなろう体験科目群の設定



□ あすなろう体験科目群の設定

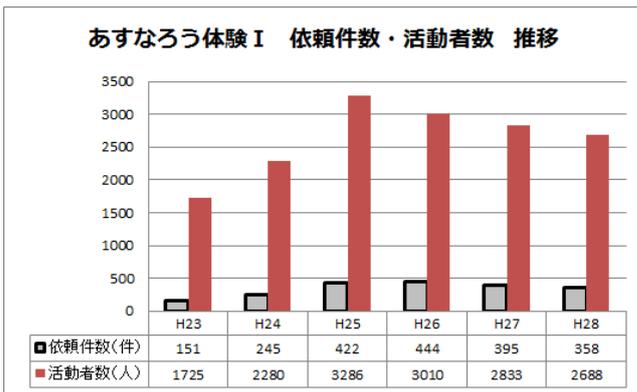


これらの科目履修を通じて「キャリア自律（学生が自らキャリアを形成していく能力の獲得）」のための基礎力育成を目指した。その特長を挙げると、①サービスマナー、インターンシップ、PBL型学修などを『体験型学修』という枠で統合したこと、②上澄み層の優秀な学生だけをターゲットとせず、全学生に体験型学修の機会を担保したこと（体験Ⅱ以降も選択可）、③すべての活動に関して、事前・事後指導を行うことを可能とする仕組みを構築したこと、④日常生活においても正しい習慣を身につけさせるため、初年次において修学支援ポートフォリオ（日報）を義務付けたこと、等である。体験Ⅰの内容を簡単に紹介すると、

- ・1年次全学必修
- ・学外でのボランティア、サービスマナー、PBL等を実施

- ・活動をするとポイント（以下 P とする）が付与される（目安：1日 4P、半日 2P）
- ・単位数：1 単位
- ・単位取得には最低 11P が必要 ※A 評価取得には概ね 25P 以上獲得が必要
- ・活動前には必ず事前指導を行う
- ・活動後にウェブ上で報告義務⇒担任のチェック⇒出欠席の確認⇒ポイント付与
- ・報告書内で PDCA を意識させる工夫あり（どのような社会人基礎力を意識して活動するのかを明示）
- ・能力伸長を独自テストで計測（社会人基礎力確認テストを年 2 回実施）
- ・年度末にコンペ形式で発表会を開催、優秀者にはアワードを設定等である。

体験内容は様々である。一例を挙げると、ボランティア型では、中学生と行うトークフォークダンス（一種の異世代間交流、異世代間しゃべり場）、難病支援センター等イベント運営支援、小学校支援ボランティア、自治体主催イベント運営支援、学内行事運営支援など。サービスラーニング型では、市町主催寺子屋支援、夏休みの宿題補助、高齢者サロン補助など。PBL 型では、サガライトファンタジー企画、かんざき宿場祭り企画・運営などである。活動実績としては、体験 I だけで年間のべ 400 件程の活動に、のべ 3,000 名内外の学生が体験活動に出かけている。連携するステークホルダー数は 300 程である（重複を除く）【図 A-1-3】。活動前後の学生の汎用的能力伸長を測定する確認テストも入学時及び 1 年次修了の時点で実施しており、学生一人一人に結果をフィードバックしている。【図 A-1-4】



図A-1-3



【図A-1-4】

あすなろう体験Ⅱ・Ⅲの履修者は【図 A-1-5】のとおりである。本学は多くの学科で実習科目を抱えており、ほとんどの学生が専門科目において実際の職業に直結した学外実習を行っている。あすなろう体験Ⅱ・Ⅲで行うインターンシップや

体験Ⅱ・Ⅲ履修者数(人)		
28年度	28	25
27年度	28	25
26年度	33	26

【図A-1-5】

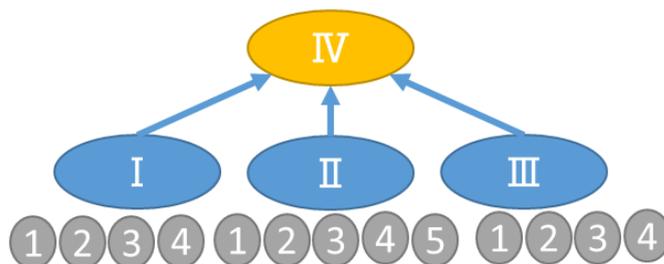
PBL は学科の枠にとらわれない職場体験型の学修機会となっている。例年 25 名以上の学

生が多様な職業体験に臨んでいる。インターンシップは実働 7 日以上を実施条件としており、最長は 45 日間の中期の実践型までも含んでいる。また、低学年次からの PBL や実践型インターンシップを実現するために、受け入れ先との綿密な調整の元、達成課題を 4 から 5 のフェーズ毎に詳細に分析したルーブリックを作成し、成果重視型のインターンシップモデルも構築している【資料 A-1-1】。

平成 25 年度 COC 事業採択を機に、平成 26 年度以降本学の体験型学修を活用した地域志向教育は大きな転換点を迎えることとなった。専門教育科目の地域志向化である。本学の COC 事業は 5 つのプロジェクトから構成されている【資料 A-1-2】。それぞれのプロジェクトには主に各学科の専門教育科目が充当され、各科目は教室での学修と地域での体験型学修を組合わせた「サービ斯拉ーニング・PBL」型となっている。「介護（認知症）予防」「子育て支援」「高齢者生活支援」「機能的食品開発」「食生活改善」「食育」「特定検診受診率向上」など多様な内容を実施しているが、教育研究活動と地域貢献が実質的に結びついた事業である【資料 A-1-2】。現在、専門教育も含め、地域志向化された科目数は 34 に上っている。ここには専門実習等の従来の職業接続教育は含まれていない。これによって、本学の体験型学修は、共通教育・専門教育の両領域にわたって展開されることとなった。本学の学修の在り方が、体験すなわち実社会という実践の場を意識・活用した「職業統合型学修(Work Integrated Learning)」として明確に位置づけられた。これを本学は先述した「地域大学宣言」としたわけである。本学は全カリキュラムを挙げて、先述した 21 世紀型学修者像育成に取り組むこととなった。もちろん、全科目で地域活動等の体験型学修を行うのではない。にもかかわらず全カリキュラムに「地域志向化」という明確な目的を付与する新たな教育改革が「ディプロマ・ポリシーの具現化を証明する学修成果の可視化」の試みである。

A-1-② ディプロマ・ポリシーの具現化を証明する学修成果の可視化

本学は全カリキュラムの地域志向化を実現するために、最初に DP「地域生活を支援し、創造することができる人材」育成を 4 要素に分節化した。Ⅰ「主体的・自立的に行動できる確かな人間力」、Ⅱ「社会人としての汎用的能力」、Ⅲ「教養ある専門職業人としての基礎力」、Ⅳ「地域社会を支援し、創造する力」である。それらをさらに 13 項目に分節化し、本学が学部卒業生に求める資質能力を明示し、それらの関係を明らかにした【図 A-1-6, 7】。



本学が学部卒業生に求める資質・能力を13項目に分節化

【図 A-1-6】

《学位授与方針》（ディプロマ・ポリシー）

到達目標

I 【主体的・自立的に行動できる確かな人間力】

- ① 主体的に、自らを律して行動するとともに、目標実現のために協調・協働して行動できる。
- ② 自己の良心と社会の規範やルールに則って行動できる。
- ③ 社会の一員としての意識を持ち、義務と権利を適正に行使しつつ、社会の発展のために積極的に関与できる。
- ④ 生涯にわたって自律・自立して学習できる。

II 【社会人としての汎用的能力】

- ① 確かな日本語に加え、一つ以上の外国語を用いて、読み、書き、話すことができる。
- ② 自然や社会的事象について、図表等のシンボルを用いて分析、理解、表現することができる。
- ③ ICTを用いて、多様な情報を収集・分析して適正に判断し、モラルに則って効果的に活用することができる。
- ④ 情報や知識を複眼的、論理的に分析し、表現できる。
- ⑤ 問題を発見し、その解決に必要な情報を収集・分析・整理し、その問題に的確に対応できる。

III 【教養ある専門職業人としての基礎力】

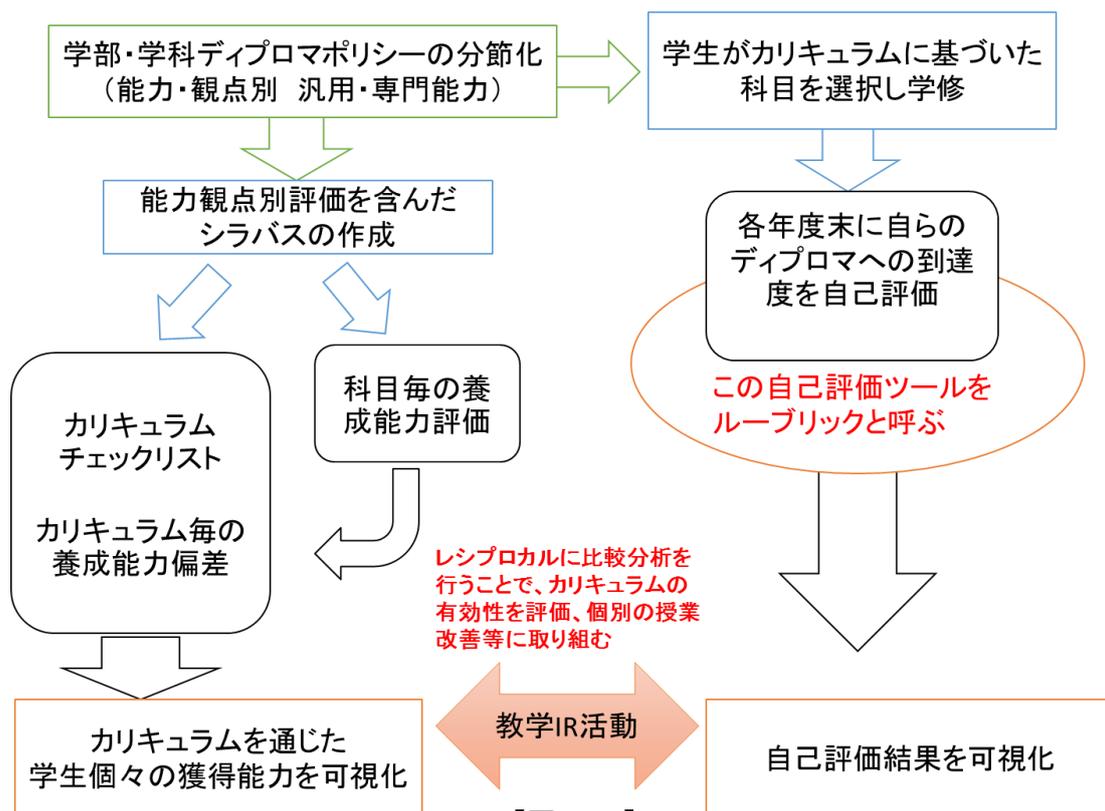
- ① 専攻する特定の学問分野における知識を体系的に理解できる。
- ② 上記知識体系を外部的視点で捉え返すことができるとともに、自己と関連付け理解することができる。
- ③ 多文化・異文化に関する知識の理解。
- ④ 人類文化、社会、自然に関する知識の理解。

IV 【地域生活を支援し、創造する力】

地域での実践活動をもとに、上記 I～III の知識・技能・態度・志向性を総合的に活用し、地域課題を解決することができる。

【図 A-1-7】

次いで、DP、カリキュラムポリシー（以下 CP という）、シラバスの接続化をはかった。まず、各学科のカリキュラムマップに育成する資質・能力のナンバーを配当することで、DP と CP の接続化を実現した【資料 A-1-3】。次に全正課科目のシラバスに各学科で育成を目指す資質能力のナンバーを明記することで、各科目が担当する資質能力要素を可視化した。各教科の成績評価は、この資質能力要素を能力観点別に評価することによって行われる【資料 A-1-4】。この仕組みを活用することで、カリキュラムを通じた学生個々の獲得能力を可視化することが可能となった。また、学生は各年度末に自らの DP への到達度をルーブリックに従って自己評価する。これによって、「教員による評価」及び「学生の自己評価」の両者を可視化できるようになった。本学はこの両者を双方向的に比較分析することで、カリキュラムの有効性評価や個々の授業改善に資する検討材料を手にすることができるようになった（教学 IR 活動）。これらを図示すると以下のようなになる【図 A-1-8】。



【図A-1-8】

能力要素の極端な偏り等を是正するため、各学科カリキュラムが育成する能力要素の偏在等に関しては、カリキュラムチェックリストによって検証できるようになっている【資料 A-1-5】。

本学は以上の仕組みをもって学生評価を行うことを「成績評価の方針（アセスメント・ポリシー）」として公開し、さらに学生へのフィードバック方針である「学修成果の評価改善方針（エバリュエーション・ポリシー）」も公開している【資料 A-1-6】。また、卒業時にはディプロマ・サプリメント（学位を証明するための補足資料）として可視化された能力獲得の歩みが全学生にフィードバックされる【資料 A-1-7】。

以上が本学が DP を具現化するために構築した仕組みである。この仕組みを通じて本学で開講される全ての科目に「DP の具現化」という目的を設定することが可能となった。

「地域大学」を実現するため、本学は「教育研究を地域社会に接続する取組（正課授業の地域志向化）」と「学修成果の可視化の取組」の両輪を展開している。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

DP の具現化を目指す本学の学修成果の可視化は、現在稼働 3 年目である。未だ卒業生を出していない状況にある。毎年度、自己評価のためのルーブリックの改定等を行い、できる限り学生に分かりやすい仕組みの構築に取り組んでいる。しかしながら、自己評価に関しては全学生が行えていない状況にある。全学生の参加を目指し、学生への周知をさらに進める必要がある。また、教職員側の本システムに関する理解も十分とはいえない。現状で出てきた成果物としての学生の能力獲得状況を分析し、FD 等でその意義を共有する必要がある。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部・研究科構成	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-6】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-7】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3-8】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3-9】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-10】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	

【表 3-11】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
----------	-----------------------------------	--

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人永原学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	西九州大学大学案内 2018	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	西九州大学学則、西九州大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2018 年度学生募集要項、2017 年度学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	平成 29 年度学生便覧 修学の手引	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 29 年度学校法人永原学園事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 28 年度 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	西九州大学大学案内 2018（アクセスマップ）、 平成 29 年度学生便覧 修学の手引（キャンパスマップ）	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	学校法人永原学園規程集（目次）、西九州大学規程集（目次）	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	学校法人永原学園 平成 29 年度 理事、監事、評議員 平成 28 年度理事会・評議員会の開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	事業報告書（平成 24 年度～平成 28 年度）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス	
	シラバス（全教科）	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	平成 29 年度学生便覧 修学の手引	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-2】	西九州大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-3】	西九州大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-4】	学校法人永原学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	西九州大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-2】	地域大学宣言	
【資料 1-2-3】	平成 29 年度学生便覧 修学の手引	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-4】	西九州大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ

1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	西九州大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-3-2】	西九州大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-3-3】	学校法人永原学園管理運営規則	
【資料 1-3-4】	永原学園報	
【資料 1-3-5】	西九州大学大学案内 2018	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-3-6】	本学ホームページ（建学の精神抜粋）	
【資料 1-3-7】	平成 28 年度アクションプログラム総括及び平成 29 年度アクションプログラム	
【資料 1-3-8】	第 3 次中期目標・中期計画（平成 26 年度～平成 29 年度）（冊子）	
【資料 1-3-9】	管理運営組織図	

基準 2. 学修と教授

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	本学ホームページ（建学の精神抜粋）	【資料 1-3-6】と同じ
【資料 2-1-2】	平成 29 年度学生便覧 修学の手引	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-1-3】	本学ホームページ（入学者受け入れ方針抜粋）	
【資料 2-1-4】	2018 年度学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-5】	2017 年度学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-6】	西九州大学入試・広報委員会規程	
【資料 2-1-7】	西九州大学大学院入試委員会規程	
【資料 2-1-8】	エビデンス集（データ編）参照	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	平成 29 年度学生便覧 修学の手引	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-2】	西九州大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-2-3】	西九州大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-2-4】	西九州大学入試・広報委員会規程	【資料 2-1-6】と同じ
【資料 2-2-5】	西九州大学大学院入試委員会規程	【資料 2-1-7】と同じ
【資料 2-2-6】	2018 年度学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-2-7】	2017 年度学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-2-8】	西九州大学大学院生活支援科学研究科規程	
【資料 2-2-9】	西九州大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	
【資料 2-2-10】	西九州大学大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	
【資料 2-2-11】	平成 28 年度西九州大学 FD・SD 合同研修会	
【資料 2-2-12】	平成 28 年度 第 2 回西九州大学・第 1 回西九州大学短期大学部 FD 合同研修会	
【資料 2-2-13】	平成 28 年度 西九州大学・西九州大学短期大学部 FD・SD 合同研修会	
【資料 2-2-14】	平成 28 年度 西九州大学・西九州大学短期大学部 FD 合同研修会	
【資料 2-2-15】	平成 28 年度 第 1 回西九州大学大学院 FD 研修会	
【資料 2-2-16】	西九州大学大学案内 2018	【資料 F-2】と同じ
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	2018 年度学生募集要項	【資料 F-4】と同じ

西九州大学

【資料 2-3-2】	平成 29 年度オリエンテーション日程表	
【資料 2-3-3】	平成 29 年度学生便覧 修学の手引	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-3-4】	エビデンス集（データ編）参照	
【資料 2-3-5】	西九州大学ティーチング・アシスタントに関する規程	
【資料 2-3-6】	西九州大学ティーチング・アシスタント選考と任用に関する申し合わせ	
【資料 2-3-7】	ティーチング・アシスタントマニュアル	
【資料 2-3-8】	平成 28 年度 T A 活用実績資料	
【資料 2-3-9】	平成 29 年度勤務予定表	
【資料 2-3-10】	西九州大学教育・研究リソース検索システム	
【資料 2-3-11】	西九州大学教務委員会規程	
【資料 2-3-12】	西九州大学学生支援委員会規程	
【資料 2-3-13】	西九州大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	【資料 2-2-9】と同じ
【資料 2-3-14】	平成 28 年度学生生活実態調査実施要項	
【資料 2-3-15】	平成 28 年度学生生活実態調査質問用紙	
【資料 2-3-16】	平成 28 年度学生満足度調査実施要項	
【資料 2-3-17】	平成 28 年度学生満足度調査質問用紙	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	西九州大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-4-2】	平成 29 年度学生便覧 修学の手引	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-3】	西九州大学教務委員会規程	【資料 2-3-11】と同じ
【資料 2-4-4】	西九州大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-4-5】	西九州大学大学院生活支援科学研究科規程	【資料 2-2-8】と同じ
【資料 2-4-6】	シラバス（全教科）	【資料 F-12】と同じ
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	平成 29 年度学生便覧 修学の手引	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-5-2】	西九州大学学生支援委員会規程	【資料 2-3-12】と同じ
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	エビデンス集（データ編）参照	
【資料 2-6-2】	授業改善のためのアンケート実施要項	
【資料 2-6-3】	授業改善のためのアンケート用紙	
【資料 2-6-4】	平成 28 年度学生生活実態調査実施要項	【資料 2-3-14】と同じ
【資料 2-6-5】	平成 28 年度学生生活実態調査質問用紙	【資料 2-3-15】と同じ
【資料 2-6-6】	平成 28 年度学生満足度調査実施要項	【資料 2-3-16】と同じ
【資料 2-6-7】	平成 28 年度学生満足度調査質問用紙	【資料 2-3-17】と同じ
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	西九州大学学生支援委員会規程	【資料 2-3-12】と同じ
【資料 2-7-2】	スクールバス運行表（佐賀調理製菓専門学校）	
【資料 2-7-3】	エビデンス集（データ編）参照	
【資料 2-7-4】	平成 29 年度学生便覧 修学の手引	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-7-5】	永原学園奨学金に係わる西九州大学支給細則	
【資料 2-7-6】	永原学園奨学金支給規程	
【資料 2-7-7】	2018 年度学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-7-8】	西九州大学学生会々則	
【資料 2-7-9】	平成 29 年度勤務予定表	
【資料 2-7-10】	西九州大学教育・研究リソース検索システム	
【資料 2-7-11】	西九州大学ハラスメント防止規程	
【資料 2-7-12】	西九州大学ハラスメントの防止に関するガイドライン	

西九州大学

【資料 2-7-13】	西九州大学ハラスメント相談窓口設置要項	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	エビデンス集（データ編）参照	
【資料 2-8-2】	西九州大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	【資料 2-2-9】と同じ
【資料 2-8-3】	西九州大学大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	【資料 2-2-10】と同じ
【資料 2-8-4】	平成 28 年度西九州大学 FD・SD 合同研修会	
【資料 2-8-5】	平成 28 年度 第 2 回西九州大学・第 1 回西九州大学短期大学部 FD 合同研修会	
【資料 2-8-6】	平成 28 年度 西九州大学・西九州大学短期大学部 FD・SD 合同研修会	
【資料 2-8-7】	平成 28 年度 西九州大学・西九州大学短期大学部 FD 合同研修会	
【資料 2-8-8】	平成 28 年度 第 1 回西九州大学大学院 FD 研修会	
【資料 2-8-9】	西九州大学教員人事の方針	
【資料 2-8-10】	西九州大学及び西九州大学短期大学部人事基本方針	
【資料 2-8-11】	西九州大学教員選考規程	
【資料 2-8-12】	西九州大学専任教員資格審査基準	
【資料 2-8-13】	西九州大学専任教員資格審査基準運用要項	
【資料 2-8-14】	西九州大学共通教育運営委員会規程	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	エビデンス集（データ編）参照	
【資料 2-9-2】	平成 29 年度学生便覧 修学の手引	【資料 F-5】と同じ

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人永原学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-2】	学校法人永原学園管理運営規則	【資料 1-3-3】と同じ
【資料 3-1-3】	学校法人永原学園就業規則	
【資料 3-1-4】	学校法人永原学園公益通報等に関する規程	
【資料 3-1-5】	西九州大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-6】	第 3 次中期目標・中期計画（平成 26 年度～平成 29 年度）（冊子）	【資料 1-3-8】と同じ
【資料 3-1-7】	平成 28 年度アクションプログラム総括及び平成 29 年度アクションプログラム	【資料 1-3-7】と同じ
【資料 3-1-8】	西九州大学グループ 100 年ビジョン	
【資料 3-1-9】	広報永原学園 2016.Vol.017（冊子）	
【資料 3-1-10】	西九州大学環境推進委員会規程	
【資料 3-1-11】	西九州大学ハラスメント防止規程	
【資料 3-1-12】	西九州大学ハラスメントの防止に関するガイドライン	
【資料 3-1-13】	西九州大学ハラスメント相談窓口設置要項	
【資料 3-1-14】	ハラスメントに起因する問題が生じた場合への対応	
【資料 3-1-15】	学校法人永原学園個人情報保護規程	
【資料 3-1-16】	各学校等個人情報保護管理委員会規程	
【資料 3-1-17】	西九州大学安全衛生委員会規程	
【資料 3-1-18】	本学 HP 情報公開の URL http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/	
3-2. 理事会の機能		

西九州大学

【資料 3-2-1】	学校法人永原学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-2-2】	学校法人永原学園理事会の運営に関する規則	
【資料 3-2-3】	学校法人永原学園常任理事会規則	
【資料 3-2-4】	学校法人永原学園運営協議会規則	
【資料 3-2-5】	平成 28 年度理事会・評議員会の開催状況	【資料 F-10】と同じ
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	西九州大学学部長会議規則	
【資料 3-3-2】	西九州大学教授会規則	
【資料 3-3-3】	西九州大学大学院研究科委員会規則	
【資料 3-3-4】	学校法人永原学園管理運営規則	【資料 1-3-3】と同じ
【資料 3-3-5】	西九州大学学長補佐設置要項	
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	学校法人永原学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-4-2】	学校法人永原学園理事会の運営に関する規則	【資料 3-2-2】と同じ
【資料 3-4-3】	学校法人永原学園常任理事会規則	【資料 3-2-3】と同じ
【資料 3-4-4】	学校法人永原学園運営協議会規則	【資料 3-2-4】と同じ
【資料 3-4-5】	平成 28 年度理事会・評議員会の開催状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 3-4-6】	平成 28 年度理事会議事録(5/21,8/20,12/18,3/18 及び 5/29)	
【資料 3-4-7】	平成 28 年度評議員会議事録(5/21,8/20,12/18,3/18)	
【資料 3-4-8】	学長室会議案件説明書（様式）	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	西九州大学・短期大学部事務局事務分掌規程	
【資料 3-5-2】	エビデンス集（データ編）参照	
【資料 3-5-3】	学校法人永原学園管理運営組織図	【資料 1-3-9】と同じ
【資料 3-5-3】	課長連絡会議次第（例）	
【資料 3-5-4】	目標管理シート（様式）	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	第 3 次中期目標・中期計画（平成 26 年度～平成 29 年度） （冊子）	【資料 1-3-8】と同じ
【資料 3-6-2】	エビデンス集（データ編）参照	
【資料 3-6-3】	私立大学研究ブランディング事業 認知症予防推進プログラム （リーフレット）	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	学校法人永原学園経理規程	
【資料 3-7-2】	独立監査法人の監査報告書	
【資料 3-7-3】	資金収支計算書	
【資料 3-7-4】	事業活動収支報告書	
【資料 3-7-5】	貸借対照表並びに付属明細表	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	西九州大学点検・評価に関する規程	
【資料 4-1-2】	平成 28 年度アクションプログラム総括及び平成 29 年度アクションプログラム	【資料 1-3-7】と同じ
4-2. 自己点検・評価の誠実性		

【資料 4-2-1】	エビデンス集（データ編）参照	
【資料 4-2-2】	学校法人永原学園管理運営組織図	【資料 1-3-9】と同じ
【資料 4-2-3】	西九州大学・短期大学部事務局事務分掌規程	【資料 3-5-1】と同じ
【資料 4-2-4】	西九州大学点検・評価に関する規程	【資料 4-1-1】と同じ
【資料 4-2-5】	平成28年度アクションプログラム総括及び平成29年度アクションプログラム	【資料 1-3-7】と同じ
【資料 4-2-6】	平成25年度自己点検評価報告書（HP掲載分）	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	平成29年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 4-3-2】	平成29年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 4-3-3】	平成28年度アクションプログラム総括及び平成29年度アクションプログラム	【資料 1-3-7】と同じ

基準 A. ディプロマポリシーの具現化（地域とつながる教育研究）

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 体験型学修・学修成果の可視化を通じてディプロマ・ポリシーを具現化するための取組		
【資料 A-1-1】	PBL型インターンシップルーブリック例	
【資料 A-1-2】	平成28年度地（知）の拠点整備事業【成果報告書】 p. 9-15	
【資料 A-1-3】	平成28年度学生便覧 p. 90-93, 100-103, 110-113, 120-123, 132-135, 142-145	
【資料 A-1-4】	シラバス（全教科） http://er.nisikyu-u.ac.jp/ABU0300	
【資料 A-1-5】	ウェブ版カリキュラムチェックリスト例	
【資料 A-1-6】	学修の手引き p. 6	
【資料 A-1-7】	学修の手引き p. 64-65	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。